

今後の学校における
キャリア教育・職業教育の在り方について

(答申)

平成23年1月31日

中央教育審議会

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）

<目 次>

はじめに	1
序章 若者の「社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への移行」を巡る経緯と 現状	2
1. 我が国の産業構造や就業構造の変化	3
2. 学校制度や学校教育における職業に関する教育の現状	8
3. 社会全体を通じた職業に関する教育に対する認識	12
4. 子ども・若者の変化	13
5. 教育基本法等の改正と教育振興基本計画	15
第1章 キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性	16
1. キャリア教育・職業教育の内容と課題	17
(1) 「キャリア教育」の内容と課題	
(2) 「職業教育」の内容と課題	
(3) キャリア教育と職業教育の関係	
2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性	19
(1) 幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進	
(2) 実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価	
(3) 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援	
3. キャリア教育・職業教育の方向性を考える上での視点	21
(1) 仕事をするものの意義と幅広い視点から職業の範囲を考えさせる指導	
(2) 社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力の明確化	
① 社会や学校の変化と、必要な力を明確化することの必要性	
② 社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力の要素	
③ 基礎的・汎用的 ^{はんよう} 能力の内容	
第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策	28
1. キャリア教育の充実に関する基本的な考え方	29
(1) 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する、体系的な取組の構築	
(2) 子ども・若者一人一人の発達状況の的確な把握ときめ細かな支援	
(3) 能力や態度の育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自己形成・自己確立	

2. キャリア教育の充実方策 31

(1) 教育方針の明確化と教育課程への位置付け

- ① 各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化
- ② 各学校の教育課程への適切な位置付けと、計画性・体系性を持った展開

(2) 重視すべき教育内容・教育方法と評価・改善

- ① 多様で幅広い他者との人間関係形成等のための場や機会の設定
- ② 経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進
- ③ 体験的な学習活動の効果的な活用
- ④ キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施

(3) 教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

- ① 教職員の意識や指導力の向上
- ② 効果的な実施のための体制整備

3. 各学校段階における推進のポイント 38

(1) 初等中等教育

- ① 幼児期の教育
- ② 義務教育
- ③ 後期中等教育
- ④ 特別支援教育

(2) 高等教育

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策 42

1. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題 43

2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方 45

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実 47

(1) 高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育

- ① 高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の重要性
- ② 高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の推進方策
- ③ 普通科における職業科目の履修機会の確保
- ④ 進路指導の改善・充実

(2) 専門学科における職業教育

- ① 専門学科における職業教育の重要性
- ② 専門学科における職業教育の推進方策
- ③ 職業教育の質の保証・向上と学習成果の積極的な評価
- ④ 専門学科における職業教育の充実のための環境整備

(3) 総合学科

- ① 総合学科を導入したことによる成果
- ② 総合学科の課題
- ③ 総合学科の今後の在り方

4. 特別支援学校高等部におけるキャリア教育・職業教育の充実 60

5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科）・特別支援学校制度の改善の方向性 61

(1) 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続の方向性

(2) 専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性

6. 専修学校高等課程（高等専修学校）におけるキャリア教育・職業教育の充実 63

(1) 職業教育の高度化・質の向上と生涯にわたるキャリア形成のための教育の充実

(2) 自立に困難を抱える生徒への対応

(3) 個人の多様なライフスタイルに応じた学習機会の充実

第4章 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策 66

1. 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題 67

2. 高等教育におけるキャリア教育の充実 67

(1) 高等教育におけるキャリア教育の基本的な考え方

(2) 高等教育におけるキャリア教育の取組

(3) 高等教育におけるキャリア教育の推進方策

(4) 各高等教育機関における推進のポイント

- ① 大学・短期大学
- ② 高等専門学校
- ③ 専門学校

3. 高等教育における職業教育の充実 74

(1) 高等教育における職業教育の課題と充実に向けた視点

(2) 各高等教育機関における推進のポイント

- ① 大学・短期大学
- ② 高等専門学校
- ③ 専門学校

4. 職業実践的な教育に特化した枠組みについて	80
(1) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性	
① 現在の高等教育における職業教育の位置付け	
② 人材育成ニーズと高等教育機関が行う職業教育への期待の高まり	
③ 職業実践的な教育に特化した枠組みの整備	
(2) 職業実践的な教育に特化した枠組みに関して考慮すべき4つの観点	
① 経済成長を支える「人づくり」への対応	
② 生涯にわたる学習活動と職業生活の両立	
③ 教育の質の保証	
④ 進路選択の拡大と職業実践的な教育の適切な評価	
(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想	
5. 各高等教育機関を通じた職業教育の充実のための方策・質保証の在り方	88
第5章 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実方策	89
1. 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の必要性	90
2. 学校から社会・職業へ移行した後の学習者に対する支援方策	90
3. 中途退学者や無業者等のキャリア形成のための支援方策	92
4. 職業に関する生涯にわたる学習を支える基盤の形成	93
第6章 キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方	95
1. 連携の基本的な考え方	96
2. 地域・社会との連携	96
3. 産業界等との連携	97
4. 学校間・異校種間の連携	99
5. 家庭・保護者との連携	99
6. 関係行政機関との連携	100
答申概要・附属資料	101
注釈関係資料	111
1. データ編	111
2. 事例編	221
参考資料	277

テーマ別目次

* 各欄下段は、主な関連データ・事例

「働くこと」をめぐる子ども・若者の現状 キャリア教育・職業教育の充実はなぜ必要か

- 社会環境の変化と学校制度1-11
- 将来の仕事・職業に対する子どもの意識.....10,11
- 子ども、若者の成長・発達に関する課題.....13,14
- キャリア教育とは.....16-19
- 職業教育とは.....16,18,19
- キャリア教育・職業教育の柱.....19-21
- 指導の視点.....21
- 育成する力、基礎的・汎用的能力^{はんよう}.....22-27

p.121-152

地域・社会、産業界、家庭等ができること 学校と各界が一体となった取組の重要性

- 職業に関する教育に対する社会の認識12,13
- 教育基本法、教育振興基本計画上の位置付け.....15
- 学校と各界との連携.....95,96
 - ・地域・社会.....96,97
 - ・産業界等.....97-99
 - ・家庭・保護者.....99,100
 - ・関係行政機関.....100

p.145,147,148,219,274,275

15歳までの子どもたちのために 幼児期・義務教育からのキャリア教育の推進

- キャリア教育の充実に向けて.....28-37
 - ・幼児期の教育の推進のポイント.....38
 - ・義務教育の推進のポイント.....38-40
 - ・特別支援教育の推進のポイント.....41
- 学校と各界との連携.....95-100

p.125-128,140-143,147,156,157,159,160,
167,199,215,219,225,226,229-231

16歳～18歳までの子どもたちのために 98%が進学する後期中等教育の学校の役割

- キャリア教育の充実に向けて.....28-37
 - ・後期中等教育の推進のポイント.....40
 - ・特別支援教育の推進のポイント.....41
- キャリア教育・職業教育の充実方策.....42-46
 - ・高等学校(特に普通科).....47-54
 - ・高等学校専門学科.....54-58,61,62
 - ・高等学校総合学科.....58-60
 - ・特別支援学校高等部.....60-62
 - ・専修学校高等課程.....63-65
- 中途退学者・無業者等支援.....92,93
- 学校と各界との連携.....95-100

p.125-129,138,140-147,153-156,158-181,
215,219,227-240,269,272-275

19歳以降の若者たちのために 社会・職業への移行を見据えた高等教育の在り方

- キャリア教育の充実に向けて.....28-37
 - ・高等教育の推進のポイント.....41
- キャリア教育・職業教育の充実方策.....66-71,74,75,88
 - ・大学・短期大学.....71,72,75-77
 - ・高等専門学校.....72,77,78
 - ・専門学校.....72,73,78,79
- 職業実践的な教育に特化した新制度の検討.....80-88
- 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援.....89-94
- 学校と各界との連携.....95-100

p.125-129,132,133,140-143,145,147,153-155,
158,159,166,176,181-219,241-268,270,271

人々の生涯にわたるキャリア形成のために 生涯学習機会の充実、中途退学者・無業者等支援

- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科.....61
- 専修学校高等課程.....64
- 大学.....77
- 専門学校.....79
- 職業実践的な教育に特化した新制度の検討.....80-88
- 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援.....89,90
 - ・社会・職業へ移行した後の学習者支援.....90,91
 - ・中途退学者・無業者等支援.....92,93
 - ・職業に関する生涯学習の基盤形成.....88,93,94

p.130-133,214-219,262-273

はじめに

中央教育審議会は、平成20年12月、文部科学大臣から「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の諮問を受け、総会直属の部会として、キャリア教育・職業教育特別部会を設置し、30回にわたる審議を重ね、各界から幅広く御意見をいただきつつ、ここに答申をとりまとめた。

学校教育と職業や人材育成との連関は、我が国において、時代の変遷の中で繰り返し議論されてきたように、非常に重要な課題である。特に近年、「若者の社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への移行」を巡る様々な課題が見受けられる。また、グローバル化や知識基盤社会の到来、就業構造・雇用慣行の変化等による、教育、雇用・労働を巡る新たな課題も生じている。

これらの課題は、少子・高齢化の進展により将来的に大幅な労働力人口の減少が予測される中、労働生産性の維持・向上や、労働力の確保等の面から語られることが多いが、その根幹には、一人一人がより幸福な人生を送っていくことができるようにするためのもの、という教育や学習の本旨があることを忘れてはならない。

すなわち、人々が人生において、各々の希望やライフステージに応じて様々な学びの場を選択し、職業に必要な知識・技能を身に付け、その成果が評価され、職業生活の中で力を存分に発揮できるようにすることが重要であり、我が国は、学業生活と職業生活を交互にまたは同時に営むことができる生涯学習社会を、真に構築しなければならない。

本審議会においては、各界から集まった委員が、このような認識の下、その知見・経験を持ち寄って、雇用・就業や教育活動に関する過去からの経緯・実情などを踏まえ、人々の生涯にわたるキャリア形成を支援する観点から、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について審議を行った。

答申においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校（専門課程、高等課程）の各学校段階、また、初等中等教育及び高等教育を通じて、組織的・体系的にキャリア教育・職業教育を行う必要性及びその方途を述べている。併せて、さらなる学びを希望する生徒・学生・社会人に、高度な修学の道が一層開かれるよう、制度の改善方策も提言している。（なお、中等教育学校については、中学校、高等学校に関する提言を参照されたい。）

このような、幼児期の教育から高等教育までを通したキャリア教育・職業教育の在り方をまとめた答申は、過去に例を見ないと思われる。また、従来の学校段階ごとの考え方や、教育界、産業界等ごとの立場を越えて、各界が一体となって取り組む必要性を、現状分析から具体的方策まで網羅的に提言している点で、本答申は大きな意義を有する。

今後、各界が本答申をもとに一層相互理解を深め、各々の役割を発揮し、積極的に連携・協力して、様々なキャリア教育・職業教育の取組を推進し、この国の人々に「未来を見据え、希望を持って人生を歩んでいくための力」を与えることを期待する。

本答申が、我が国の未来に明るい光をもたらす一助となることを望む。

序章

若者の「社会的・職業的自立」や 「学校から社会・職業への移行」を巡る経緯と現状

序章においては、若者の「社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への円滑な移行」に課題がある、との認識に立ち、これを巡る戦後の経緯と現状の分析を行っている。

- 15歳から24歳までの完全失業率は約9.1%、非正規雇用者の占める割合は約32%であるなど、若者の学校から社会・職業への移行が円滑に行われていない状況がある。その原因や背景には、学校教育が抱える問題にとどまらず、産業構造の変化、就業構造の変化等、社会全体を通じた構造的な問題が指摘されている。
- 我が国の学校制度は、戦後、いわゆる6・3・3・4制の単線型に整備された後、高等専門学校制度や専修学校制度が創設されたほか、各学校においても、教育内容の多様化と弾力化を図るなど、職業に関する教育は一定の拡大が図られてきた。しかし、高等学校への進学率が約98%まで拡大した現在、全生徒数の約72%を占める普通科は、他の学科に比べ就職希望者に占める就職者の割合が低く、18歳人口に比して約51%が進学する大学も、学生の約8割が職業に関連する知識・技能に関する自分の実力が不十分と回答するなどの状況が見られる。
- 子どもたちが将来就きたい仕事や自分の将来のために学習を行う意識が国際的にみて低く、働くことへの不安を抱えたまま職業に就き、適応に難しさを感じている状況があるなど、学校教育における職業に関する教育に課題が見られる。
- 子どもの進路選択において、保護者が進路や職業に関する情報を十分に得られず、また、学校における進路指導が、大学進学を第一としたものに偏りがちであるとの指摘もある。この背景にある、職業に関する教育に対する認識の不足や、ある時点での専門分野・職業分野の選択がその後の進路を制限するという消極的な固定観念から脱却し、職業に関する教育をより重視していかなければならないことを、社会全体で認識していく必要がある。
- 子ども・若者の変化として、職業人としての基本的な能力の低下や職業意識・職業観の未熟さ、身体的成熟傾向にもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向等、発達上の課題も指摘されている。若者の社会的・職業的自立や、学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援は、関係機関が連携して取り組むことが必要であり、その中で、学校が果たす役割が重要である。
- 平成18年に改正された教育基本法や、平成20年に策定された教育振興基本計画においても、学校教育において職業に関する教育を推進する旨が掲げられている。

現在の子ども、特に若者と呼ばれる世代は、大きな困難に直面している。

それは、例えば、若者の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在など、いわゆる「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われないという点に顕著に表れている。

また、コミュニケーション能力など職業人としての基本的な能力の低下や、職業意識・職業観の未熟さ、身体的成熟傾向にもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、「社会的・職業的自立」に向けて、様々な課題が見受けられる。

これらの現状とその原因や背景には、本章で述べるように、学校教育の抱える問題にとどまらず、社会全体を通じた構造的な問題があることが指摘されている。したがって、この問題は、単に個々の子どもや若者の責任にのみ帰結させるべきものではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となって当たっていく必要がある。

また、その中において、学校教育は、重要な役割を果たすものであり、若者の社会的・職業的自立や、生涯にわたるキャリア形成を支援するため、その機能を一層充実させていかなければならない。

このような認識に立ち、序章においては、まず、若者の「社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への移行」を巡る経緯と現状を分析し、第1章から、今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方を提言する。

1. 我が国の産業構造や就業構造の変化

○ 経済のグローバル化が一層進む中、国内のみならず、世界を視野にキャリア形成の在り方を考える必要性が高まってきている。また、知識基盤社会の到来や「ソフトパワー」の重要性、科学技術の発展等によりイノベーション創出の重要性が増しており、それらに求められる知識・技能や人材の需要が高度化している。さらに、日々新しい分野・職業等が生まれ、職業の多様化が進むとともに、雇用の流動化や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の進展等、産業構造・就業構造が大きく変化しており、このような流れは今後も続いていくものと思われる。

（産業構造の変化）

○ 我が国の産業別の就業者数は、第一次・第二次産業から第三次産業へと変化している。第二次産業の就業者は、昭和50年には全体の就業者の約34%を占めていたが、平成17年には約26%にまで減少している。一方で、第三次産業の就業者が占める割合は増加を続け、平成17年には約67%にまで増加している^{*1}。

なお、平成18年度の企業の規模を見ると、第一次産業を除けば、企業数では、い

^{*1} 産業別就業者数及び構成割合の推移については、p. 121 参照。また、名目GDPに占める産業別割合の推移については、p. 121 参照。

わゆる中小企業^{*1}の占める割合が約99.7%を占め、大企業はわずか約0.3%となっている。また、常用雇用者・従業者数も、中小企業に勤務する者が約69%、大企業に勤務する者は約31%と、中小企業が産業の多くを担っている^{*2}。

- また、職業別の就業者の状況も変化している。昭和40年と平成17年を比較すると、農林漁業作業者の占める割合が約25%から約5%まで大きく減少するとともに、専門的・技術的職業従事者（約6%から約14%）、サービス職業従事者（約6%から約10%）、事務従事者（約13%から約19%）、販売従事者（約12%から約15%）等が増加している^{*3}。

- このような中、どのような仕事が人手不足になっているのかを常用労働者の過不足状況で見ると、平成20年までは全般的に不足感が高かったが、平成21年に入り過剰感が高まっている。平成22年8月現在、不足となっているのは、産業別では運輸業・郵便業、金融業・保険業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉等の業種であり、職種別では専門・技術、販売、サービス、運輸・通信、技能工等となっている^{*4}。

また、中小企業の雇用状況を見ると、雇用情勢の悪化の中で従業員の過剰感が高まっているが、従業員が不足していると回答した企業も約7%存在している^{*5}。

- 平成21年度の就業者の年齢構成を見ると、30歳未満が約18%であるのに対し、55歳以上が約28%となっている。労働者の高齢化^{*6}等により、技術者・技能者等の後継者の問題が深刻になっており^{*7}、我が国の産業を支える人材の後継者を早期に育成していくことが必要であるのに対し、このような問題と学校教育における人材育成とのかい離が生じているのではないかということも指摘されている。

- このような産業構造の変化を受けて、後期中等教育や高等教育においては新たな学科を創設するなどの取組が行われているが、企業の規模や産業・職業を詳細に見れば、雇用情勢が悪化する中でも人材が不足している部分も存在している^{*8}。

また、学生等が、大企業への就職を希望し、我が国の多くを支える中小企業をあまり志向しない傾向があり、このため、中小企業において十分な新規学卒者を確保できていないとの指摘もある。

*1 中小企業とは、中小企業基本法第2条に基づき、資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）、又は常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）の企業等をいう。

*2 中小企業庁「中小企業白書（2010年版）」付属統計資料p. 283・287参照。

*3 職業別就業者数及び構成割合の推移は、p. 122参照。

*4 産業別・職種別労働者の過不足状況判断（D. I.）については、p. 122・123参照。

*5 中小企業庁「中小企業白書（2009年版）」p. 167参照。

*6 総務省「労働力調査」によると、平成2年には、就業者に占める15歳～29歳の割合は約23%、55歳以上の割合は約20%であったが、平成21年には、それぞれ約18%、約28%となっている。

*7 厚生労働省委託「中小企業の人材育成と技能継承に係る調査」（2009）によると、技能継承の必要性について、「必要」と回答した企業は約74%、「やや必要」と回答した企業は約19%に上っている。

*8 将来的な雇用ニーズに関する提言等、新規求人倍率の推移、技能者の過不足状況については、p. 123・124参照。

(就業構造の変化)

○ 「学校から社会・職業への移行^{*1}」は、新規学卒者を対象に、正規の職員として卒業直後に一括採用するという方法が一般的に行われてきた。この雇用慣行は、高度経済成長期から今日に至るまで、学校から企業に人材を送り込むシステムとして大きな役割を果たしてきた。

○ 一方、若年者の雇用状況は、平成3年ごろからの景気後退の時期に大規模事業所を中心として全体の採用が抑制されたことを背景に、近年、厳しくなっている^{*2}。15歳から24歳までの完全失業率は、平成3年から平成15年にかけて約4.5%から約10.1%まで上昇し、その後、景気の回復に伴い一時期低下傾向を示したが、再び上昇し、平成21年は約9.1%となっている^{*3}。全年齢の平均が平成3年は約2.1%、平成15年は約5.3%、平成21年は約5.1%であるのと比較すると、若年者の雇用情勢の厳しさがうかがえる。

特に、平成23年3月卒業予定者の就職内定状況は、高校生約57.1%（平成22年10月末現在）、大学生約57.6%（平成22年10月1日現在。以下同様）、短期大学生約22.5%、高等専門学校生約93.8%、専門学校生約37.9%と、全体的に非常に厳しい状況にある^{*4}。

○ また、新規学卒者が正規の従業員として採用される機会が厳しさを増したことが指摘されており、正規の従業員以外の就業形態で働く若者が増加した。年齢階級別に非正規雇用の割合を見ると、15歳から24歳までの非正規雇用率は平成3年において約9.5%であったのに対し、平成17年には約34.6%までに達し、平成22年は約31.5%となっている^{*5}。35歳から44歳までの非正規雇用率の変化が、平成3年は約20.2%、平成17年は約26.5%、平成22年は約26.3%であるのと比較すると、若年者への影響が強いことがうかがえる。

なお、平成18年以降の非正規雇用率を見ると、15歳から24歳までの割合はやや低下傾向であるが、25歳から34歳までは横ばい、35歳から44歳までは上昇後に下降して推移しており、非正規雇用の増加は、全体的に景気にかかわらない雇用の変化としてとらえられる状況が見られる。

○ さらに、15歳から34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていないいわゆる若年無業者は、平成21年は約63万人存在している^{*6}。

また、新規学卒者が3年以内に離職する割合は、平成19年において、中学校卒業者で約65%、高等学校卒業者で約40%、大学卒業者で約31%、短期大学等卒業者で約41%という状況にある^{*7}。

*1 各学校卒業者の就職者数、学校種別の就職率、学校種別の就職者の全体構成、学校種別の職業別就職者数の推移については、p. 125・126参照。

*2 厚生労働省「平成21年版 労働経済の分析」p. 166参照。

*3 若年者の失業率の推移については、p. 127参照。

*4 高校生は文部科学省による教育委員会等を通じた悉皆調査。大学生等は、厚生労働省と文部科学省共同による計112校の抽出調査。短期大学生は女子学生のみ、高等専門学校生は男子学生のみの数値。なお、10月現在の内定状況調査の結果は、翌年4月の最終的な就職状況と必ずしも傾向が一致しないことに留意する必要がある。

*5 若年者の非正規雇用率の推移については、p. 127参照。また、雇用形態別雇用者数の推移については、p. 127参照。

*6 若年無業者・フリーターの数の推移については、p. 128参照。

*7 新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移については、p. 128参照。

- 加えて、新規学卒者の一括採用という雇用慣行については、昨今、新規大学卒業者を中心に、就職採用活動の早期化・長期化等の問題点が指摘されている^{*1}。
- このような状況の中で、新規学卒時に一度非正規雇用の職に就いたり、進学も就職もしなかったりすると、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく^{*2}、社会の中で不安定な状態から長く脱出できないという状況が見られるなど、本人と社会の双方にとって大きな損失になっている。また、経済の急激な悪化により、雇用情勢は再び大きく悪化している。
- これらの経緯や現状を踏まえ、日本学術会議からは、平成22年7月に、文部科学省から審議依頼を受けた「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」への回答の一環として、大学教育の職業的意義の向上や、就職活動の在り方の見直しなど、「大学と職業との接続の在り方について」提言が行われている。
- また、国においては、キャリアカウンセリングや就職支援を行う者等による新規学卒者の相談支援の強化や、卒業後3年以内の既卒者を採用する企業やトライアル雇用を行う企業への奨励金の創設、雇用意欲の高い中小企業と新規学卒者等のミスマッチ解消に向けた取組の強化、専門高校等における実習補助員の雇用等、新規学卒者・若年者の就職支援を推進している^{*3}。また、経済団体に対し、新規学卒者・未就職者のための採用枠の拡大や追加求人の提出、卒業後3年以内の未就職卒業者の新規学卒枠での応募受付、早期の採用選考活動の抑制への要請を行う^{*4}など、新規学卒者・未就職者の就職・採用活動に関する様々な支援策が進められている。

(職業にかかわる能力開発の変化)

- 新規学卒者の一括採用とともに、長期雇用を前提とした企業内教育・訓練も、我が国の雇用慣行の大きな特徴となっている。これまでは、学校において基礎的な知識等を身に付けさせ、職業に必要な専門的な知識・技能は、主に企業内教育・訓練等を通じて、仕事をしながら育成することが一般的であった。
- しかし、人材育成に課題があるとする企業は全体の約7割に達し、その理由として指導する人材や時間の不足等を挙げている^{*5}。具体的には、非正規雇用の増加により正規雇用者の労働時間の増加が企業内教育・訓練中心の人材育成に割く時間を圧迫していること、日本の企業の大半である中小企業が厳しい経営状況の中、人材育成にかかる費用を縮小していること、せっかく育成しても辞めてしまうのではないかという懸念から企業内教育・訓練を行う動機付けが低下することなど、企業が人材育成を行

*1 学生の就職採用活動の概要、平成23年度の新規高等学校卒業者の就職に関する仕組みについては、p. 129参照。

*2 厚生労働省「平成21年版 労働経済の分析」p. 166参照。

*3 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）を参照。

*4 平成22年10月8日、文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣の連名で、経済団体に対し、「新規学校卒業者等の採用に関する要請書」を送付している。

*5 人材育成に関する課題があるとする事業所及び問題点の内訳については、p. 130参照。また、厚生労働省「平成19年版 労働経済の分析」では、「企業の教育訓練投資が低下してきたことは懸念すべき点」としつつ、「企業の人材育成の方針は、一部の選抜された従業員の教育訓練に重点化」される傾向も見られると分析している。

う余裕を失っている状況がうかがえる。

- また、非正規雇用者の増加は、職業能力の形成の上でも問題を生じさせている。非正規雇用者は、正規雇用者に比べて企業内教育・訓練を受けられる機会が限られているため^{*1}仕事を通じた能力の向上を図りにくく、正規雇用となるためには自発的な取組による能力の向上を求められる傾向にある^{*2}とともに、企業は中途採用を行う際に専門的な知識・技能を重視する傾向にある^{*3}ため、キャリア形成を図る上でも課題がある。

(職業に必要な能力の向上)

- 一方、科学技術の進展や急速な技術革新、経済・社会の急激な変化と多様化・複雑化・高度化、グローバル化、情報化等を受け、職業に必要な知識・技能が高度化している。また、職業生活を経験した者が、職業生活で得た知識・技能や人生経験をいかし、あるいは新たな専門的な知識・技能を獲得し、経済・社会活動に参画することも考えられる^{*4}。このようなことは、社会の発展や経済の活性化を支える上で必要であり、特に少子・高齢社会にあっては社会的な要請でもある。
- さらに、高度化・複雑化する知識・技能を改めて学校で学び直したり、専門性をより高めたりするために大学等で学ぶような生涯学習ニーズも存在しており、大学等における社会人の受入れの取組は進んでいる^{*5}。しかし、大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、経済協力開発機構（OECD）諸国の平均では約21%であるのに対し、我が国では約2%にとどまっており、社会人の入学者数という点では課題も見られる。この背景には、学習目的にあった教育プログラムの不在や、職業との両立や時間・費用、また、このような学修の成果に対する企業等の評価の問題といった点が存在している。

(女性就業者の状況)

- 女性の就業者は、近年、様々な制度の整備が進む中で増加しているが、一般的に、固定的な性別役割分担意識や出産・育児等の影響の下で、正規雇用以外の雇用形態である者の比率が正規雇用者の比率より多くなっている。この状況は、出産・育児に伴うものだけではなく、未婚の女性においても近年強まる傾向にあり、特に高等学校卒の女性は、正規雇用以外の雇用形態である者の比率が男性に比べて高い^{*6}。また、女性の非正規雇用は有期雇用が多く、非正規雇用を繰り返しやすい傾向にある^{*7}。さらに、出産等により一定期間就業を中断した場合、子どもが大きくなるにつれて就業希

*1 職業教育訓練（OFF-JT）を受講した労働者の比率（雇用形態別）については、p. 130 参照。

*2 厚生労働省「平成21年度能力開発基本調査（事務所調査）」によると、正規雇用を希望する非正規雇用者が正規雇用者としての能力水準に達するために必要なことについて、「通常の業務をこなしていく中で能力を修得することが可能」と回答した事務所の割合（約36%）よりも、「労働者自身が自発的な取組により能力向上を図ることが必要」と回答した事務所の割合（約46%）の方が高い。

*3 中途採用者の採用の際に企業が重視するものについては、p. 131 参照。

*4 労働者が自己啓発を行った理由については、p. 131 参照。

*5 高等教育機関における社会人入学者数等の推移については、p. 132・133 参照。

*6 20～24歳（在学者を除く）における正規雇用者比率の推移（男女別）については、p. 134 参照。

*7 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」（平成21年11月26日）によると、前職から現職への雇用形態の変化について、非正規から非正規となる者の割合が、男性の場合は約26%であるのに対し、女性の場合は約55%となっている。

望が増えても、実際は働いていない人が多く、働き方もパート・アルバイトが過半となっている^{*1}。このように、女性は安定的な雇用が得にくく、厳しい状況に置かれており、男性と女性の状況の違いにも留意が必要である。

(障害のある者の状況)

- 障害のある者の就業状況は、例えば、特別支援学校高等部（本科）の卒業後の進路を見ると、卒業者全体のうち進学・教育訓練機関が1割程度、就職が2割強、福祉施設・医療機関が6割強で推移しているが、障害の種類や程度によってその内訳には少なからず差異が見られる。障害のある者が生涯にわたって自立し、社会参加をしていくためには、一人一人のニーズに応じた教育や支援を行うとともに、企業等への就業支援の充実等、社会全体で障害のある者の自立・社会参加を支えていくための環境を整えていくことが重要である。

(少子・高齢化の進展)

- 少子・高齢化やグローバル化が進行する中、労働力人口が減少傾向にある一方で^{*2}、外国人労働者の数は増加傾向にある^{*3}。今後、労働力人口が大幅に減少していくことが予想される中^{*4}、子ども・若者に対して、人材を求めている分野や職種は多様であることを理解させ、次代の経済・社会の担い手として生徒・学生を社会・職業に円滑に移行させるとともに、社会人・職業人としての生涯にわたるキャリア形成を支援することが、我が国の持続的発展にとって極めて重要な課題となっている。

2. 学校制度や学校教育における職業に関する教育の現状

(学校教育と職業教育の位置付け)

- 我が国の学校制度^{*5}は、戦後、いわゆる6・3・3・4の単線型の体系に整備された。後期中等教育を担う学校としては、旧制の中等学校等を改編して高等学校が整備されるとともに、高等教育については、旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校等の諸機関をすべて単一の4年制大学に改編し^{*6}、幅の広い教養を基盤として学問研究と職業人養成を一体化させた。

*1 女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状については、p. 134参照。

*2 総務省「労働力調査」によると、労働力人口（15歳以上）は、平成10年の約6,793万人をピークに減少局面に入り、平成21年には約6,617万人となっている。

*3 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」によると、外国人労働者の数は、平成21年10月末時点で約56万人となっており、平成20年10月末時点（約49万人）と比べ、約16%増加している。

*4 （独）労働政策研究・研修機構「平成19年度 労働力需要の推計」によると、2030年の労働力人口は、2006年の労働力率と同水準で推移した場合、同年の労働力人口（約6,657万人）と比較して約1,073万人減少すると推計している。

*5 職業に関する学校教育の経緯については、p. 135・136参照。

*6 新制大学への切り替えに際し、教員組織、施設・設備等が不十分であるために4年制大学へ転換できなかった旧制の専門学校の一部について、昭和24年の学校教育法の一部改正により、暫定措置として、修業年限2年又は3年の大学を設け、これを短期大学と称することとした。現在及び大正8年の日本の学校系統については、p. 136・137参照。また、各学校種の主な制度については、p. 137、後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況については、p. 138参照。

- その後、高等学校については、産業教育振興法の制定（昭和26年）等により、工業、農業等の人材や新しい分野の人材需要に対応するよう教育内容の充実が図られた。この結果、昭和30年代後半から昭和40年代前半には、高等学校卒業生の約6割が就職し^{*1}、我が国の経済・社会の発展に大きく寄与してきた。

一方、急速な生徒数の増加や進学率の上昇等に伴う量的拡大への対応が重視される中、画一的な教育、受験競争の激化、中途退学の増加等が課題となっていた。これらを踏まえ、平成3年の本審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」では、量的拡大から質的充実へ、形式的平等から実質的平等へ、偏差値偏重から個性尊重・人間性重視へ、転換する視点を重視した教育改革の必要性が指摘された。学科の区分については、普通科は進学、専門学科は就職という固定的な考え方に結び付きやすく、学校間の序列化、偏差値偏重の進路指導等の問題を生じさせる一因となると同時に、普通科における就職希望者や専門学科における進学希望者への対応が不十分であったことなどを踏まえ、普通科と専門学科に大別されていた区分を見直し、普通科と専門学科を総合するような新たな学科として、平成6年度に総合学科が創設された。

- 高等教育については、学校教育法の制定（昭和22年）により、旧制の学校制度における諸機関はすべて単一の4年制大学に改編されていたが、本審議会においては、昭和29年及び昭和31年に、暫定的なものとして整備されていた短期大学制度について、職業教育等の重要な役割を担う機関として、その恒久化を提言した。昭和32年には、短期大学制度の改善と専門的職業人の養成を目的とした5年制の教育機関の必要性を提言した。

昭和33年には、専門的技術者養成機関の創設と短期大学の恒久化を含めすべて専科大学とする「専科大学法案」が国会に上程されたが実現せず、昭和37年には、両者を切り離し、新たに工業教育を主体とする高等専門学校が創設され、我が国の工業発展を支える技術者養成機関として実績を上げてきた。しかしながら、高等教育全体の中でその規模は小さく、昭和39年に恒久的な制度として確立した短期大学を含む大学制度が、高等教育進学希望者の主な受け皿として機能してきた^{*2}。このように、単線的な体系の中で職業教育を含む幅広い機能が大学制度に期待されてきた。

昭和51年には、専修学校制度が創設され、柔軟な制度的特性を背景に、実際の職業ニーズに応じた教育を展開してきた^{*3}。

- 現在、高等学校等の後期中等教育への進学率は、高等学校の整備・拡充、経済の伸長、生活水準の向上等により約98%まで上昇し^{*4}、国民的な教育機関となるとともに、高等教育機関への進学率も約80%にまで高まっている^{*5}。このような後期中等教育・高等教育の量的拡大・大衆化に伴い、生徒・学生の能力・適性・希望等が多様化し、これに併せて各学校においても教育内容の多様化と弾力化を推進してきた。

*1 高等学校卒業生の就職率の推移については、p. 125参照。高等学校の卒業生数・進路状況（普通科・専門学科別）の推移については、p. 138参照。

*2 大学・短期大学・高等専門学校の制度創設の経緯については、p. 139参照。

*3 専修学校の制度創設の経緯については、p. 139参照。

*4 高等学校の生徒数・高等学校への進学率の推移については、p. 140参照。

*5 18歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移については、p. 140参照。

- このように、職業に関する教育は一定の拡大が図られてきたが、高等学校では昭和50年代以降普通科の割合が拡大し、生徒数では約63%から約72%（平成22年）まで上昇し、職業に関する専門学科の割合は約36%から約20%まで減少している^{*1}。また、高等教育機関では、大学への進学率は、平成22年には約51%まで上昇しているが、職業に必要な能力を育成することを目的としている短期大学への進学率は、近年の18歳人口の減少^{*2}や女子学生の4年制大学への進学志向の高まりなどを受け、現在は約6%となっている。専修学校専門課程（専門学校）は、制度創設以降進学率が約24%まで上昇し、大きな役割を果たしているが、現在は約22%とやや減少傾向にある。結果として、多様化する生徒・学生の受け皿は、後期中等教育では高等学校の普通科、高等教育では大学が中心となっている。
- しかし、拡大してきた高等学校の普通科には、多くの課題が顕著に表れている。例えば、普通科の生徒が多く進学する大学1年生の約31%が高等学校卒業までに職業を意識せずに進学していること^{*3}、学科別就職率（就職希望者に占める就職者の割合）を見ると平成3年ごろまでは学科ごとの差はほとんど見られなかったが、その後学科ごとの差が拡大し、平成22年3月時点で普通科の就職率は約86.6%と他の学科と比べて低くなっていること^{*4}、普通科の卒業生は専門学科・総合学科に比べて非正規雇用の比率が高い（男性約50%、女性約74%）といった調査があること^{*5}など、普通科における学習と社会・職業とのかかわりが薄い傾向が見られる。
- 大学を見ても、高校生が進学を希望する理由として、「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を修得したい」ことが最も多いという調査があるにもかかわらず^{*6}、「将来の職業に関連する知識や技能」について、約4割の学生は「これまでの授業経験は役立っていない」、約8割の学生は「自分の実力は不十分」と回答する調査があるなど^{*7}、学生のニーズに対応した職業に関する教育が十分に提供されない状況も見られる。

（学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識）

- 平成19年に国際教育到達度評価学会（IEA）が実施した国際数学・理科教育動向調査（TIMSS調査）の結果においては、日本の中学生の成績はおおむね良好である一方、自分が将来就きたい仕事のために数学や理科で良い成績をとる必要があると答えた割合は、国際的に低く、国際平均を大きく下回っている^{*8}。

*1 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移については、p. 141参照。

*2 18歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移については、p. 140参照。18歳人口の分布図の推移については、p. 141参照。

*3 大学1年生が職業を意識した時期については、p. 142参照。

*4 新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移については、p. 142参照。

*5 学歴別の正社員割合については、p. 143参照。

*6 （財）日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書」（平成18年3月）によると、高校生が進学を希望する理由の1位は、「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を修得したいから」であり、普通科の生徒の約71%、専門学科の生徒の約40%が当該理由を挙げている。

*7 全国大学生調査コンソーシアム・東京大学大学経営・政策研究センター「2007年 全国大学生調査」では、授業経験の有用度、自分の実力を4段階で評価しており、授業経験については「役立っていない」約9.5%、「あまり役立っていない」約29.6%の合計値、自分の実力については「不十分」約30.0%、「あまり十分でない」約50.6%の合計値として算出としている。

*8 現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する中学生の意識については、p. 143参照。

○ また、経済協力開発機構（OECD）が実施した生徒の学習到達度調査（PISA 調査）の平成15年及び平成18年の結果においては、数学や理科の勉強からたくさんのかを学んで就職に役立てたいとしたり、将来の仕事の可能性を広げてくれるから、数学や理科は学びがいがあるとしたりする高校生の割合が国際的にみて低いことが明らかとなった^{*1}。

○ このように、我が国の子どもたちは、他国に比べて、将来就きたい仕事や自分の将来のために学習を行う意識が低いことが明らかとなっている。このことから、学校教育においては、子どもたちが自らの将来に対する夢やあこがれを持ったり、将来就きたい仕事等を思い描いたりしながら、これらと学習との関連や、学習の意義を認識して、意欲的に学習を進めていく気持ちや態度につながるよう、働きかけていくことが課題であると考えられる。

（学校教育と仕事や職業に必要な力の育成との関係）

○ 学校と仕事や職業との関係でいえば、仕事や職業に必要な力を学校教育の中でどのように育成するのかが十分明確にされていないことも、学校教育と社会・職業との関連を考える上で一つの課題であると考えられる。

○ 例えば、高校生を対象に将来働くことについて気掛かりがあるかを尋ねた調査では、約69%があると回答し、「就きたい職業に就くことができるだろうか」（約63%）、「十分な収入が得られるだろうか」（約47%）、「職場の人間関係がうまくいくだろうか」（約43%）といった点について不安を感じている^{*2}。

一方で、初めて就いた職業を離職した理由を見ると、「仕事があわない、つまらない」（約26%）、「人間関係が良くない」（約18%）が上位を占めており^{*3}、高校生が不安に感じていることともほぼ重なっている。

○ このような結果からは、働くことへの不安を抱えたまま学校から職業へ移行したり、社会や職場への適応に難しさを感じたりしている若者の存在がうかがわれ、学校教育の中で、仕事や職業に必要となる力が十分に育成できていないのではないかと考えられる。このため、仕事や職業に必要な力がどのようなものであるか、また、それを学校教育の中でどのように育成するのかを明らかにし、取り組んでいく必要がある。

○ このように、学校教育については、社会・職業との関連や、仕事や職業に必要な力の育成という面から見て多くの課題を有している。社会的・職業的自立を促し、学校から社会・職業へ円滑に移行することをできるだけ可能にしていく上で、また、生涯にわたる学びの支援を図る上で、学校制度や学校教育の在り方を見直していくことが、喫緊の課題となっている。

*1 現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する高校生の意識については、p. 144 参照。

*2 働くことに関する高校生の気掛かりについては、p. 144 参照。

*3 初めて就いた職業を離職した理由については、p. 145 参照。

3. 社会全体を通じた職業に関する教育に対する認識

- 社会全体を通じた問題としては、職業に関する教育についての認識の不足が挙げられる。この背景には、これまで、学校教育の中で職業に関する教育を充実してきたにもかかわらず、高等学校の普通科や大学に進学すること自体を評価する社会的風潮が根強く存在することなどがあると考えられる。
- また、高校生の保護者を対象にした調査によれば、子どもの進学に際して、入試制度の仕組みや進学費用に次いで将来の職業に関連する情報を重要と考えている保護者が約47%おり、また、進学先の学校を考えるとときに重視する点として、就職に有利であることを挙げる者が約67%おり、子どもの進路を考える上で職業について一定の意識があることがうかがえる。
 しかし、子どもの進路選択にアドバイスを行っている保護者のうち、約73%の者がアドバイスを難しいと感じており、その要因として最新の進路情報を知らないからと回答した者が約43%いることや^{*1}、高等学校の進路指導に対する保護者の要望として、もっと進路に関する情報提供をしてほしいと考える者が約41%で最も多いことなど、保護者が子どもの進路や職業に関する情報を、必ずしも十分に得られていないこともうかがえる^{*2}。
- 教員については、平成21年度に実施した公立学校教員採用選考試験で、採用者のうち新規学卒者は約31%（高等学校は約21%）、教職経験者は約54%（高等学校は約64%）である一方、民間企業等勤務経験者は約6%（高等学校は約8.6%）にすぎず、教職以外の職業を経験した者は少ない^{*3}。
 また、現職教員の研修の一環として社会体験研修が実施されており、平成21年度ではのべ約3万4千人が受けているが、1か月以上の社会体験研修を受けた教員は624名であり、ここ数年は減少傾向にある^{*4}。
- このような保護者や教員の状況が、子どもの進路選択にも少なからず影響していると考えられる。
- さらに、中学校の進路指導が、将来の職業生活等を考えた上で、一人一人の将来を十分に見据えたものに必ずしもなっていないのではないかと指摘がある。また、高等学校、特に普通科の進路指導においては、将来の職業選択はさておき、高等教育機関、特に選抜制の強い大学への進学を第一としたものに偏りがちであるという指摘もある。進学を志向した指導が展開されることは、教育の一つの役割として重要であるが、現在の若者を取り巻く経済・社会の状況等を踏まえれば、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力を育成することが求められていること

*1 （社）全国高等学校PTA連合会・（株）リクルート「第4回 高校生と保護者の進路に関する意識調査（2009）」参照。

*2 高等学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の要望については、p. 145参照。

*3 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計。（文部科学省調べ）

*4 都道府県、指定都市、中核市に対し、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員の研修を調査したもの。（文部科学省調べ）

を強く意識する必要がある。

- このような職業に関する教育についての認識不足の背景として、職業についての専門性という概念が固定的で柔軟性を欠くものとしてとらえられがちなことや、「学校教育では共通の教育内容を平等に学ぶべきであり、早期の進路分化は適当ではない」との考え方があること、職業に必要な専門的な知識・技能は、就職後の企業内教育・訓練を通じて育成すべきという考え方が根強いことなどが指摘されている。
その結果として、自らの将来の生き方・働き方等について真剣に考えることなく、安易に進路選択をするなど、職業へ移行する準備が十分に行われず、そのことが若年者の失業率の高さや非正規雇用の増加、無業者の存在等の問題につながっているとも考えられる。
- 文部科学省や地方公共団体においては、中学生や保護者等を対象として職業に関する教育への理解増進を図るため、これまで、全国産業教育フェアの開催や専門高校への体験入学の実施、専門高校の紹介パンフレットの作成等の取組が行われているが、必ずしも十分に理解されているとはいえない。
- このように、教員や生徒・学生、保護者を含め、社会全体が職業に関する教育を重視していないことなどが、例えば、各地の高等学校の再編において、大学進学に向けて普通科を求めているという保護者の期待等を背景に、専門学科を中心にして再編が行われるという点等に影響することが懸念される。
- 現在の子ども・若者が置かれている状況を踏まえれば、職業に関する教育に対する認識の不足や、ある時点での専門分野・職業分野の選択がその後の進路を制限するというような消極的な固定観念から脱却し、職業に関する教育はより重視していかなければならない教育課題であることを、教員や生徒・学生、保護者はもとより、社会全体で認識していくことが必要である。

4. 子ども・若者の変化

- 子ども・若者については、働くことへの関心・意欲・態度、目的意識、責任感、意志等の未熟さや、コミュニケーション能力、対人関係能力、基本的マナー等、職業人としての基本的な能力の低下、職業意識・職業観の未熟さなどが多く指摘されている。
- 前述したように、新規学卒者を一括採用するという慣行の下、かつては企業内教育・訓練を通じて、社会的・職業的自立を促す仕組みができていたと考えられる。また、従業員の確保が優先され、若者の求人が数多くある中で、このような慣行が安定的に機能していたころは、社会的・職業的自立に関する問題が大きく取り上げられることは少なかったといえる。しかし、その変化の中で、こうした課題が、社会的問題として顕在化してきたと考えられる。

- また、子ども・若者の成長・発達を巡っては、身体的には成熟傾向があるにもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向があることなどが指摘されている。最近では、遊びや消費活動、情報の活用等における早熟化が進む反面、自分で生産する活動や社会性等に未熟さが見られるなど、発達上の課題が一層顕著になっていることが指摘されている。

これらの背景には、幼少期からの様々な体験の機会や異年齢者との交流が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会にあって人々の価値観や生き方が多様化したことなどが考えられ、そのことが、子どもの発達課題の達成を困難にしていると考えられる。

- 例えば、高等学校卒業までに職業を意識したことがない大学1年生が約31%いるという調査結果があるように、高等教育機関への進学率の上昇に伴い、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することなく、進路意識や目的意識が希薄なまま、とりあえず進学する者が増加していることが指摘されている。

成熟した社会にあって、高等教育への進学志向が高まることは必然的な流れともいえる。しかし、例えば、高校生が進学を希望する理由として最も多いのは「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を修得したいから」という調査があるのに対し^{*1}、約4割の学生は「将来の仕事に関連する知識や技能」の修得について、「これまでの授業経験は役立っていない」と回答している調査があるように^{*2}、学生のニーズに対応した職業に関する教育が十分に提供されているとは言えない状況にある。

- また、我が国における就業形態の変化が、子どもから見て将来を見通しにくい状況を作り出している。高校生に将来就きたい職業があるかを尋ねたところ、約65%の高校生が「ある」と回答している^{*3}が、目指している人やあこがれている人がいるかどうかについては、約70%の高校生が「いない」と回答している^{*4}ように、子ども・若者が大人のモデルとなるような生き方を見つけにくい状況に置かれている。その背景には、家庭や地域の教育力の低下等も影響していると考えられる。例えば、地域においては、自営業者の減少^{*5}とあいまって様々な職業人と身近に接する機会が減少するなど、多様であるはずの職業が身近に見えにくくなっていることや、家庭においても、親の働く姿が子どもに見えていない状況等もあると考えられる。

- このような状況が、子ども・若者の将来への不安感にもつながるとともに^{*6}、学校における学習についての関心・意欲にも影響し、学習習慣も十分確立しないおそれがあると考えられる。

- さらに、中途退学者や無業者等、学校から社会・職業への移行が円滑に行われなかった者に対して^{*7}、学ぶ機会を与え、社会に挑戦していくため、学校の役割が重要で

*1 p. 10の注6参照。

*2 p. 10の注7参照。

*3 (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「第4回 高校生と保護者の進路に関する意識調査(2009)」参照。

*4 高校生が目指している人やあこがれている人の有無については、p. 146参照。

*5 総務省「労働力調査」によると、就業者に占める自営業主及び家族従事者の比率は、昭和30年の約57%から約13%(平成21年)に減少。一方、雇用者の比率は、昭和30年の約44%から約87%(平成21年)に上昇。

*6 進路を考える時の高校生の気持ちについては、p. 146参照。

*7 各学校段階における卒業者・中途退学者の状況については、p. 147参照。

はないかとの課題がある。

- 平成21年7月には、若年無業者や引きこもりなど若者の自立を巡る問題の深刻化等、子ども・若者を取り巻く状況が厳しくなっていることを踏まえ、子ども・若者の健全な育成について、その基本理念と施策の基本となる事項のほか、子ども・若者が、自立した社会生活を営むことができるように支援その他の施策を定めた子ども・若者育成支援推進法^{*1}が成立するなど、社会全体で若者の自立を支援していこうとする動きも出てきている。
- このように、若者の社会的・職業的自立や、学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援は、様々な関係機関が連携して取り組むことが必要であり、その中で、学校が果たす役割が重要である。
- なお、民法上の成年年齢を18歳へ引き下げることについて議論が進められる^{*2}など、若者が早期に自立することが社会の活性化につながると考える動きもあり、このような動きにも留意が必要である。

5. 教育基本法等の改正と教育振興基本計画

- 平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が新たに盛り込まれた。この改正を踏まえた平成19年の学校教育法の改正においては、義務教育の目標の一つとして、「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」が規定され、また、高等学校の目的に「心身の発達及び進路に応じ」て教育を施すことが規定された^{*3}。
- 平成20年に策定された教育振興基本計画においては、地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進、専門高校等における職業教育の推進、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進等が掲げられている。
- このように、我が国においては、学校教育における職業に関する教育を、推進すべき重要なものとして位置付けており、このことを踏まえた学校教育の展開が必要となっている。

*1 子ども・若者育成支援推進法については、p. 147参照。

*2 法務省法制審議会答申「民法の成年年齢の引下げについての意見」（平成21年10月）は、「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」としている。

*3 教育の目的・目標規定については、p. 148参照。

第1章

キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

第1章においては、「キャリア教育」「職業教育」とは何か、を明らかにし、現在見受けられる課題を踏まえた上で、その基本的方向性や視点をまとめている。

- 「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。
- 「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識・技能、能力や態度を育てる教育」である。専門的な知識・技能の育成は、学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の観点を踏まえた教育の在り方を考える必要がある。また、社会が大きく変化する時代においては、特定の専門的な知識・技能の育成とともに、多様な職業に対応し得る、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成も重要であり、このような能力や態度は、具体の職業に関する教育を通して育成していくことが極めて有効である。
- キャリア教育と職業教育の基本的方向性は次の3つである。
 - ①幼児期の教育から高等教育まで体系的にキャリア教育を進めること。その中心として、基礎的・汎用的能力^{はんよう}を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実すること。
 - ②学校における職業教育は、基礎的な知識・技能やそれらを活用する能力、仕事に向かう意欲や態度等を育成し、専門分野と隣接する分野や関連する分野に応用・発展可能な広がりを持つものであること。職業教育においては実践性をより重視すること、また、職業教育の意義を再評価する必要があること。
 - ③学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していく機能の充実に努めること。
- キャリア教育と職業教育の方向性を考える上での重要な視点は次の2つである。
 - ①仕事をすることの意義や、幅広い視点から職業の範囲を考えさせる指導を行う。
 - ②社会的・職業的自立や社会・職業への円滑な移行に必要な力を明確化する。
 - ＜力に含まれる要素＞
 - 「基礎的・基本的な知識・技能」「基礎的・汎用的能力^{はんよう}」
 - 「論理的思考力・創造力」「意欲・態度及び価値観」「専門的な知識・技能」
 - ＜基礎的・汎用的能力^{はんよう}の具体的内容＞
 - 「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」
 - 「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」

1. キャリア教育・職業教育の内容と課題

(1)「キャリア教育」の内容と課題

- 人は、他者や社会とのかかわりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら生きている。これらの役割は、生涯という時間的な流れの中で変化しつつ積み重なり、つながっていくものである。また、このような役割の中には、所属する集団や組織から与えられたものや日常生活の中で特に意識せず習慣的に行っているものもあるが、人はこれらを含めた様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいる。
- 人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくものである。
- このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。このキャリアは、ある年齢に達すると自然に獲得されるものではなく、子ども・若者の発達の段階や発達課題の達成と深くかかわりながら段階を追って発達していくものである^{*1}。また、その発達を促すには、外部からの組織的・体系的な働きかけが不可欠であり、学校教育では、社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育成することを通じて、一人一人の発達を促していくことが必要である。
- このような、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」である。それは、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践される。キャリア教育は、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、変化する社会と学校教育との関係性を特に意識しつつ、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。

また、キャリア教育の実施に当たっては、社会や職業にかかわる様々な現場における体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子ども・若者に自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を得させることが重要である。
- キャリア教育の必要性や意義の理解は、学校教育の中で高まってきており、実践の成果も徐々に上がっている。

しかしながら、「新しい教育活動を指すものではない」としてきたことにより、従来の教育活動のままでよいと誤解されたり、「体験活動が重要」という側面のみをとらえて、職場体験活動の実施をもってキャリア教育を行ったものとみなしたりする傾向が指摘されるなど、一人一人の教員の受け止め方や実践の内容・水準に、ばらつき

^{*1} このような、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。

があることも課題としてうかがえる。

- このような状況の背景には、キャリア教育のとらえ方が変化してきた経緯が十分に整理されてこなかったことも一因となっていると考えられる^{*1}。このため、今後、上述のようなキャリア教育の本来の理念に立ち返った理解を共有していくことが重要である。
- さらに、第5章に述べるように、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実を図っていくことについても留意が必要である。

(2)「職業教育」の内容と課題

- 人は、専門性を身に付け、仕事を持つことによって、社会とかかわり、社会的な責任を果たし、生計を維持するとともに、自らの個性を発揮し、誇りを持ち、自己を実現することができる。仕事に就くためには、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度だけではなく、それぞれに必要な専門性や専門的な知識・技能を身に付けることが不可欠である。

このような、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育が「職業教育」である。

- 職業教育を考える際に留意しなければならないことは、専門的な知識・技能の育成は学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の観点を踏まえた教育の在り方を考える必要があるということである。専門的な知識・技能は、学校から社会・職業へ移行した後も身に付け向上させていくことができるものである。このため、学校は、産業構造や就業構造が大きく変化する中、地域や産業との結び付きをより強化することにより、学校から社会・職業へ移行した後までを見通して、その中で、学校教育において身に付けさせるべき知識・技能を見定めつつ、教育課程を編成していくことが必要である。

しかしながら、現状において、職業教育は、一部を除いて、基本的には学校内で完結する内容として教育課程を編成するという側面が強調されてとらえられがちであり、今後、上述のような考え方を共有し、その実効性をより高めていくことが必要と考えられる。

- また、社会が大きく変化する時代においては、特定の専門的な知識・技能の育成とともに、多様な職業に対応し得る、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成も重要である。このような能力や態度は、具体の職業に関する教育を通して育成していくことが極めて有効である。他方、社会・職業との関連が薄く、実

^{*1} 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」（平成11年）では、キャリア教育を「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」とし、進路を選択することにより重点が置かれていると解釈された。また、キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年）では、キャリア教育を『キャリア』概念に基づき『児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育』ととらえ、「端的には」という限定付きながら「勤労観、職業観を育てる教育」としたこともあり、勤労観・職業観の育成のみに焦点が絞られてしまい、現時点においては社会的・職業的自立のために必要な能力の育成がやや軽視されてしまっていることが課題として生じている。

践性が伴わない教育（例えば、高等学校の普通科等）については、後述するとおり、教育内容・教育方法を工夫していく必要があると考えられる。

（３）キャリア教育と職業教育の関係

- キャリア教育と職業教育の内容を踏まえ、両者の関係を、育成する力と教育活動の観点から改めて整理すると、次のとおりである。

（ア）育成する力

◆キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度

◆職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度

（イ）教育活動

◆キャリア教育

普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。

◆職業教育

具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性

（１）幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進

- キャリア教育は、キャリアが子ども・若者の発達の段階やその発達課題の達成と深くかかわりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで体系的に進めることが必要である。その中心として、後述する「基礎的・汎用的能力^{はんよう}」を、子どもたちに確実に育成していくことが求められる。また、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実していくことが必要である。
- このようなキャリア教育の意義・効果として、次の３つが挙げられる。
 - 第一に、キャリア教育は、一人一人のキャリア発達や個人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。各学校がこの視点に立って教育の在り方を幅広く見直すことにより、教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されるとともに、教育課程の改善が促進される。
 - 第二に、キャリア教育は、将来、社会人・職業人として自立していくために発達させるべき能力や態度があるという前提に立って、各学校段階で取り組むべき発達

課題を明らかにし、日々の教育活動を通して達成させることを目指すものである。このような視点に立って教育活動を展開することにより、学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。

- 第三に、キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結び付けることにより、生徒・学生等の学習意欲を喚起することの大切さが確認できる。このような取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにもつながるものと考えられる。

(2) 実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価

- 職業に必要な専門的な知識・技能は、生涯にわたって継続して修得されていくものである。このため、学校教育で行う職業教育は、専門分野の基礎的な知識や技能の育成とともに、知識・技能を活用する能力や、仕事に向かう意欲・態度等を育成することが必要である。

特に技能については、実践がなければ身に付かないものであり、学校教育で技能を身に付ける場合には、学校の種類によって程度の差はあるものの、実践性がより重視されなければならない。

- また、職業教育は、専門分野の学習とその後の進路を固定的にとらえるものではなく、特定の専門分野の学習を端緒として、これに隣接する分野や関連する分野に応用したり、発展したりしていくことができる広がりを持つ教育であるという観点も重要である。

- このような職業教育は、我が国の経済・社会の発展を支えるなど、一定の役割を果たしてきており、このことを改めて評価し、再認識しなければならない。また、今後の社会に必要な人材の需要等も踏まえつつ、実践的な職業教育を体系的に整備していくことが必要である。

(3) 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

- 職業に従事するためには、必要な専門的な知識・技能を身に付けることが不可欠であり、そのための学習は、職業生活への移行後も継続して、生涯にわたり行われるものである。特に、我が国においては、少子・高齢化の進展により、労働力人口の減少が予測される中、次代の経済・社会の担い手として、生徒・学生を社会・職業に円滑に移行させるとともに、移行後も、学習活動を通じて、生涯にわたりそれぞれの社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していくことが、我が国の持続的発展にとって、極めて重要な意味を持つに至っている。

- 学校教育を離れた後の職業に関する学習の場としては、自己学習のほか、企業内教育・訓練等様々な場や方法等があるが、中でも学校は、その中核的な機関として保有する教育資源をいかし、生涯学習の観点に立ってキャリア形成を支援する機能の充実に図ることが期待される。

3. キャリア教育・職業教育の方向性を考える上での視点

(1) 仕事をすることの意義と幅広い視点から職業の範囲を考えさせる指導

- 「働くこと」とは、広くとらえれば、人が果たす多様な役割の中で、「自分の力を発揮して社会（あるいはそれを構成する個人や集団）に貢献すること」と考えることができる。それは、家庭生活の中での役割や、地域の中で市民として社会参加する役割等も含まれている。その中で、本審議会では、学校から社会・職業への移行の課題を踏まえ、特に職業生活において「仕事をすること」に焦点を当てた。
- 日本国憲法では、すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負うとされている。仕事をすることの意義は、例えば、やりがい、収入を得ること、社会での帰属感、自己の成長、社会貢献等様々なものが考えられ、個人によってどの部分を強調して考えるかは異なる。そこで重要なことは、個人と社会のバランスの上に成り立つものであるということである。
- 仕事に就く場面を考える上では、どんなに計画を立てても必ずしもそのとおりに進むものでもないと考えることが必要である。また、仕事を選ぶ際、社会にある職業のすべてを知って選択することは不可能であるから、身近な仕事との出会いも重要になる。そのため、自らが行動して仕事と出会う機会を得ること、行動して思うように進まないときに修正・改善できることが重要である。このような行動を支えるため、生涯にわたり自ら進んで学ぶことも極めて大切である。
- 勤労観・職業観は、仕事をする上で様々な意思決定をする選択基準となるものである。この基準を持つことが重要であるが、それは固定化された価値観ではなく、自己の役割や生活空間、年齢等によって変化するものである。そのため、社会・職業に移行する前に、その価値観を形成する過程を経た上で、自ら進路を選択する経験をしておくことが望ましい。特に現在、仕事をすることは一つの企業等の中で単線的に進むものだけではなくなりつつあり、社会に出た後、生涯の中で必ず訪れる幾つかの転機に対処するためにも、また自ら積極的に選択して進むべき道を変更するためにも、このような価値観を形成する過程を経験しておくことが必要である。
- 職業は、個人の目的は様々であるが、社会から見れば社会にある仕事を分業することである。これまではその多くが企業、官公庁等の場を中心とした職業や自営業主として働くことを想定していた。しかし、現在では、非営利活動等も出てきており、このような活動が社会の中で重要な役割を担っている。学校から社会・職業への移行に課題がある状況を踏まえれば、職業の範囲は、幅広い視点から考えさせるような指導が必要である。その際には、後に述べるような、キャリア教育に関する学習活動の過程・成果に関する情報を収集した学習ポートフォリオの活用が効果的であると考えられる。

(2) 社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力の明確化

① 社会や学校の変化と、必要な力を明確化することの必要性

- 本審議会では、平成8年7月答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」において「生きる力^{*1}」を提言し、平成20年1月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」において、「知識基盤社会」の時代などといわれる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」をはぐくむという理念がますます重要になっていることを提言した。

また、平成20年12月答申「学士課程教育の構築に向けて」では、大学の学士課程の専攻分野を通じて培う力として、分野横断的に、我が国の学士課程教育が共通して目指す学習成果に着目した参考指針である「学士力^{*2}」を提唱した。

これらは、初等中等教育、大学学士課程の各段階それぞれの基本となる考え方であり、このような考え方を引き続き重視していかなければならない。

- 序章で述べたように、経済・社会や雇用、学校が変化する中で、社会に出て生活する上で必要となる能力、あるいは仕事をする上で必要となる能力が変化し、このような能力を育成する仕組みが社会全体の中で低下していることが指摘されている。社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力は、「生きる力」や「学士力」に含まれるものと考えられるが、キャリア教育・職業教育を進める上で、その要素を具体化して明示することは十分に意義があると考えられる。

- 例えば、国立教育政策研究所においては、これまで児童生徒が将来自立した社会人・職業人として生きていくために必要な能力や態度、資質として「キャリア発達にかかわる諸能力（例）^{*3}」を提示しており、初等中等教育段階を中心とする各学校が、キャリア教育を推進する上での参考としている。

- また、現実の社会で生き、社会をつくる人間が有する資質・能力という観点や職場等で求められる能力という観点等から、「人間力^{*4}」「社会人基礎力^{*5}」「就職基礎能力^{*6}」等の考え方が提案され、このような能力の育成に企業や学校が取り組んでいる例も見られる。経済団体等においても、新規卒業者に求める資質・能力等についてアンケート等を行っている^{*7}。このような能力は、それぞれの着眼点から整理されているが、既に共通する要素が多く含まれており、参考となる。

- 国際的には、OECDが、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な能

*1 「生きる力」については、p. 148参照。

*2 「学士力」については、p. 149参照。

*3 「キャリア発達にかかわる諸能力（例）」については、p. 152参照。

*4 「人間力」については、p. 149参照。

*5 「社会人基礎力」については、p. 150参照。

*6 「就職基礎能力」については、p. 150参照。

*7 その他、新規採用にあたって重視する点、今後求められる人材養成の方向性に関する提言等、技術者に求められる能力については、p. 151・152参照。

力を、「主要能力（キーコンピテンシー）^{*1}」として定義付けており、国際的な学力調査においては、こうした能力の一部について調査をしている。この主要能力（キーコンピテンシー）で設定されている個人と社会との相互関係、自己と他者との相互関係、個人の自律性と主体性といった観点も考慮して考えることが必要である。

- このような観点を踏まえ、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力は、人の生得的な力ではなく、義務教育から高等教育までの学校教育において育成することができる力であること、また、子ども・若者にとって夢や希望、目標を持ち、それらを具体的に行動に移していくことで実現を図ることができるような力であることを明らかにする必要がある。その力の育成に当たっては、社会への出口が中学校卒業段階から高等教育修了段階まで多岐にわたっており、その発達の段階にも配慮が必要である。また、このような力は、時代によって変化するものであることにも留意が必要である。

② 社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力の要素

- 本審議会におけるこれまでの審議では、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力について、例えば次のような意見が出された。

- ・能力（態度・行動様式）
コミュニケーション能力、粘り強さ、課題発見・課題解決能力、変化への対応力、協調性、共に社会をつくる力、健全な批判力、段取りを組んで取り組む力 等
- ・知識
労働者としての権利・義務 等
- ・価値観
勤労観、職業観、倫理観 等

- これらの意見を踏まえつつ、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力に含まれる要素としては、次などで構成されるものとする。

- ◆基礎的・基本的な知識・技能
- ◆基礎的・汎用^{はんよう}的能力
- ◆論理的思考力、創造力
- ◆意欲・態度及び価値観
- ◆専門的な知識・技能

- 「読み・書き・計算」等の基礎的・基本的な知識・技能を修得することは、社会に出て生活し、仕事をしていく上でも極めて重要な要素である。これは初等中等教育では、学力の要素の一つとして位置付けられ、新しい学習指導要領における基本

^{*1} 主要能力（キーコンピテンシー）は、OECDが2000年から開始したPISA調査の概念的な枠組みとして定義付けられた。PISA調査で測っているのは「単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力」であり、具体的には、①社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、②多様な社会グループにおける人間関係形成能力、③自立的に行動する能力、という3つのカテゴリーで構成されている。

的な考え方の一つでもある。小学校からの「読み・書き・計算」の能力の育成等、その一層の修得・理解を図ることが必要である。また、社会的・職業的に自立するために、より直接的に必要となる知識、例えば、税金や社会保険、労働者の権利・義務等の理解も必要である。

- 基礎的・汎用的能力^{はんよう}*1は、分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力であると考ええる。例えば、企業が新規学卒者に期待する力は、就職の段階で「即戦力」といえる状態にまで学校教育を通じて育成することを求めているわけではなく、一般的には「コミュニケーション能力」「熱意・意欲」「行動力・実行力」等の基礎的な能力等を挙げることが多い。社会人・職業人に必要とされる基礎的な能力と現在学校教育で育成している能力との接点を確認し、これらの能力育成をキャリア教育の視点に取り込んでいくことは、学校と社会・職業との接続を考える上で意義がある。その具体的内容は、次の③で述べる。
- 論理的思考力、創造力は、物事を論理的に考え、新たな発想等を考え出す力である。論理的思考力は、学力の要素にある「思考力、判断力、表現力」にも表れている重要な要素である。また、後期中等教育や高等教育の段階では、社会を健全に批判するような思考力を養うことにもつながる。創造力は、変化の激しい社会において、自ら新たな社会を創造・構築していくために必要である。これら論理的思考力、創造力は、基礎的・基本的な知識・技能や専門的な知識・技能の育成と相互に関連させながら育成することが必要である。
- 意欲・態度は、学校教育、特に初等中等教育の中では、学習や学校生活に意欲を持って取り組む態度や、学習内容にも関心を持たせるものとして、その向上や育成が重要な課題であるように、生涯にわたって社会で仕事に取り組み、具体的に行動する際に極めて重要な要素である。意欲や態度が能力を高めることにつながったり、能力を育成することが意欲・態度を高めたりすることもあり、両者は密接に関連している。
- 意欲や態度と関連する重要な要素として、価値観がある。価値観は、人生観や社会観、倫理観等、個人の内面にあって価値判断の基準となるものであり、価値を認めて何かをしようと思い、それを行動に移す際に意欲や態度として具体化するという関係にある。
また、価値観には、「なぜ仕事をするのか」「自分の人生の中で仕事や職業をどのように位置付けるか」など、これまでキャリア教育が育成するものとしてきた勤労観・職業観も含んでいる。子ども・若者に勤労観・職業観が十分に形成されていないことは様々に指摘されており、これらを含む価値観は、学校における道徳をはじめとした豊かな人間性の育成はもちろんのこと、様々な能力等の育成を通じて、個人の中で時間をかけて形成・確立していく必要がある。
- また、どのような仕事・職業であっても、その仕事を遂行するためには一定の専門性が必要である。専門性を持つことは、個々人の個性を発揮することにもつなが

*1 「基礎的・汎用的能力」の名称については、「基礎的能力」と、その基礎的能力を広く活用していく「汎用的能力」の双方が必要であると考え、両者を一体的なものとして整理する。

る。自分の将来を展望しながら自らに必要な専門性を選択し、それに必要な知識・技能を育成することは極めて重要である。専門的な知識・技能は、特定の資格が必要な職業等を除けば、これまでは企業内教育・訓練で育成することが中心であったが、今後は、企業の取組だけではなく、学校教育の中でも意識的に育成していくことが重要であり、このような観点から職業教育の在り方を改めて見直し、充実していく必要がある。

③ 基礎的・汎用的能力の内容

- 基礎的・汎用的能力の具体的内容^{*1}については、「仕事に就くこと」に焦点を当て、実際の行動として表れるという観点から、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力に整理した。
- これらの能力は、包括的な能力概念であり、必要な要素をできる限り分かりやすく提示するという観点でまとめたものである。この4つの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にある。このため、特に順序があるものではなく、また、これらの能力をすべての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを求めるものではない。
- これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色、専攻分野の特性や子ども・若者の発達の段階によって異なると考えられる。各学校においては、この4つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成することが望まれる。その際、初等中等教育の学校では、新しい学習指導要領を踏まえて育成されるべきである。

(7) 人間関係形成・社会形成能力

- 「人間関係形成・社会形成能力」は、多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。
- この能力は、社会とのかかわりの中で生活し仕事をしていく上で、基礎となる能力である。特に、価値の多様化が進む現代社会においては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍しており、様々な他者を認めつつ協働していく力が必要である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応しつつ、必要であれば自ら新たな社会を創造・構築していくことが必要である。さらに、人や社会とのかかわりは、自分に必要な知識や技能、能力、態度を気付かせてくれるものでもあり、自らを育成する上でも影響を与えるものである。具体的な要素としては、例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コ

^{*1} 基礎的・汎用的能力の具体的内容である4つの能力は、前述①のとおり、各界から提示されている様々な力を参考としつつ、特に国立教育政策研究所による「キャリア発達にかかわる諸能力（例）」を基に、「仕事に就くこと」に焦点をあて整理を行ったものである。両者の対応関係については、p. 152 参照。

コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等が挙げられる。

(イ) 自己理解・自己管理能力

- 「自己理解・自己管理能力」は、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。
- この能力は、子どもや若者の自信や自己肯定観の低さが指摘される中、「やればできる」と考えて行動できる力である。また、変化の激しい社会にあって多様な他者との協力や協働が求められている中では、自らの思考や感情を律する力や自らを研さんする力がますます重要である。これらは、キャリア形成や人間関係形成における基盤となるものであり、とりわけ自己理解能力は、生涯にわたり多様なキャリアを形成する過程で常に深めていく必要がある。具体的な要素としては、例えば、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等が挙げられる。

(ウ) 課題対応能力

- 「課題対応能力」は、仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。
- この能力は、自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要なものである。また、知識基盤社会の到来やグローバル化等を踏まえ、従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていくために必要な力である。さらに、社会の情報化に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用する力^{*1}を身に付けることも重要である。具体的な要素としては、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等が挙げられる。

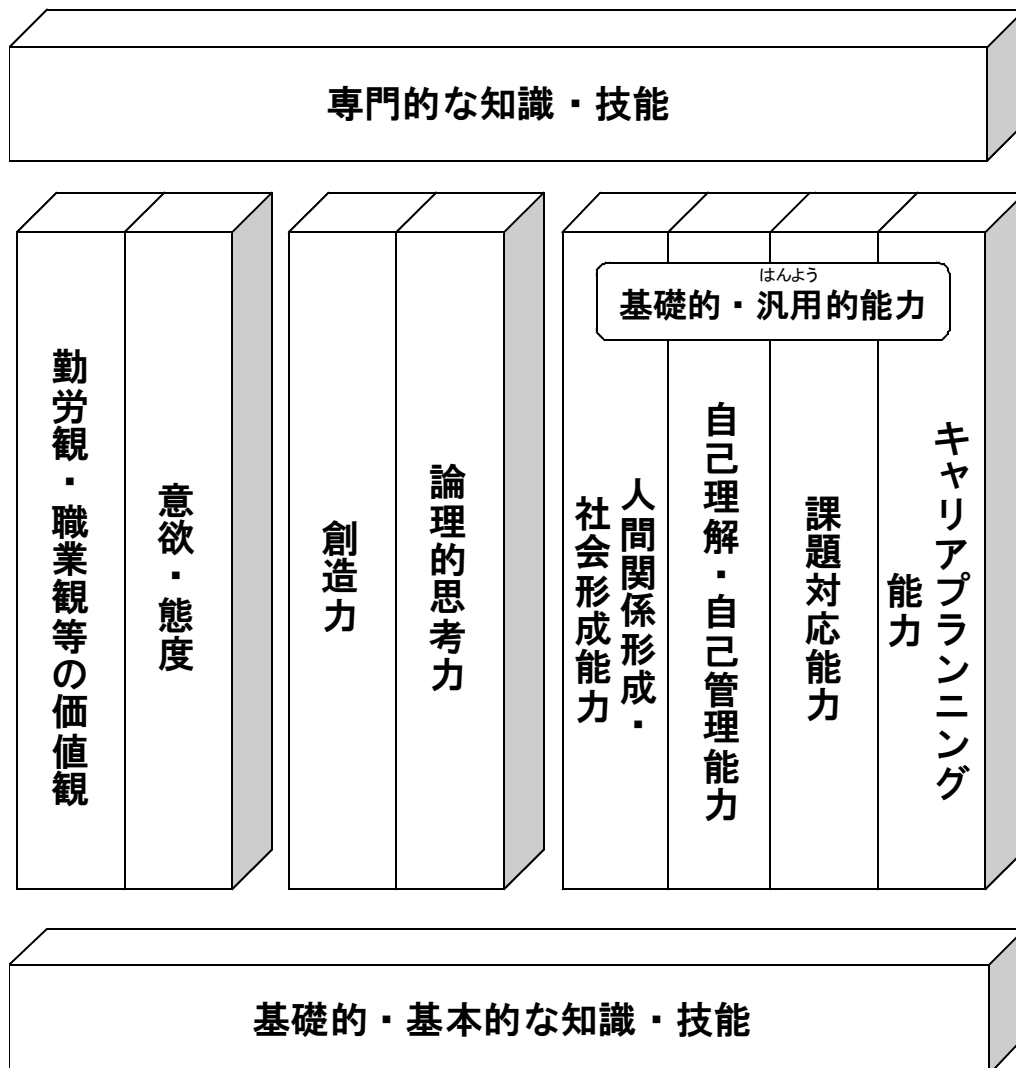
(イ) キャリアプランニング能力

- 「キャリアプランニング能力」^{*2}は、「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。
- この能力は、社会人・職業人として生活していくために生涯にわたって必要となる能力である。具体的な要素としては、例えば、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等が挙げられる。

^{*1} 地域格差や教育格差を生じさせることなく身に付けさせるためには、教材の充実や教職員の量・質の向上、このための研修が必要である。

^{*2} 「プランニング」は単なる計画の立案や設計だけでなく、それを実行し、場合によっては修正しながら実現していくことを含むものである。

「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の要素^{*1}



*1 社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力に含まれる要素については、p. 23～p. 26 参照。

第2章

発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策

第2章においては、幼児期の教育から高等教育までに至るキャリア教育に取り組んでいく上での基本的な考え方や充実方策を述べるとともに、各学校段階ごとの推進のポイントをまとめている。

- キャリア教育は、幼児期の教育や義務教育の段階から体系的に各学校段階の取組を考えていくことが重要である。また、キャリア発達は、個々の子ども・若者でそれぞれ異なるため、一人一人のキャリア発達を促すよう、きめ細かく支えていくことが必要となる。後期中等教育を修了するまでに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通した能力や態度を身に付けさせるとともに、これらの能力や態度の育成を通じて、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目標とすることが必要である。高等教育については、この目標が達成されていることを前提に、推進されることが基本となる。
- キャリア教育の充実方策としては、次の8つが考えられる。
 - ①各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化
 - ②各学校の教育課程への適切な位置付けと、計画性・体系性を持った展開
 - ③多様で幅広い他者との人間関係形成等のための場や機会の設定
 - ④経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進
 - ⑤体験的な学習活動の効果的な活用
 - ⑥キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施
 - ⑦教職員の意識や指導力の向上
 - ⑧効果的な実施のための体制整備
- 各学校段階におけるキャリア教育の推進のポイントは次のとおりである。
 - ◇幼児期：自発的・主体的な活動を促す。
 - ◇小学校：社会性、自主性・自立性、関心・意欲等を養う。
 - ◇中学校：自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く。
 - ◇後期中等教育：生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成し、これを通じて勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する。
 - ◇特別支援教育：個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で行う。
 - ◇高等教育：後期中等教育修了までを基礎に、学校から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じ、高等教育全般で充実する。

1. キャリア教育の充実に関する基本的な考え方

(1) 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する、体系的な取組の構築

○ 最近10年間における学卒人材の質の変化については、変わらないと感じている企業が多い一方で、約3分の1の企業が人材の質が低下したと感じている^{*1}。また、早期離職の割合が高い中、離職の理由として仕事に対する適性や人間関係を巡る課題といった項目が挙げられることが多い^{*2}。このように、社会や仕事に必要な基礎・基盤となる能力が社会に出るまでに十分身に付いていないことが、社会・職業へ円滑に移行できない原因の一つになっていることがうかがえる。

○ 同様に、高等学校を中途退学する理由として、学校生活への熱意の欠如や人間関係を巡る課題が挙げられることが多いことなどからも^{*3}、このような能力育成が十分に意識されていないことが、学校にいる間においても課題となっていることがうかがえる。

○ 人のキャリア形成は一生続くものであり、そのために必要な力の基盤を学校でしっかりと作り、社会に出た後もこれを伸長していかなければならない。このことを踏まえれば、学校教育においては、基礎的・基本的な知識・技能や専門的な知識・技能とともに、子どもや若者がどのような状況におかれても、社会に適応したり、置かれている状況を自分で打ち破ったりしながら、社会の中で自分の能力を発揮できるようにする必要がある。

このため、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力(以下、「基礎的・汎用^{はんよう}的能力」と同義。)や、同じく基盤となる態度(以下、両者を併せ、「社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度」という。)を育成することが極めて重要である。

○ キャリアは、子ども・若者の発達の段階やその発達課題の達成と深くかかわりながら、段階を追って発達していくものであり、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度は、このような発達の段階を踏まえながら、育てていくことが必要である。

このため、キャリア教育は幼児期の教育や義務教育の段階から取り組んでいくことが必要であり、発達の視点を踏まえ、体系的に各学校段階の取組を考えていくことが重要である。

○ 現在、高等学校等の後期中等教育機関に進学する者は約98%となっている。このことを踏まえれば、義務教育において自立的に生きる基礎を培った上で、後期中等教育を修了するまでに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度

*1 企業の人材水準への評価(学歴別)については、p. 153参照。

*2 職業を離職した理由については、p. 145参照。

*3 高等学校を中途退学する理由については、p. 153参照。

を身に付けさせることを目標とすることが必要である。

その際、各学校の目的規定にも表れているように、子どもの発達を重視して教育課程の連続性を意識している初等中等教育と实际的・専門的な教育を行う高等教育の間には、制度的に区切りがあることを踏まえつつ、実際には多くの者が高等教育機関へ進学することから、子ども・若者の視点に立った連続性にも配慮することが望ましい。

- また、女性の単身世帯やひとり親世帯の急増、さらに配偶者である男性の雇用不安も増すなど、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつある。しかし、これまでのキャリア教育においては、この点を必ずしも明確にした指導が行われてこなかった。男女が共に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育が必要である。

(2) 子ども・若者一人一人の発達状況の的確な把握ときめ細かな支援

- キャリア発達は個々の子ども・若者それぞれで異なっており、社会に出てから歩む道も人それぞれ異なっている。このため、キャリア教育を進める上では、子ども・若者一人一人のキャリア発達を促すよう、きめ細かく暖かく支えていくことが必要となる。
- 特に、例えば、学校を不本意に中途退学してしまうような、社会・職業へ円滑に移行できないおそれのある者に対する支援の充実は特に重要な課題である。このような生徒・学生を抱える学校では、個々の生徒・学生の特性等の伸長を図る観点から、履修指導と併せて適切な支援を行っていくことが必要である。また、女性や障害のある者に対しては、厳しい就業状況を踏まえ、適切な教育と支援が必要である。
- このため、各学校では、子ども・若者一人一人に身に付いている能力や態度等を的確に把握するとともに、子ども・若者自身が自分自身の良さや可能性に気付き、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力する過程を、組織的・継続的に指導・援助することが必要である。

(3) 能力や態度の育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自己形成・自己確立

- 多くの人は、人生の中で職業人として長い時間を過ごすこととなる。このため、職業や働くことについてどのような考えを持つのかや、どのような職業に就き、どのような職業生活を送るのかは、人がいかに生きるか、どのような人生を送るかということと深くかかわっている。
- しかし、働くことや職業に対する理解の不足や安易な考え方等、若者の勤労観・職業観等の価値観が、自ら十分に形成されていないことが指摘されている。人生の中で「働くこと」にどれだけの重要性や意味を持たせるのかは、最終的に自分で決めることである。その決定の際に中心となる勤労観・職業観も、様々な学習や体験を通じて自らが考えていく中で形成・確立される。
- また、子ども・若者の働くことに対する関心・意欲・態度、目的意識、責任感、意

志等の未熟さや学習意欲の低下が指摘されるなど、現在行っている学習と将来の仕事とが結び付けて考えられない者が多い^{*1}。このため、子どもや若者にとって、自分の「将来の姿」を思い描き、それに近付こうとする意欲を持つことや、学習が将来役立つことを発見し自覚することなどが重要であり、これらは学習意欲の向上にもつながっていく。

- このようなことを踏まえ、後期中等教育修了までに、(1)に示した生涯にわたる多様なキャリア形成に共通した能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を、キャリア教育の視点から見た場合の目標とすることが必要である。
- また、高等教育のキャリア教育については、このような後期中等教育修了までの目標が達成されていることを前提に推進されることが、基本となると考えられる。

2. キャリア教育の充実方策

(1) 教育方針の明確化と教育課程への位置付け

① 各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化

- キャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面を持ちながら段階を追って発達していくことを深く認識し、子ども・若者がそれぞれの発達の段階に応じ、自分自身と働くことを適切に関係付け、それぞれの発達の段階における発達課題を解決できるよう取組を展開するところに特質がある。そして、これらのキャリア発達を促進させるためには、必要とされる能力や態度を意図的・継続的に育成していくことが求められ、キャリア教育を体系的に推進していくことが必要である。
- このためには、各学校のキャリア教育の基本的な在り方を内外に示すとともに、学校の特色や教育目標に基づいて教育課程に明確に位置付けるべきであり、これらを通じて、全体的な方針や計画を明らかにしておくことが必要である。
- 初等中等教育においては、キャリア教育の全体計画やそれを具体化した年間指導計画を作成している学校が少ないという指摘があり^{*2}、子どもの発達の段階に応じた課題や、それぞれの地域や学校の実態等を踏まえ、キャリア教育の指導計画を作成することが必要である。
- 高等教育においては、各機関の教育機能及び各学校の教育方針や、学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら、キャリア教育の推進に関する方針を明確化し、教職員の理解の共有を図った上で、全学的な取組を推進することが必要である。特に、

*1 現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する中学生・高校生の意識については、p. 143・144参照。

*2 高等学校におけるキャリア教育の取組状況については、p. 154参照。

大学では、キャリア教育に対する学内の理解・協力は、進みつつあるが困難を感じる大学もあるとともに^{*1}、全学的なキャリア教育の位置付けやカリキュラム整備・運営組織整備、教職員への啓発について課題が見られるとの指摘があることを踏まえて^{*2}、取組を進めることが必要である。

- その際、各学校において、各時期に身に付けておく必要のある能力や態度の具体的な到達目標を設定するとともに、個々の活動と能力や態度の形成の関連を明確にすることが必要である。

② 各学校の教育課程への適切な位置付けと、計画性・体系性を持った展開

- キャリア教育は、学校教育を構成していくための理念と方向性を示す教育であり、そのねらいを実現させるためには、関連する様々な取組が各学校の教育課程に適切に位置付けられ、計画性と体系性を持って展開されることが必要である^{*3}。

- しかし、初等中等教育については、例えば、キャリア教育の実践に当たり、総合的な学習の時間や特別活動等を活用している学校が多いが、体系的な指針が十分に示されず、教科・科目等の中でも実践する時間が十分に確保されていない場合も多いことから、それぞれの活動が断片的にとどまってしまうたり、学校ごとで取組に偏りができてしまったりするという課題が見受けられる。また、大学については、本審議会の平成20年12月答申「学士課程教育の構築に向けて」において、キャリア教育を教育課程に適切に位置付けるべきと提言している。

- ここで留意すべきは、キャリア教育はそれぞれの学校段階で行っている教科・科目等の教育活動全体を通じて取り組むものであり、単に特定の活動のみを実施すればよいということや、新たな活動を単に追加すればよいということではないということである。各学校では、日常の教科・科目等の教育活動の中で育成してきた能力や態度について、キャリア教育の視点から改めてその位置付けを見直し、教育課程における明確化・体系化を図りながら点検・改善していくことが求められる。

- また、各教科・科目等における取組は、単独の活動だけでは効果的な教育活動にはならず、取組の一つ一つについて、その内容を振り返り、相互の関係を把握したり、それを適切に結び付けたりしながら、より深い理解へと導くような取組も併せて必要である。さらに、各教科・科目等における取組だけでは不足する内容を把握し、その内容を付け加えていく取組も必要である。

例えば、近年の職場環境における急速な情報化の進展を考慮すれば、子ども・若者の情報活用能力の向上を図ることが重要であり、また、その重要性を自分自身の将来の職業と関連付けて教えることも重要である。

*1 大学におけるキャリア教育の取組状況については、p. 154参照。

*2 国立大学協会教育・学生委員会「大学におけるキャリア教育のあり方」（平成17年）

*3 初等中等教育において、学校教育全体を通してキャリア教育を実践している例については、p. 225～228参照。また、小学校・中学校・高等学校におけるキャリア教育に関連する目標・内容及び教育活動の例については、p. 229～231参照。

(2) 重視すべき教育内容・教育方法と評価・改善

① 多様で幅広い他者との人間関係形成等のための場や機会の設定

- 人間関係の形成は、社会とのかかわりの中で生活し仕事をしていく上で、基礎となるものである。特に、価値の多様化が進む現代社会においては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人々が活躍しており、様々な他者を認めつつ協働していく力が必要である。
- しかし、「人間関係」を理由に離職する者が少なくないことや、自分でも実現できそうな身近なモデルがいないと考えている者がいることなど^{*1}、人間関係を巡る課題は多い。大学等の学生相談についても、対人関係に関する相談内容が増加しているほか^{*2}、国内外の幅広い年齢層の学生や教育・研究者が交流しながら学ぶ場を形成することが課題との指摘がなされている^{*3}。
- 自分が就きたいと思える仕事に関する情報を様々な場面を通じて探索・収集し、それらを理解することは、自分のキャリアを形成し、社会人・職業人としての自立意識を醸成する上で極めて重要である。中でも、それらの仕事を経験した人やその周辺にいる人から得られる現実 に即した具体的な情報は貴重であり、そこから様々な刺激や勇気を得ることは、だれもが経験することである。年齢・立場等を問わない幅広い人間関係は、そうした情報を得る面で大きな役割を果たすものである。
- このため、各学校においては、人間関係形成・社会形成能力を身に付けるための場や機会を積極的に設けることが特に必要である。その際、個々の子ども・若者の発達の課題や抱える課題に応じて、きめ細やかな働きかけを行うことが必要である。
- また、このような場や機会を設けるに当たっては、地域社会やNPO（特定非営利活動法人）等の学校外の教育資源と連携・協力していくことが不可欠である。高等教育機関においては、学習支援や学習環境整備の観点から、各機関の判断により、学外の教育・研究人材や企業・地域等との交流を図ることも重要であり、学内において既に行われている産学連携等の取組を活用しつつ、それらと一体になって交流を推進していくことが効果的であると考えられる。
- 外部の人材の協力を得る場合は、協力者に対して、各学校がその目的や期待する効果等をあらかじめ明確にするとともに、教育機能の一部を外部に任せきりにするのではなく、各学校が主体的にかかわることが必要である。

② 経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進

- キャリアを積み上げていく過程においては、目標とする進路が達成できない場合や、途中で変更せざるを得ない場合が多々あるにもかかわらず、経済・社会・雇用

*1 高校生が目指している人やあこがれている人の有無については、p. 146 参照。

*2 最近の学生相談の内容については、p. 155 参照。

*3 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（平成21年8月）

の仕組みについての知識や様々な状況に対処する方法を十分に身に付けていない若者が多いと指摘されている。例えば、労働者の権利に関する知識の理解状況は、高等学校卒業後に進学を予定している者より就職を予定している者の方が低く、生徒・学生では将来希望する働き方が分からないと考えている場合の方が比較的低いという状況が見られる^{*1}。

- このため、今日の社会が分業によって相互に支え合って成り立っているといった経済・社会・雇用等の基本的な仕組みについての知識や、税金・社会保険・年金や労働者としての権利・義務等の社会人・職業人として必ず必要な知識、男女共同参画社会の意義や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性等、キャリアを積み上げていく上で最低限必要な知識について、自らの将来にかかわることとして理解させることが必要である。
- その際、小学校では、社会生活における物事の決定の仕方やきまりの意義について理解を深めさせるとともに、中学校以降は、知識として学ぶことと体験を通して学ぶことの両面から、現実社会の厳しさも含めて一人一人の将来に実感のあるものとして伝えることが特に重要である。また、後期中等教育や高等教育の段階では、学校から社会・職業への移行準備の時期であることを考慮して、特に、例えば、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせ、関連する知識を確実に修得させることが必要である。

③ 体験的な学習活動の効果的な活用

- 子ども・若者に自らの将来を考えさせるためには、学校内における教育活動だけではなく、具体的に多様な年齢・立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。このように、体験的な学習活動は、キャリア教育を推進する上で極めて重要な取組の一つである。
- 例えば、中学校における職場体験活動や高等学校における就業体験活動を実施した結果からは、勤労観・職業観が芽生え、職業や働くことへの関心が高まったことや、前向きに自己の将来を設計することができること、自らの意志と責任による進路選択ができること、積極的に人間関係を形成しようとする雰囲気が高まったことなどの効果が挙げられている^{*2}。
- このような教育効果を踏まえると、体験的な学習活動を日々の活動に積極的に取り入れることが必要である。例えば、まちづくりへの提案等といった社会への参加を体験させるような学習と併せて、初等中等教育では、改訂された学習指導要領において、小学校では集団宿泊活動、中学校では職場体験活動、高等学校では奉仕体験活動や就業体験活動を重点的に推進することとし、職場体験活動・就業体験活動

*1 生徒・学生の労働者の権利に関する知識の理解状況については、p. 155 参照。

*2 中学校における職場体験活動、高等学校における就業体験活動の効果については、p. 156 参照。

は、キャリア教育の視点からも重要な役割を果たすものと位置付けている^{*1}。

- 子ども・若者の発達の段階を考慮すると、各学校段階における体験的な学習活動の意義や内容は異なってくるものと考えられる。例えば、中学生の時期に行う職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら職業や仕事を知ると同時に、働く人の実際の生活に触れて社会の現実に迫ることが中心的な課題となると考えられる。また、このような中学生の体験を踏まえて行う高等学校等の生徒による就業体験活動は、将来進む可能性のある仕事や職業に関連する活動をいわば試行的に体験することにより、それを手掛かりに社会・職業への移行準備を行うことが、中心的な課題となると思われる。このような観点から、できるだけ多くの子ども・若者にこのような体験的な学習の機会を提供するとともに、体験後の振り返りの機会の確保や、学習活動との関連を図るための指導内容・指導方法の工夫等、活動の効果をより引き出すための改善を図ることが必要である。
- 一方で、職場体験活動は、現在ほぼすべての公立中学校で取り組まれている状況にあるが^{*2}、国公私問わず、受入先の開拓や連絡が課題として最も多く指摘されている^{*3}。また、高等学校において就業体験活動を実施しない理由としても、授業時数の確保や受入先の開拓において困難さを感じていることがうかがえる^{*4}。このため、これらの活動の実施においては、円滑に行うための条件整備という観点からも改善・充実を図ることが必要である。
- また、高等教育においては、学生・生徒の状況に応じ、インターンシップや課題対応型学習（PBL^{*5}）等の体験的な学習活動を通して専門的な知識・技能を身に付けさせることが中心となると考えられる。このような活動は学生・生徒の能動的な学習を促進し、学校から社会・職業への移行を見据えて、より現実的なイメージを持たせることにつながるものであり、積極的に取り入れられることが望まれる。

④ キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施

- 一人一人のキャリアは、その人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖によって形成される。これまで自分が何をしてきたのか、今何をしているのかを振り返り、それを未来につなげようとする視点は、キャリア教育において不可欠である。このように、キャリア教育において自らの学習活動の過程や成果を振り返ることは重要である。例えば、キャリア教育に関する学習活動の過程・成果に関する情報を集積した学習ポートフォリオを作成し、積極的に活用していくことなどにより、子ども・若者が自らの将来の仕事や生活について考える機会を作ることが必要

*1 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月）

*2 公立中学校における職場体験活動の実施状況については、p. 156・157参照。

*3 中学校における職場体験活動の課題については、p. 157参照。

*4 高等学校において就業体験活動を実施しない理由については、p. 158参照。

*5 PBLは、Problem-based Learning、又はProject-based Learningの略語として、「問題解決型授業」「問題基盤型学習」「課題に基づく学習アプローチ」など教育機関ごとに様々な訳語が使用されているが、ここでは、教員が設定する課題や地域特有の課題、企業等におけるプロジェクトなどの具体的な事例を題材として、学生・生徒自身が課題・問題を解決するための方法を考えるなどの能動的な取組を促す教育方法を指している。

である。

- また、これまで行われてきたキャリア教育については、その活動の成果が測定しにくいいため、効果や到達目標と関連付けた評価を行うことができていないことが課題として挙げられている。そのため、「進学者数」「就職率」といった進学や就職の状況を成果としがちである。
- しかし、このような卒業直後の進路状況の結果は、入試倍率や雇用状況等の外的な要因によって影響を受けやすいなど、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成することを目的の一つとするキャリア教育の活動の成果を測る指標としては不十分である。
- キャリア教育の実践が、各機関の理念や目的、教育目標を達成し、より効果的な活動となるためには、各学校における到達目標とそれを具体化した教育プログラムの評価の項目を定め、その項目に基づいた評価を適切に行い、具体的な教育活動の改善につなげていくことが重要である。その際、到達目標は、一律に示すのではなく、子ども・若者の発達の段階やそれぞれの学校が育成しようとする能力や態度との関係、後期中等教育以降は専門分野等を踏まえて設定することが必要である。
- また、このような評価の実施に当たっては、初等中等教育では既に行われている学校評価等を、また、高等教育では自己点検・評価や認証評価^{*1}等をいかし、その評価の結果を公表していくことが重要である^{*2}。
- なお、指摘したようなキャリア教育の活動の成果を図る指標の課題を踏まえれば、キャリア教育において育成する能力や態度を測る指標の作成方法や検査手法等の開発を行うことは重要であり、今後、専門的な見地から研究が行われるとともに、各学校に提示するなどの支援が行われることを期待したい。

（3）教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

① 教職員の意識や指導力の向上

- 初等中等教育段階からキャリア教育を進める際の課題の一つとして、その意義・必要性に対する教員の理解が不足しているという指摘がある。キャリア教育は、教科・科目等の教育活動全体を通じて取り組むものであり、すべての教職員がキャリア教育を正しく理解し、その意義と必要性を十分に認識するとともに、教職員一人一人が自ら担当する教科・科目や教育活動の中で具体的に実践できる力を高めることが必要である。このため、教職員の研修の充実が必要である。
- 特に、キャリア教育を教育課程にどのように位置付けるかは、児童生徒の実態や学校の特性等を踏まえて学校ごとに決定されるべき事柄であることから、キャリア教育の全体計画・指導計画の作成や、計画に沿った教育活動を具体的に実践してい

^{*1} 大学等の認証評価については、p. 158参照。

^{*2} 大学・専修学校における情報の公表に関する取組の状況については、p. 159参照。

くための指導方法等に関する研修は重要であり、国や都道府県等はこれらの研修を充実することが必要である。また、児童生徒の個別支援のためには、キャリア・カウンセリングも有効である。このようなカウンセリングは、専門人材を学校へ配置することが考えられるが、日々児童生徒に接している教職員が、カウンセリングに関する知識やスキル及びその基盤となる生徒と円滑にコミュニケーションをとるための方法を修得することが重要であり、そのための研修の充実が望まれる。さらに、キャリア教育において、学習活動の過程・成果を振り返る取組や適切な指標のもとで行う評価は重要であり、また、後述のとおり、産業界や学校種間との連携方策も課題になっていることを踏まえ、国や都道府県等においては、キャリア教育の点検・改善方策や産業界等との連携方策についての研修を充実することも必要である。

- 加えて、教員養成において、キャリア教育に関する必要な知識や指導方法を修得させることも、指導力の向上を図る上で効果的と考えられる。このため、教員養成課程の中でキャリア教育に関する内容を充実することについて、今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行う中で検討されることが期待される。

② 効果的な実施のための体制整備

- キャリア教育においては、児童生徒に社会や職業との関連を意識させる学習が不可欠であることから、学校外の教育資源である地域・社会と協力していかなければ、効果的な指導を行うことは困難である。しかし、地域・社会から学校に協力したいと考えても、学校が一般的に積極的に対応しないと思われる面がある。
- このため、キャリア教育を進めるに当たっては、日々の教育活動に地域・社会の人々の参加を前提とした体制の整備が必要である。その際にまず重要なのは校長のリーダーシップである。その発揮の下、このような活動を学校の取組として定着させるための継続性、社会・職業が変化していく中でキャリア教育の在り方も不断に見直すことができるような機動性が重要である。その際、キャリア教育の重要性にかんがみ、具体的な担当（例えば、主幹教諭、進路指導担当等）を明確にしつつも、組織的に業務に取り組み、教職員一人が抱え込むことのないような配慮について、各学校で工夫することが必要である。また、第6章で詳述するとおり、学校と企業等との調整（コーディネート）を図る人材の配置等の推進も望まれる。

3. 各学校段階における推進のポイント

(1) 初等中等教育

① 幼児期の教育

- 幼児期の教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」（教育基本法第11条）であり、幼稚園では、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」（学校教育法第22条）を目的としている。
- 幼児期は、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度等が培われる時期である。
- これを踏まえ、幼児期の教育においては、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ねるように、一人一人に応じた総合的な指導を通して、自発的・主体的な活動を促すことが必要である。
- 例えば、高齢者や働く人等、自分の生活に関係の深い地域の人々との触れ合いや交流等を通じて、人とのかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすることが重要である。幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであることから、一人一人をいかした集団を形成しながら、人とのかかわる力を育てていくことが大切である。特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすることが重要である。

② 義務教育

- 義務教育は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」（教育基本法第5条第2項）を目的としている。
- 小学校は、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこと」（学校教育法第29条）を目的としている。この時期は、身近な人から集団へと人とのかかわりを広げながら、皆のために働くことの意義を理解し、自分の役割を主体的に果たそうとする態度を育成する時期である。また、日常生活や学習に高い目標を立て、希望と目標を持ち努力して達成しようとしたり、自分の特徴に気付き、良いところを伸ばそうとしたりする時期でもある^{*1}。

*1 これまで示されていた小学校から高等学校におけるキャリア発達の段階と課題については、p. 159参照。

- これを踏まえ、小学校においては、社会生活の中での自らの役割や、働くこと、夢を持つことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成等、社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養うことが重要である。
 - このため、各教科・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそれぞれにおいて、例えば、児童会活動や当番活動等学校内での活動や、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学等地域社会とかかわる活動等を通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動すること、これらを「学ぶこと」の意欲につなげることなどが必要である。また、新しい学習指導要領においては、道徳及び特別活動の目標に「自己の生き方について考えを深めること」が掲げられている。これらのことに留意しつつ、それぞれの活動を体系的に位置付け、取り組むことが重要である。
 - 中学校は、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこと」（学校教育法第45条）を目的としている。この時期は、自我の目覚めや、独立の欲求が高まるとともに、人間関係も広がり、社会の一員としての自分の役割や責任の自覚が芽生えてくる時期である。また、他者とかわり、様々な葛藤や経験の中で、自らの人生や生き方への関心が高まり、自分の生き方を模索し、夢や理想を持つ時期であり、一方で、現実的に進路の選択を迫られ、自分の意志と責任で決定しなければならない時期でもある^{*1}。このように、中学校の段階は極めて重要である。
 - これを踏まえ、中学校においては、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度を、体験を通じてその重要性について理解を深めさせつつ育成し、進路の選択・決定へと導くことが重要である。また、長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である進路指導についても、中学校の段階から、生徒一人一人の将来を十分見据えたものとしていくことが必要である^{*2}。
 - このため、各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、能力や態度の効果的な育成を図ることが必要である。
 - その中で、職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実に向き合うことが中心的な課題となる。その際、現在既にほぼすべての公立中学校で実施されている状況^{*3}や中学校における職場体験活動の課題^{*4}を踏まえると、活動の効果をより引き出すための指導の改善・充実や、円滑に実施するための条件整備を図ることが必要である。
- 具体的には、活動の目的やこれを達成するための道筋・手だてを明確なものとし、

*1 p. 38の注1参照。

*2 進路指導とキャリア教育の関係性等については、p. 54参照。

*3 公立中学校における職場体験活動の実施状況については、p. 156・157参照。

*4 中学校における職場体験活動の課題については、p. 157参照。

適切に評価されることを考慮した指導が重要であり、例えば、事前指導として、職場体験学習の意義や体験先の仕事内容に関する学習、体験先訪問、また、事後指導として、生徒が成就感・達成感を感じられるよう、自己評価カード作成や体験感想文作成、体験発表会等がある。

- 中学校においては、「学ぶことや働くことの意義」などについての学習や体験的な学習が広く行われるようになっており、生徒がより主体的かつ真剣に自らの進路を考え、目的意識を持って進路選択を行うようになってきている^{*1}。しかし、進路指導についての中学校の教員と生徒や保護者の認識の差も大きくあり、教員は、生徒や保護者が個性や適性を考える学習を望んでいるという認識を持って、組織的・計画的に進路について指導・援助することが必要である^{*2}。

③ 後期中等教育

- 後期中等教育は、個性や義務教育までに培った能力や態度を更に伸長させるとともに、学校から社会・職業への移行の準備として専門性の基礎を育成する段階である。例えば、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」（学校教育法第50条）を目的としている。
- この時期は、中学生と比べて更に独立や自律の要求が高まるとともに、所属する集団も増え、集団の規律や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の様々な役割や期待にこたえて円滑な人間関係を築いていくことが求められる。また、自我の形成がかなり進み、人間がいかにあるべきか考えるとともに、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現を目指して進んで学習に取り組む意欲を持ち、自己の個性や能力をいかす進路を自らの意志と責任で選択し、決定していくことが求められる^{*3}。
- これを踏まえ、後期中等教育においては、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自らの形成・確立を目標として設定することが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動等に重点を置く必要がある^{*4}。

また、高等学校の専門学科や専修学校高等課程を中心として後期中等教育において行われている職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技能の高度化に対応した教育を行うことにより自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際にも、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるとともに、一人一人のキャリア発達を促す観点を加えることが必要である。

このような考え方は、後期中等教育に共通するものと考えているが、高等学校、専修

^{*1} （財）日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書」（平成18年3月）より。

^{*2} 中学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の期待については、p. 160参照。

^{*3} p. 38の注1参照。

^{*4} 高等学校のキャリア教育・進路指導に対する生徒・保護者の要望については、p. 145参照。

学校高等課程それぞれの充実の在り方については、第3章で詳述する。

④ 特別支援教育

- 特別支援教育は、発達障害を含め障害のある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。障害のある児童生徒については、先述の各学校段階において示した考え方に加え、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要である。
- 障害のある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。
- その際、学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別の教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。

(2) 高等教育

- 高等教育機関への進学率が8割に達しようとしている現在、高等教育は、我が国の多くの若者にとって社会に出る直前の教育段階であり、自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会人・職業人として必要な能力や態度を専門分野での学修を通じて伸長・深化させていく段階である。
- また、今日の経済・社会情勢の激しい変化や価値観の多様化が進む現代にあつては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を養うことはますます重要になっている。
- このため、高等教育においては、後期中等教育修了までにおける生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自らの形成・確立を基礎として、学校から社会・職業への移行を見据えて、教育課程の内外での学習や活動を通じ、高等教育全般においてキャリア教育の充実を目指すことが必要である。
- その際、各高等教育機関は、各学校種の目的及び各学校の教育方針を踏まえた入学者の受入れ方針にのっとり学生・生徒を受け入れ、教育していくことが必要である。他方、必要に応じて、入学後の進路変更等学生・生徒の様々な状況に対応していくことも重要である。また、学生・生徒はキャリア形成の観点からも多様化しており、学習の目的が見いだせないままや、将来の社会・職業生活に対する意識が十分でないまま、高等教育機関に進学する学生・生徒も存在する現状や、産業や雇用等の経済・社会の情勢も踏まえることが必要である。具体的には、第4章で詳述する。

第3章

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

第3章においては、後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育について、全体的な課題と基本的な考え方を示し、各教育機関ごとの課題と充実方策をまとめている。

◇高等学校普通科：進路意識や目的意識が希薄な傾向や、他の学科に比べ厳しい就職状況にある。このため、キャリアを積み上げていく上で必要な知識等を教科・科目等を通じて理解させることや、体験的な学習の機会を十分提供し、これを通して自己の適性理解や将来設計の具体化、勤労観・職業観の形成・確立を図らせることが重要である。また、科目「産業社会と人間」のようなキャリア教育の中核となる時間を教育課程に位置付けることの検討や、職業科目の履修機会の確保、進路指導の改善・充実を図る必要がある。

◇高等学校専門学科：卒業者の約半数が高等教育機関に進学する状況にある。また、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化への対応が求められている。このことを踏まえ、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能の定着、一定の専門分野に共通する知識・技能を身に付けさせること、課題研究等による問題解決能力等の育成、長期実習等実践的な教育活動の実施、職業教育に関する学習成果の積極的な評価、地域企業との密接な連携による学科整備・教育課程編成、実務経験者の教員への登用、施設・設備等の改善・充実等が期待される。

◇高等学校総合学科：安易な科目選択を行う傾向や、中学生や保護者等の理解・認知度の低さ、教職員の理解の不十分さ、多様な教科・科目開設に係る教職員の負担等の状況が見受けられる。このため、総合学科に対する理解の促進や、生徒に目的意識等を持たせる教育活動・体制整備等、教育環境の充実が求められる。

◇特別支援学校高等部：就職者が2割強という厳しい状況にある。このことを踏まえ、時代のニーズに合った就業につながる職業教育に関する教育課程の見直しや、個々の生徒の個性等にきめ細かく対応した職業体験活動機会の拡大、体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等の適切な指導や支援を行う必要がある。

◇高等学校・特別支援学校高等部の専攻科：具体的な基準等を法令上明確にすること、またその上で、高等教育機関が専攻科の学修を単位認定することや専攻科修了者が高等教育機関へ編入学することについて、積極的に検討する必要がある。

◇専修学校高等課程：今後は、職業の多様化に対応できるよう、専門分野に関連した幅のある知識・技能及び基礎的・汎用的能力や、生涯にわたり職業生活を主体的に設計できる能力を育てていくことが重要である。また、自立に困難を抱える生徒への弾力的な教育課程の提供や、ライフスタイルに応じた学習機会の充実のため、「単位制学科」や「通信制学科」の制度化を図ることが望まれる。

1. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題

- 現在、後期中等教育に進学する者が98%を超えており、前期中等教育を終えた者のほとんどが進学している状況にある^{*1}。このような後期中等教育の量的拡大に伴い、生徒の能力・適性・希望等が多様化し、これに併せて教育内容も多様化と弾力化が推進されてきた。
- このような中、高等学校制度においては、生徒の多様なニーズに応じた教育を行うことができるよう、学科や課程が設けられ、多様な内容を様々な方法で学ぶことができる仕組みがとられている^{*2}。
- 普通科、専門学科、総合学科の生徒数の割合を見ると、昭和40年代は普通科が約60%、専門学科が約40%であったが、現在は、普通科が70%を超え、専門学科が約23%（職業に関する学科については約20%）、総合学科が約5%と、普通科が多くを占める状況となっている^{*3}。
- また、各学科には、それぞれ次のような課題が指摘されている。
 - 普通科は、卒業者のうち就職する割合が40%を超えていた時もあったが、現在では高等教育機関への進学率が75%を超えている^{*4}。
 高等教育への進学希望者の中には、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向が強く、多くの生徒にとって、高等学校は高等教育機関へのいわば通過点となり、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学している者がいる状況がうかがえる。
 一方、普通科から就職する者も依然として多く存在しているが^{*5}、学科別の就職状況を見ると、普通科は他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向であり^{*6}、普通科の生徒に対し、職業に従事するために必要な知識・技能をどのように育成するかが課題となっている。
 - 専門学科は、昭和40年代は高校生の約4割が在学していたが、現在は約2割となっている。分野別に見ると、学科数について、商業や家庭に関する学科（いずれも最近10年で約3割減^{*7}）等減少している分野がある一方、福祉や情報に関する学科（平成15年度より導入）、理数に関する学科や外国語に関する学科等職業に

*1 中学校卒業者の進路状況については、p. 160、後期中等教育段階の学校数・生徒数の推移（学校種別）については、p. 161参照。

*2 高等学校制度の概要については、p. 162、高等学校の学科数・生徒数（学科別）については、p. 162、高等学校卒業者の進路別の割合（学科別）については、p. 163参照。

*3 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移については、p. 141参照。

*4 普通科卒業者の進路状況の推移については、p. 138参照。

*5 普通科（全日制・定時制）を卒業して就職する者は、5万7,454人。これは、高等学校（全日制・定時制）を卒業して就職する者（約17万人）の約34%を占めている。（文部科学省「平成22年度 学校基本調査」より）

*6 新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移（各年度3月末時点）については、p. 142参照。

*7 平成12年度の時点では、商業に関する学科数は936、家庭に関する学科数は430であったのに対し、平成22年度では、それぞれ697、296となっている。詳細については、p. 163参照。

関する学科以外の専門学科^{*1}は増加傾向にある。

専門学科卒業者の高等教育機関への進学率は年々増加し^{*2}、現在約半数となっており、高等教育との接続を視野に入れた職業教育の充実が求められている。

一方、専門学科を卒業した者のうち約4割が就職しており、地域産業の中で専門学科の卒業生に対する人材の需要が存在する分野がある一方で、職業人として必要な専門的な知識・技能が高度化している分野があることや、職業が多様化しているにもかかわらず、その対応が不十分であることなどが課題として指摘されている。また、学科により就職状況に差が出ており、学科ごとの検討の必要性がうかがえる。

さらに、少子化が進み、生徒数が減少する中、各都道府県では公立高等学校の再編が進められているが、普通科と比べ、専門学科が再編の対象の中心となる傾向にあることがうかがえ^{*3}、専門学科が軽視されているのではないかという課題も指摘されている。

- 総合学科は、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、学校が幅広く総合的に選択科目群を開設し、生徒の個性をいかした主体的な選択による学習が可能となるような新たな学科として、平成6年度に導入されたものである。将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することや、生徒の個性をいかした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にすることを特色としている。

導入以降、設置数は年々増加しており、教育と職業との接続、生徒の学校から社会及び高等教育機関への円滑な移行について一定の成果を上げている学校が見られる一方、総合学科全体として見た場合、導入当時に期待されていた教育の特色をいかし、その役割を果たすことができているかどうかを含め、現時点での成果と課題の検証が必要であることが指摘されている。

- 定時制・通信制は、働きながら高等学校で学ぶことを希望する者に高等学校教育を受ける機会を保障するため、昭和23年度に導入された^{*4}。しかし、今日の定時制・通信制には、働きながら学ぶ者だけではなく、中途退学経験者や過去に高等学校教育を受ける機会のなかった者等、様々な入学動機や学習歴を持つ者が入学している。加えて、社会的・職業的に自立していく上で困難な状況を抱える者も少なくないなどの指摘がある。このような多様な状況に応じた、きめ細かいキャリア教育・職業教育を提供するため、生徒の実態に応じて、例えば、特定の職業に就くことや資格取得につながるような職業科目を設ける等、教育課程を編成・実施する上で工夫することが求められている。
- また、高等学校の中途退学者が年間約5万7千人に上るなど^{*5}、高等学校教育を十分に受けることができていない者が存在しており、このような者が、若年無業者になる場合や非正規雇用の職に就いている場合が多いのではないかと指摘もなされている。

*1 理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係に関する学科など。

*2 専門学科卒業者の進路状況の推移については、p. 138参照。

*3 高等学校の学科別学科数の推移については、p. 163参照。

*4 通信制については、昭和36年の学校教育法の一部改正により、全日制の課程・定時制の課程と並ぶ独立の課程として位置付けられた。

*5 文部科学省「平成21年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。

- 専修学校高等課程（高等専修学校）^{*1}は、高等学校に比べ、その学校数・生徒数の規模は小さいながらも、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、実践的な職業教育・専門技術教育を行っている。

専修学校高等課程においては、平成22年現在、全国488校に560学科が設置され、約3万8千人の生徒が学んでいる^{*2}。分野別に見れば、調理、理容・美容を中心とする衛生分野及び准看護師養成を中心とする医療等分野の学科が約半数を占め、そのほとんどが修業年限を1年ないし2年としている。一方、服飾・家政、文化・教養、商業実務、工業等の分野の学科もそれぞれ一定数あり、これらの学科の多くは修業年限を3年としており、その大半は大学入学資格付与校としての指定を受けている。

- また、専修学校高等課程においても、現在、生徒の多様化が進み、その傾向は各分野・学科により異なっているほか、1つの学科の中にも、様々な背景をもった生徒が在籍するようになってきている。卒業後の進路を見ても、卒業生の約5割が就職し、就職者の8割以上は高等課程で学んだ分野の関係分野へ就職している一方、約3割の生徒は専門学校等の高等教育機関に進学している^{*3}。

このような中、それぞれの生徒の実態を踏まえつつ、多様な学習ニーズにどのように対応していくかが課題となっている。

さらに、現行制度では、高等学校入学前に専修学校高等課程で行った学修については、高等学校の入学後に単位として認定ができない取扱いとされている^{*4}という課題もある。

2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方

- 後期中等教育を修了する者の主な年齢である18歳という時期は、未成年ではあるものの、社会人・職業人としての自立が迫られる時期である。このため、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせ、これらの育成を通じて、価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立させることを、キャリア教育の視点から見た場合の目標として設定し、キャリア教育の取組を一層充実することが重要である。

一方、職業の多様化等に伴い、生徒のキャリア形成に関する環境や意識等の多様化も進んでおり、一人一人の状況に応じた対応にも配慮することが必要である。

- また、後期中等教育における職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、社会に生き社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性を養うことなどにも配慮した教育により、職業へ円滑に移行する準備を行うという面とともに、専門的な知識・技能の高度化に対応した教育により、新たな職業

*1 専修学校高等課程（高等専修学校）の制度の概要については、p. 164参照。

*2 専修学校高等課程（高等専修学校）の学科数・生徒数（学科別）については、p. 164参照。

*3 文部科学省「専修学校の実態把握に係る調査」（平成21年3月）より。

*4 専修学校高等課程入学前に高等学校で行った学修を、専修学校高等課程に入学した後で単位認定することは可能となっている。（専修学校設置基準第11条）

への就職や高等教育機関への進学も含め自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からも、その重要性は依然として高い。

このため、専門教育や職業・実生活に必要な能力の育成が始まる後期中等教育においては、キャリア教育の視点だけではなく、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業へ円滑に移行する準備及び自己の将来の可能性を広げていくことができる職業教育の充実を図ることが重要である。

この職業教育の重要性にかんがみれば、地方公共団体が進めている公立高等学校の再編において、専門学科が統合や縮小等の対象となる傾向にある状況について、地方公共団体は、地域の特色をいかしつつ、職業教育の充実の観点にも改めて留意し考えることが必要である。

また、国や地方公共団体は、職業教育の重要性やその魅力について、今後とも機会をとらえて、中学生や保護者等に対し、積極的に情報提供や意識啓発を行っていくことが必要である。

- このように、後期中等教育は、個性や義務教育で培った能力や態度を更に伸長させるとともに、学校から社会・職業への移行の準備段階として専門性の基礎を育成する段階であり、高度な普通教育及び専門教育を施すこととする高等学校の目的や、職業若しくは実生活に必要な能力の育成、教養の向上を図ることとする専修学校高等課程の目的を踏まえれば、キャリア教育と職業教育の双方の充実が必要である。

- 発達障害を含め障害のある生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な理解を深め、職業適性や困難さを乗り越えるための対処方法を身に付け、自立と社会参加に向けて持てる力を伸ばすことができるよう、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育の推進を図ることが重要である。

(今後の高等学校制度の在り方の検討に向けて)

- 後期中等教育、特に高等学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方を検討するに際して、高等学校教育の多様化の検証という観点から、高等学校教育全般の在り方についての検討が必要であるという意見が出された。

今後、高等学校教育全般について総合的に検討する際には、本審議会における議論も踏まえ、例えば、産業・社会の急速な変化により一層迅速かつ柔軟に対応する観点から、学習指導要領の専門教科・科目等の在り方や、普通科、専門学科、総合学科の各学科の在り方、高等学校の学校外における学修の単位認定の取扱い等についても検討を加えていくことが必要であると思われる。

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

（１）高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育

① 高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の重要性

- 高校生の約半数が、進路を考えると「自分がどうなってしまうのか不安になる」と回答しており、「自分の可能性が広がるようで楽しい」と回答した者（約２６％）を大きく上回っているという調査がある^{*1}。この調査では、進路選択に関する気掛かりについて、「自分に合っているものがわからない」と回答した者が約３７％、「やりたいことが見つからない、わからない」と回答した者が約３２％、「社会に出ていく能力があるか自信がない」と回答した者が約２５％となっている^{*2}。このような傾向は、職業を意識した時期が遅い者ほど顕著に出ているという調査結果もある^{*3}。

- また、高等学校までに職業を意識したことがない大学１年生が約３１％いるという調査結果があるように^{*4}、進学という進路を検討するに当たって、将来の社会での姿を思い描けていない者が多くいることがうかがえる。このような学生は、大学への進学理由も「すぐに社会に出るのが不安」「自由な時間を得たい」「周囲の人がみな行く」と考えている場合が比較的多く、この傾向は、職業を意識した時期が遅い者ほど顕著に出ている^{*5}。大学生の職業に関する意識について、高等学校卒業以前に職業を意識した者が、大学入学後に考えた者やまだ考えていない者に比べ、「将来についてはっきりした目標をもっている」割合が高く^{*6}、高等学校卒業以前で職業を意識することが、将来の目標を持つことにつながっていることがうかがえる。

- さらに、高等学校卒業後、就職しても３年以内に早期離職する者が約４０％存在している。離職理由としては、「仕事が向いていない」「職場の人間関係」といった項目が挙げられることが多い^{*7}。また、２０～２４歳（在学者を除く）における正規雇用者の比率の推移を見ると、大学卒や短期大学・高等専門学校・専門学校卒と比べ、高等学校卒の比率は上がっていない^{*8}。

*1 進路を考える時の高校生の気持ちについては、p. 146 参照。

*2 進路選択に関する高校生の気掛かりについては、p. 165 参照。

*3 進路を選択するときの悩み（職業を意識した時期別）については、p. 165 参照。また、高校生の約６９％が、将来働くことについて気掛かりなことがあると回答している調査もある。そのうち、「就きたい職業に就くことができるだろうか」と考えている者が約６３％、「職場の人間関係がうまくいだろうか」と考えている者が約４３％など、就きたい職業にどのようにすれば就けるのかという道筋が分からないと感じている者や職場の人間関係に不安を感じている者が多い一方、「就きたい職業が思いつくだろうか」ということが気掛かりである者も約２７％いる。詳細については、p. 144 参照。

*4 大学１年生が職業を意識した時期については、p. 142 参照。

*5 大学への進学理由（職業を意識した時期別）については、p. 166 参照。

*6 大学生の職業に関する意識（職業を意識した時期別）については、p. 166 参照。

*7 新規高卒就職者の離職理由については、p. 145 参照。

*8 ２０～２４歳（在学者を除く）における正規雇用者比率の推移（男女別）については、p. 134 参照。

- このような現状を踏まえると、社会人・職業人としての自立が迫られる時期である高等学校におけるキャリア教育の充実は、喫緊の課題である。
- キャリア教育は、既に多くの学校で取り組まれており、多様な活動が行われている。高等学校が多様化する中、各学校の工夫により生徒の実態やニーズに基づいた多様な活動が行われることは望ましいことである。しかし、依然として何も行っていない学校が見られるとともに^{*1}、職業教育とキャリア教育を混同し、単に職業教育を行えばキャリア教育を実施したことになると考えている場合があるという指摘がある。また、高等学校のキャリア教育として、何を目指しているのかが必ずしも共通なものになっていないために、その重要度が十分認識されておらず、適切なキャリア教育が行われていないという指摘もある。
- 一方で、平成21年に改訂された高等学校学習指導要領では、平成22年度から先行実施されている総則において「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的・計画的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」が明示された。
- また、平成22年4月からは公立高等学校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が実施された。本制度は、社会全体で教育費を負担し、生徒の学びを支援することを通じて、生徒が社会を構成している一員としての意識を持ち、社会の発展に貢献することなどの意欲を養うことをその目的の一つとしており、キャリア教育の推進と共通する趣旨を持つものでもある。
- このような現状を踏まえ、高等学校におけるキャリア教育の在り方を明らかにすることが必要である。そして、教育委員会等は、キャリア教育の意義を十分に踏まえ、各高等学校の実態を踏まえた効果的な指導・助言を行うことが期待される。

(普通科におけるキャリア教育)

- 普通科の生徒に尋ねた調査によると、普通科に入学した動機として「自分の学力にあっている」と回答した者が約60%に対し、「自分の個性を伸ばすことができると思う」、「自分のやりたい勉強ができると思う」と回答した者がそれぞれ約12%となっており、普通科という学科を選択するに当たって、自分の個性ややりたい勉強とは余り結び付いていないことがうかがえる。このことは、職業学科と比べても顕著に差がある^{*2}。
- また、これまで見たように、普通科の生徒に多い進学希望者の中には、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向が高いことがうかがえる。さらに、学科別の就職状況を見ると、普通科は他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向である。これらを踏まえると、特に普通科におけるキャリア教育の充実を優先的に検討していく必要がある。

*1 (株)リクルート「2008年 高校の進路指導・キャリア教育に関する調査」によると、「キャリア教育は特に行っていない」と回答した高等学校の割合は約13%。

*2 高等学校に入学した動機(学科別)については、p. 167参照。

- 確かに、変化の大きな社会の中では、高校生の段階で自らの将来を設計しても、その後、将来設計が変化していくことは当然である。しかし、そのことは高校生の段階で自らの将来のことを考える必要はないということではない。これから数多く経験するであろう人生の岐路を乗り越えるためには、高校生の段階で、自らの将来を真剣に考え、それに必要な情報を取捨選択・集積・分析し、熟慮の上に責任を持った判断をする過程を経験させることが重要である。職業を意識した時期が早いほど、大学への進学理由や将来の目標を明確に持ち、将来の社会での姿を思い描けている傾向があるという調査もあるように、高等教育機関への進学を希望する者が多く占める学校においても、キャリア教育を充実していくことは必要である。

（生徒のキャリア形成や自立への支援が特に必要な学校とキャリア教育）

- 個々の生徒のキャリア形成に対する支援が特に必要な学校では、学科を問わず、個々の生徒が持つ特性等の伸長を図る観点から、教科・科目の選択に当たって適切な履修指導を行うことと併せ、キャリア教育の取組を充実し、生徒への適切な支援を行っていくことが必要である。
- 例えば、学校の授業を十分に理解することができていない生徒も存在し、このような者が中途退学につながっていく場合もある^{*1}。また、様々な課題を抱え職業に対する知識や準備ができないまま社会に出る生徒もいる。このように、自立への支援が特に必要な生徒が存在する実態を踏まえ、基礎学力の育成を十分に図ることや、現場実習や就業体験活動も含めた実践的な教育を増やして職業に必要な能力を育成することが必要であるとともに、学校への定着を図るという観点から、キャリア教育の取組の充実により、学習意欲の向上につなげていくことが重要である。

② 高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の推進方策

- 高等学校の段階においては、自らの将来のキャリア形成を自ら考えさせ、選択させることが重要である。このため、学習指導要領を着実に実施するとともに、キャリア教育の視点からは、学科や卒業後の進路を問わず、現実的に社会・職業の理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動等を指導計画に位置付けて実施することが必要である。具体的には、各学校では、次のような観点を踏まえた学習に取り組む必要がある。
- 第一に、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成することである。特に、高等学校の段階は、社会人・職業人としての自立が迫られる時期であることから、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成がとりわけ重要な意味を持つ。この能力や態度の育成は、新たな教育内容を付加するというよりも、本来は現在行っている教育の中で行われるべきものであるが、これまでは十分に意識されてこなかったともいえる。この能力や態度を各学校でどの程度育成するのか、地域や学校、生徒の実態に即しつつ、学校ごとに到達目標を明確に設定することが求められる。

*1 高等学校を中途退学する理由については、p. 153参照。

- 第二に、キャリアを積み上げていく上で必要な知識等を、教科・科目等を通じて理解させることである。特に、高等学校の段階は、学校と家庭以外での生活や社会の中での活動が増える時期にもかかわらず、現在の高校生は社会の仕組みや様々な状況に対処する方法を十分には身に付けていないと指摘されており、知識として学ぶことと体験を通して学ぶことの両面から、現実社会の厳しさも含めて、一人一人の将来に実感のあるものとして伝えることが特に重要である。

その際、例えば、公民科や家庭科等を通じて、今日の社会が分業によって成り立っており、職に就き、働くことを通してその一端を担い、人々が相互に支え合っていることを理解することや、労働者としての権利や義務、雇用契約の法的意味、求人情報の獲得方法、人権侵害等への対処方法、相談機関等に関する情報や知識等を学習すること、また、人の一生の中で大きな要素となる「仕事」と「家庭生活」の調和の取れたライフスタイルを創造するために必要な知識等を学習することが必要である。その際、これらの知識は、一人一人の将来に直接かわる実感のあるものとして伝えることが特に重要である。

- 第三に、卒業生・地域の職業人等とのインタビューや対話、就業体験活動等の体験的な学習の機会を、計画的・体系的なキャリア教育の一環として十分に提供し、これらの啓発的な経験を通して、進路を研究し、自己の適性の理解、将来設計の具体化を図らせることである。具体的に人や現場を通して、自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を経験させ、自らの将来を考えさせることが効果的である。
- 第四に、これらの学習を通して、生徒が自らの価値観、とりわけ勤労観・職業観を形成・確立できるようにすることである。自らの人生の中で「働くこと」にどれだけの重要性や意味を持たせるのかは、最終的には自分で決めることである。その決定の際に中心となる勤労観・職業観も、押しつけられるものではなく、様々な学習や体験を通じて自らが考えていく中で形成・確立されるものである。これまで指摘してきたような学習を通して、働くことの重要性や意義を理解し、生徒一人一人がそれぞれの勤労観・職業観を確立し、人生観・社会観等を含んだ価値観を形成できるようにしていくことが必要である。

(キャリア教育を行う時間の位置付け)

- 総合学科では、ここで示した4つの観点を踏まえた学習を行う時間として、自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる能力や態度等を育成するため、原則として履修させるべき科目として「産業社会と人間」^{*1}が設けられている。

また、総合学科以外の多くの学校では、総合的な学習の時間や特別活動等の中で行われているのが現状である。しかし、実態としては、この4つの観点を踏まえた学習の内容の一部のみが行われている場合が多いことから、これらの学習を確実に行えるよう、総合的な学習の時間等を効果的に活用していくことが望まれる。

^{*1} 「産業社会と人間」の概要については、p. 167、取組例については、p. 232・233参照。なお、「産業社会と人間」は、総合学科以外の学科では学校設定教科に関する科目として設けることができ、その開設状況（平成22年度）は、普通科では約1.3%、専門学科では約2.1%である。（文部科学省「平成22年度 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」より）

- 「産業社会と人間」について学校・教育委員会に行った調査によると、現在、「産業社会と人間」で実施している教育活動としては、社会人・職業人や卒業生、地域の人々による講話や懇談、各教科・科目の履修計画の作成、職業に関する知識等の修得、ライフプランの作成・発表等があり^{*1}、啓発的な経験を通して、進路の研究や自己の適性の理解、将来設計の具体化等を図っていることがうかがえる。
- また、これらの教育活動を実施したことによる成果としては、「自己の将来の生き方・働き方や進路について考察することができている」（学校：約98%、教育委員会：100%）、「自己の能力・適性、興味・関心を知ることができている」（学校：約94%、教育委員会：約97%）、「『学ぶこと』『働くこと』への意欲や積極的な態度を育成することができている」（学校：約85%、教育委員会：約92%）、ことが当てはまると回答した学校・教育委員会が多く^{*2}、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成等を目指した活動が行われていることがうかがえる。
- 一方、「産業社会と人間」で実施している教育活動として、約85%の学校が「職業に関する知識等の修得」を挙げている。他方、「産業社会と人間」の活動と各教科・科目等の活動の関連を尋ねたところ、例えば、公民科（約7.8%）、家庭科（約4.6%）と関連させている学校はわずかであり、約12%の学校が「いずれの教科・科目等にも関連付けていない」と回答している^{*3}。キャリアを積み上げていく上で必要な知識等は、教科・科目等を通じて修得し、それを「産業社会と人間」などの時間を活用して、自らのキャリア形成に関連させて理解することが重要であるが、「産業社会と人間」を実施している学校でも十分な取組ができていないといった課題もうかがえる。
- また、「産業社会と人間」の指導体制について、約47%の学校が「校内に『産業社会と人間』に関する委員会等の研究・推進組織を設けている」と回答し、約30%の学校は「ホームルーム担任が中心となって指導計画を作成し、授業を行っている」と回答している^{*4}。他方、「産業社会と人間」を実施する上での課題として、「専任の教員が明確になっていないため、学校として組織的・計画的な指導を行うことが難しい」（学校：約33%、教育委員会：約52%）、また、「産業社会と人間」の改善・充実を図るための方策として、「各学校において、校内に『産業社会と人間』に関する委員会等の研究・推進組織を設けた方が良いと考える」（学校：約51%、教育委員会：約60%）、「各学校において『産業社会と人間』の専任教員を設けた方が良いと考える」（学校：約41%、教育委員会：約30%）と回答した学校・教育委員会が多い^{*5}。このように、ホームルーム担任が個々に担当するのではなく、学校全体の体系的な取組として実施するための担当組織の整備や教員の配置も課題であると考えられる。

*1 「産業社会と人間」で実施している教育活動については、p. 168参照。

*2 「産業社会と人間」を実施したことによる成果については、p. 168・169参照。

*3 「産業社会と人間」と関連付けて実施している教科・科目等については、p. 169参照。

*4 「産業社会と人間」の指導体制については、p. 170参照。

*5 文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」より。

- 「産業社会と人間」については、実施することの意義を認めている学校・教育委員会がほとんどを占めている^{*1}。今後、「産業社会と人間」において指導される成果・課題を踏まえて、その充実に向けた取組が進むことが期待され、また、高等学校の教育課程に、「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のような中核となる時間を明確に位置付けることについて、更に検討が必要である。
- ただし、これらの学習は既に在籍している生徒にも必要な緊急な課題であることを踏まえると、各学校は、地域や学校及び生徒の実態に即したキャリア教育を実践するために、これらの学習を取り入れてキャリア教育の中核としつつ、責任を持って関連性・体系性を意識した教育課程を編成・実施することが必要である。
- その際、キャリア教育の視点が授業を変えるきっかけを作るという視点に立ち、特に教科の中での学習活動を充実することが重要である。各教員は教科指導に当たって、キャリア教育の視点を取り入れるように努めるとともに、指導の在り方の研究や教材の開発、取組事例の収集・情報提供等を充実していくことが望まれる。このような教科活動も含め各教育活動をつなぐことを通じて、教育活動全体の見直しや体系的な取組が行われると考える。

(就業体験活動の取扱い)

- 高等学校在学時に就業体験活動^{*2}を実施してほしかったという卒業生が約43%いるという調査もあり^{*3}、高等学校における就業体験活動を効果的に活用することが必要である。その際、中学校で多くの生徒が職場体験を経験していることを踏まえると、高等学校においては、将来進む可能性のある仕事や職業に関連する活動をいわば試行的に体験し、これを手掛かりに社会・職業への移行準備を行うことが中心的な課題となる。
- 高等学校の教育活動の中で就業体験活動を行うことのできる時間は、総合的な学習の時間、特別活動、産業社会と人間、教育課程外での活動の単位認定等が考えられ、就業体験活動を行う目的や対象とする生徒等を踏まえた上で、適切な時間を設定して行うことが必要である。
また、実施期間について、5日以上の場合が5日未満の場合に比べて効果が高いという調査結果もある^{*4}。このような長期間の就業体験活動を促進するためには、実施する時間の確保とともに、受入先の確保等の条件整備を図ることが必要である。受入先の調整等については、第6章で詳述する。
- 活動先については、就職を希望する関係分野の企業等に限らず、進学希望者であっても「大学等の向こうにある社会」を意識させ、自己の将来について考えさせる観点から、大学等の研究機関、行政機関、医療機関等、地域や各学校の生徒の実情等に配慮し、幅広く開拓することが必要である。

*1 「産業社会と人間」を実施することの意義については、p. 170 参照。

*2 公立高等学校における就業体験活動の実施状況については、p. 171 参照。

*3 高等学校在学時に実施してほしかった体験活動（学科別）については、p. 172 参照。

*4 高等学校における就業体験活動の効果（実施期間別）については、p. 172 参照。

③ 普通科における職業科目の履修機会の確保

- このような各学科に共通したキャリア教育の充実を進めるとともに、普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、職業生活を送るための基礎的な知識・技能に関する学習機会の充実に努めることが必要である。
- 平成21年度現在、普通科の約67%が家庭、商業といった教科を中心に何らかの職業科目を設定している^{*1}。しかし、これらの履修の多くは、履修指導が十分に行われないまま、生徒の選択に任されていることなどにより、必ずしも職業や自らの生活や将来を考えると結び付いていないことが考えられる。このようなことは、普通科の生徒で将来の職業を意識している者が専門学科と比べ少ないという調査結果等にもうかがえる。
- このため、普通科における職業科目の履修は、より具体的な職業との関連を意識した学習を通じたキャリア教育の実践にもなることを十分考慮し、各学校において、職業科目の教育課程上の位置付けや履修指導の方法等の見直しを図りつつ、その機会を確保していくことが必要である^{*2}。
- 特に、普通科を卒業して就職する者は、学科別の就職状況において厳しい状況にあることも踏まえ、就職希望者が多い普通科においては、職業科目の履修の機会を確保していくことが非常に重要である。したがって、このような普通科においては、卒業時の就職を念頭に、できるだけ早い段階から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を体系的に履修させるほか、必要に応じて類型を設けることなどにより、職業準備にふさわしい学習の機会を確保できるよう取組を進めていくことが必要である。
- また、就職希望者が多い高等学校においては、地元の企業・施設との協力の下、学校設定教科として、企業実習や社会で必要とされるコミュニケーション能力を養うことを目的とした科目を設け、職業教育を行っている事例^{*3}もある。
- 普通科においてどのような職業科目を履修させるかは、生徒の特性・進路等により、また、各学校の指導教員、施設・設備等の人的・物的条件等を考慮して決定することが必要である。なお、このような教育を進めるに当たっては、校内の職業科目を担当する教員の主導的な役割が期待されるとともに、地域における高等学校の

*1 公立高等学校の普通科における職業教科の開設状況については、p. 173参照。

*2 高等学校学習指導要領解説においては、普通科で履修させることが考えられる職業科目として、次を例示している。

農業 … 農業と環境、草花、食品製造、生物活用

工業 … 工業技術基礎、製図、情報技術基礎、生産システム技術

商業 … ビジネス基礎、ビジネス実務、簿記、情報処理

水産 … 水産海洋基礎、水産海洋科学、海洋環境

家庭 … 消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、ファッション造形基礎、フードデザイン

看護 … 基礎看護

情報 … 情報産業と社会、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー

福祉 … 社会福祉基礎、介護福祉基礎

*3 高等学校普通科における職業教育の実践例については、p. 234参照。

配置の状況や施設面での対応状況を踏まえ、近隣の専門学科・総合学科と積極的に連携することが可能な場合は、そのような取組を進めていくことも考えられる。

- また、教員や施設の問題等により、普通科で職業科目を設定することが難しい場合もある。このような場合には、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校での学習や一定の条件を満たした技能審査^{*1}等を利用し、職業に関連する学修を学校外の学修として単位を認定する制度の積極的な活用も考えていくことが必要である。

④ 進路指導の改善・充実

- 進路指導は、本来、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、就職又は進学をして、更にその後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。
- このような進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じであるが、実際に学校で行われている進路指導においては、進路指導担当の教員と各教科担当の教員との連携が多く学校のにおいて不十分であること、一人一人の発達を組織的・体系的に支援するといった意識や姿勢、指導計画における各活動の関連性や体系性等が希薄であり、子どもたちの意識の変容や能力や態度の育成に十分結び付いていないとの指摘がある。
- このため、各学校は、自校におけるこれまでの進路指導の実践をキャリア教育の視点からとらえ直し、その在り方を見直すことが必要である。

(2) 専門学科における職業教育

① 専門学科における職業教育の重要性

- 高等学校は、過去には、高等教育機関を超える就職者数を輩出し^{*2}、我が国社会の発展を支える原動力となってきた。その中でも専門学科は、職業との関連が深い実践的な教育を行うことにより、専門的な知識・技能や創造力、応用力等の育成を行い、普通科とは異なる魅力のある教育を展開してきた。
また、我が国の経済成長の中で、科学技術振興や中堅人材の育成等の社会的要請にこたえるため、これまでも、工業や農業に関する学科等の整備・拡充を図るとともに、看護や福祉、情報といった新たな職業教育のニーズに対応してきた。
- 今後も、専門学科は、我が国の社会の変化や産業の動向等に対応した職業教育を行う機関としての役割を果たしていくことが必要であり、国及び地方公共団体は、その責務として、職業教育の振興を図るように努めなければならない。

*1 受検者が有する特定の知識や技能の程度を判定する審査のこと。(例：TOEIC、機械製図検定、簿記検定)

*2 各学校卒業者の就職者数の推移については、p. 125 参照。

- 現在の専門学科は、職業の多様化、職業人として求められる知識・技能の高度化への対応が求められている。このため、職業人としての自己学習力や社会の中で自らのキャリア形成を計画・実行できる力等を育成していくことが必要である。
- また、地域の産業・社会の人材育成と結び付きの強い専門学科は、地域の活性化に貢献してきた。ただし、専門学科の卒業者のうち就職者の就職状況を見ると、職業別では生産工程・労務作業、産業別では製造業が突出しており、昭和40年代と比較すると、一部の学科を除いて学科と職業との関連性は弱まっている傾向にあるといえる^{*1}。
このため、地域の産業・社会においてどのような人材が求められているのかを把握し、都道府県ごとに高等学校卒業者の就職割合や地元への就職状況が異なっていることなどにも留意しつつ^{*2}、その需要にこたえていくため、地域との連携・交流を一層深めるとともに、そのことを通じた実践的な教育や外部人材の協力を得て教育活動等を充実することが必要である。
- これらを踏まえると、今後の専門学科は、次のような人材の育成を中心に考えることが必要である。

(7) 卒業後更に高度な知識・技能を身に付け、将来の専門的職業人として活躍できる人材の育成

- 経済のグローバル化や国際競争の激化、産業構造の変化、技術革新・情報化等、職業人として必要とされる専門的な知識・技能は拡大・高度化している。
- このような状況も影響して、より高度な知識・技能を身に付けることを目的に、高等教育機関への進学を希望する者が増加している。一方、企業においては、早期に従業員を確保し、自ら高度な知識・技能を身に付けた者を育成するため、高等学校卒業の時点で人材を確保しようとするところも存在している。
- このことから、専門学科においては、卒業後の進路を問わず、将来にわたって職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応できる力の育成が必要である^{*3}。
また、産業・社会が高度化・複雑化する中、新しい分野・職業等が日々生まれており、このような職業の多様化に対応できる人材の育成も求められる。

(イ) 卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材の育成

- 専門学科は、職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応する人材の育成が求められる一方、地域の様々な産業・社会を担う人材を輩出する観点からは、業務を着実に遂行していくことができる能力を持った人材を育成す

*1 高等学校卒業者の職業別・産業別就職割合の比較（学科別）については、p. 173～175参照。

*2 高等学校卒業者の就職率（都道府県別）については、p. 175参照。

*3 実践例については、p. 235参照。

ることが求められている^{*1}。

- このようなニーズに対しては、それぞれの職業に就くに当たって、必要な基礎的・汎用的能力や専門的な知識・技能を備え、あるいは、今後このような能力が伸びていく可能性を有するとともに、自立して行動できる態度・価値観を持ち、それらの能力等を生涯にわたって発揮できる力を育成することが重要である。

② 専門学科における職業教育の推進方策

- このような人材の育成を行うことを踏まえると、主として職業教育のスタート段階である高等学校では、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を定着させることが重要である。その際、職業の多様化へ対応するためにも、一定の専門分野に共通する知識・技能を身に付けられるような配慮も必要である。
- 平成21年に改訂された高等学校学習指導要領においては、各教科において、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を定着させる観点から科目構成の見直しや内容の改善が行われた。各学校においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、各教科・科目においていわゆる座学と実験・実習の有機的な連携を図り、基礎的・基本的な知識・技能の一層の定着を図るとともに、「課題研究」等の実践を通して、問題解決能力や自発的・創造的な学習態度の育成の充実に努めることが必要である。
- また、地域の産業・社会を担う人材を育成するためには、学校を卒業しても自らの力を発揮できるような実践性が必要である。このため、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域・社会との連携を図り、体験的な学習や地域企業と連携を図った現場での長期間の実習等を通じて、実践的な教育活動を積極的に実施することが必要である^{*2}。
- さらに、産業・社会の急速な変化に迅速かつ柔軟に対応する観点から、各学校は、地域の産業・社会の動向を踏まえつつ、教育課程を不断に見直していくことが必要である。

③ 職業教育の質の保証・向上と学習成果の積極的な評価

- 専門学科における職業教育を高等教育や職業につなげていく観点から、教育内容の質を高める研究を進めるとともに、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策が必要である。
- 具体的には、職業に関する資格等の取得に必要な学習内容と高等学校における教科・科目との関連性を明確にし、その過程の可視化・明確化を図る取組の充実や、実技等を取り入れた各種検定試験制度の積極的な活用が必要である。
- また、職業教育に関する学習成果を客観的に評価する指標を設けるなどの取組が

*1 実践例については、p. 236 参照。

*2 実践例については、p. 237・238 参照。

必要である。その際、各分野により事情が異なることを踏まえると、例えば、各専門学科の校長会等が中心となって取り組むことが期待される。

- さらに、高等教育機関は、入学者選抜において、専門学科・総合学科の卒業生を対象とした選抜の実施^{*1}や資格・検定の取得状況、競技会における実績の考慮等、職業教育に関する学習について積極的に評価する配慮・工夫を行ってきており、今後もこのような入学者選抜が行われることを期待したい。

④ 専門学科における職業教育の充実のための環境整備

(ア) 成長分野等の人材を育成する専門学科の重点的整備と地域のネットワーク化

- 今後、成長が期待される分野を支える人材を育成していくことは、我が国の持続的な発展を支える基盤を作る上で不可欠であり、そのためには、その教育の場となる専門学科の施設・設備等の改善・充実や教員の確保を重点的に図ることが必要である。その際、地域や更に広域の産業圏によって産業や雇用の状況は大きく異なるため、成長が期待される分野の特色も異なると考えられる。このため、地域や産業圏にある企業や関係機関等との密接な連携の下、そのニーズに対応した学科の整備や教育課程の編成を行うことが必要である。この場合、必要に応じて県を越えた連携についても検討すべきである。
- また、職業教育は、キャリア教育の充実という観点からも重要であり、社会的・職業的自立を促す上で極めて有効である。このため、地域の普通科・総合学科におけるキャリア教育・職業教育の充実や、小学校・中学校におけるキャリア教育の充実を目的として、例えば、学校間連携により、普通科等における職業教育の充実や出前授業によるものづくり教室の開催等専門学科を拠点とした地域のネットワーク化を図ることも有効と考えられる。

(イ) 教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進

- 専門学科における職業教育の充実のためには、教員の指導力の向上を図ることが必要である。このため、地域・社会と連携しつつ、企業等へ教員を派遣したり、最新・高度の知識・技能を有する者を学校に招いて講習会を実施したりするなど、職業教育に関する研修の機会を充実していくことが必要である。また、教員が企業等で研修を行うことは、企業等の現状や求められる知識・技能を認識することに大きな効果が期待される。
- また、地元企業を退職した熟練の知識・技能を有する者等、実務経験を有する者が学校で指導することも必要である。このため、特定の経歴等を持つ者に対する選考方法や特別免許状を活用した選考等の事例集を作成・配布するなど特別非常勤講師制度^{*2}・特別免許状制度^{*3}の活用や、ティームティーチング等による専門

*1 大学における専門高校・総合学科卒業生入試の実施状況については、p. 176 参照。

*2 特別非常勤講師制度については、p. 176 参照。

*3 特別免許状制度については、p. 177 参照。

学科の取組を促すことが考えられる。

今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行っていく中で、専門学科の教員の免許状の在り方についても検討していくことが期待される。

(ウ) 施設・設備等の改善・充実

- 生徒に専門的な知識・技能を身に付けさせるためには、施設・設備等の改善・充実が重要であることは論を待たない。特に、公立専門学科を設置する主体である地方公共団体においては、その責務として、施設・設備等の改善・充実に努めなければならない。また、国においても、地方公共団体の取組を支援することが必要である。
- 一方、国や地方公共団体の財政が厳しい現状においては、効率的・効果的な方策の検討が必要である。例えば、農業、工業、商業等の分野ごとに拠点校を設け、先端的な施設・設備等を整備し、県内の職業教育のセンター的な役割を果たすような取組を行っている県がある。また、ある水産高校では、他の県の水産高校にある施設を借りて潜水や海洋実習を行うなど、県を越えた連携が行われている^{*1}。さらに、地元企業の施設を活用し、学校の施設では十分な指導ができない部分を補完している工業高校の事例もある。
- これらは、地方公共団体の取組の一例であるが、各地方公共団体は、施設・設備等の改善・充実を図る際、それぞれの地域の実情に合った方策を工夫していくことが必要である。その際、利用計画や教職員の配置等の体制を整備するなど、十分な教育効果が発揮されるような配慮が必要である。また、生徒の安全面に考慮した施設・設備等の更新や消耗品費の確保についても配慮が必要である。
- また、専門学科を拠点とした地域のネットワーク化や地域・社会との連携に積極的に対応できるよう、施設の相互利用・共同利用に加えて、地域・社会の様々な人材が利用可能な施設計画が望ましい。
- なお、施設・設備等の改善・充実については、我が国全体として、学校環境をどのように整備していくかという観点から、総合的に検討していくことが期待される。

(3) 総合学科

① 総合学科を導入したことによる成果

- 総合学科を導入したことによる成果としては、「生徒が将来の職業選択を視野に入れ、自己の将来の生き方・働き方や進路について自覚を深めることができる」「個性をいかした主体的な学習を通じ、生徒が学ぶことの楽しさや成就感を体験することができる」「生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応した教

^{*1} 実践例については、p. 239参照。

育活動を実施することができている」ことを挙げる学校・教育委員会が多く^{*1}、ほとんどの学校において、導入当時に期待されていた教育の特色を理解した活動を実施していることがうかがえる。

- また、「キャリア教育を組織的・計画的に推進することができている」ことを挙げる学校・教育委員会も多く、キャリア教育を推進するに際して、総合学科の特色を適切に活用できている学校が多いことがうかがえる。
- さらに、総合学科に在籍する生徒に、総合学科で学ぶことへの満足度を尋ねたところ、「満足」「ほぼ満足」と回答した者が約80%を占めており^{*2}、生徒の満足度は比較的高い。

② 総合学科の課題

- 総合学科の課題としては、「生徒が目的意識や将来の進路への自覚を持っていないため、主体的な科目選択を行わせることが難しい（安易な科目選択を行う傾向にある）」ことを挙げる学校・教育委員会が多い^{*3}。
一方、総合学科に在籍する生徒は、総合学科の特色として「自分の進路について学び、じっくり考えることができる」と考えている者が多い（約76%）にもかかわらず^{*4}、総合学科に満足している点として「進路等に目的を持つことができる」ことを挙げる者は少ない（約29%）^{*5}。
- また、「中学生及びその保護者の総合学科に対する理解や認知度が低い」「中学校の教職員の総合学科に対する理解が不十分である」ことを挙げる学校・教育委員会も多い。一方、「高等学校の教職員の総合学科に対する理解が不十分である」ことを挙げる学校・教育委員会も多い。
- さらに、「様々な教科・科目を開設しているため、他の学科と比べて教職員の負担が大きい」「教員数が十分でないため、多様な教科・科目を開設することが難しい」ことを挙げる学校・教育委員会が多く、「生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応した教育活動を実施することができている」という成果を上げるためには、教職員組織の効率的な運営や必要な体制整備が求められていることがうかがえる。

③ 総合学科の今後の在り方

- このように、各学校においては、総合学科の特色をいかした教育活動に取り組んでいる一方、総合学科の本来の目的である、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための学習を進めることが難しい状況にあるなど、その特色をいかすための教育活動を更に充実するための方策が必要であることがうかがえる。

*1 総合学科を導入したことによる成果については、p. 177・178参照。

*2 総合学科で学ぶことへの満足度については、p. 178参照。

*3 総合学科の課題については、p. 179参照。

*4 総合学科の特色についての生徒の認識については、p. 180参照。

*5 総合学科に満足している点については、p. 180参照。

このため、各学校・教育委員会においては、高等学校の教職員の総合学科に対する理解を促進するとともに、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための教育活動の充実や、そのための教育環境の充実に努めることが必要である。

- また、総合学科における教育活動や生徒の学習成果等について、地域の中学校等に対して積極的な情報発信を行うことにより、中学生やその保護者、教職員といった中学校関係者等の理解の促進に努めるとともに、中学校の進路指導においては、総合学科に対する知識や理解を深めた上で行うことが必要である。
- さらに、総合学科の本来の目的である、生徒が主体的に選択して学習するという教育を実施し、将来の進路への自覚を促すためには、普通教科・専門教科ともに幅広く開設し、多様な分野の学習機会を保障するための条件整備が不可欠である。このため、総合学科を設置する地方公共団体等においては、このような必要性を十分踏まえた取組が必要である。特に、「産業社会と人間」をはじめとするキャリア教育を担当する力量のある教員や多様な専門性を持った教員の配置、学校外の人材や学習機会の積極的な活用、多様な専門教科を開設するために十分な学校規模の確保、施設・設備等の充実等について、高等学校の再編を進める中で十分に考慮していくことが必要である。

4. 特別支援学校高等部におけるキャリア教育・職業教育の充実

- 特別支援学校高等部においては、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育を行うことが重要である。
- 障害のある生徒の就業拡大に向けた取組は進みつつあるものの、平成22年3月の特別支援学校高等部（本科）の卒業生のうち、就職した者の割合は2割強と厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、平成21年に改訂された特別支援学校高等部学習指導要領では、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関し、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定されるとともに、特別支援学校高等部（知的障害）の専門教科として「福祉」が新設された。各学校においては、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、時代のニーズに合った就業につながる職業教育に関する教育課程の見直しや、就業に向けた支援方法の開発を推進することが必要である。
- また、第2章で述べたように、個々の生徒の個性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。
- その際、学校は個別の教育支援計画を活用した進路指導の充実に努めるとともに、現場実習先や就業先の拡大のため、特別支援学校や教育委員会に学校・企業間の橋渡しを行う職員等を配置することや、専門的な技能等の育成のため、農業高校や工業高校等との連携交流を図ることが、職業教育・就業支援を充実する上で有効である。

5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科） ・特別支援学校制度の改善の方向性

- 職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られる。このような分野においては、専門学科の教育内容の充実が重要であり、例えば、地元企業等と連携した実践的な教育や、高等教育機関と連携したより高度な知識・技能を身に付けるための教育等、他の教育機関等と連携した取組が行われている。このような取組については、一定の期間において、教育プログラムや施設の相互利用等連携の効果について検証し、更なる改善を図ることが必要である。また、連携等の取組が行われていない地域においては、専門学科の高度化に関して、どのような潜在的ニーズがあるのか把握することが必要である。
- さらに、分野によっては、3年間の本科における教育だけでは高度な職業資格が取得できないものがある。例えば看護や水産等の分野においては、職業に必要な資格取得等と関連して、高等学校の専攻科^{*1}を活用して更に教育の機会を提供したり、3年間の本科の教育課程と接続して5年一貫教育を行ったりするなどの工夫も見られ、このような取組を学校制度上どのように評価するのか検討が必要である。

（1）高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続の方向性

- 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも職業に必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校・特別支援学校高等部を卒業した後も職業教育を継続して受ける機会を提供する場が設けられていることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科等多様な場が用意されていることが大切である。
- このうち、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されている。今後は、このような役割に加え、地域と連携して、高等学校の普通科の卒業者等に職業教育を実施したり、社会人等により専門性を深める職業教育を行ったりすることなどにより、地域の人材需要に対応した専門的職業人の育成等を担う教育機関として、その役割・位置付けを明確化するとともに、拡充を図ることが必要である。
- その際、専攻科は、学校教育法で、修業年限や入学資格等は規定されているが、教育課程や授業時数等の基準が設けられていないため、その水準は多様となっている。今後、役割の明確化と併せて、体系的な教育を行う機会としての位置付けをより明確にするため、具体的な基準等を法令上明確にすべきである。
- こうした状況の中で、現行制度では、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することはできず、また、高等学校・特別

*1 高等学校専攻科の概要については、p. 181参照。

支援学校高等部の専攻科の修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。

- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科は、前述のとおりその水準が多様であるほか、修了者の進路や編入学に関するニーズも様々である。例えば、看護の分野においては、高等学校の専攻科を修了して看護師の資格を取得した後に看護系大学へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す等、より体系的で高度な教育を受けることを希望する生徒もあり、専攻科において既に修得した内容を大学で単位認定することや専攻科から高等教育機関へ編入学すること、また、保健師や助産師の資格取得を目指し、高等学校の専攻科の修了後に短期大学の専攻科に進学することなどのニーズが存在する。
- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、専攻科の教育に対する社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけでなく、地域の振興に寄与するものと考えられる。また、専攻科の学修の成果を適切に評価することも重要であり、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することについて、上記専攻科の位置付けの明確化と併せて積極的に検討し、早期に実施することが必要である。
- また、一定の条件を満たした高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者が高等教育機関に編入学することについても、専攻科の学修を大学等において単位認定することの状況を見極め、高等教育の国際通用性にも留意しつつ、早期に実施できるよう積極的に検討することが必要である。
- なお、特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続に関する検討については、特別支援学校の特性も十分に勘案することが必要である。

(2) 専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性

- 専門学科が、専門的な知識・技能の高度化に対応するためには、専攻科を置く専門学科等、専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性について検討することが必要であり、まずは、各地域において、どのような潜在的ニーズがあるのかを把握することが必要である。
- また、設置基準の違いや学習指導要領、教科書検定、教員免許状制度の有無等高等学校と高等専門学校との制度上の違いがあること、高等学校の専門学科が普通科に併設されている場合が多いことなども十分考慮するとともに、把握されたニーズを踏まえた効果的な支援方策等についても検討が必要である。

6. 専修学校高等課程（高等専修学校）におけるキャリア教育・職業教育の充実

- 専修学校高等課程（高等専修学校）は、専門課程と同様に、その柔軟な制度的特性をいかし、社会的要請に弾力的にこたえる教育を行ってきており、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒等を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供している。
- 専修学校高等課程においても、前述したように生徒の多様化が進んでおり、それぞれの生徒の実態を踏まえつつ、多様な学習ニーズにどのように対応していくかが課題となっている。とりわけ、専修学校高等課程の教育に対する下記のような要請に対しては、適切な対応が必要である。
- また、高等専修学校が、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供するもう一つの後期中等教育機関としての役割を果たしていく上では、学習者の学習機会選択等に役立つ情報を積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たしていくことが重要である。特に、法令で義務づけられた学校運営に関する情報の提供等については、その取組の目安となるガイドラインを示すことが求められる。
- このほか、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等について他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。専修学校高等課程において職業教育を行うための教育条件等の一層の向上を図るためにも、このような取扱いに関し、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要性について検討することが必要である。

（１）職業教育の高度化・質の向上と生涯にわたるキャリア形成のための教育の充実

- 専修学校高等課程には、中学校卒業段階で既に特定の職業に対する相当の興味・関心を持った生徒が多く入学してくる。職業人に求められる知識・技能の高度化が進む中、これらの生徒に対し質の高い教育を提供していくことが重要であり、職業教育の質の向上に向けた施策の充実を図ることが必要である。
- 同時に、経済構造の変化が急激に進む中では、単に資格を取らせる・就職させるといったことだけではなく、生涯にわたる職業生活を見据えた上で、様々な変化に対応できる力を養っていくことが一層重要となる。
- 専修学校の教育は、これまでも資格取得・就職という明確な目標を与えることで、生徒の学習意欲を高め、効果を上げてきているが、現代の産業・社会では、日々、新しい分野・職業等が生まれており、このような職業の多様化に対応できるよう、専門分野に関連した、幅のある知識・技能や基礎的・汎用的能力を身に付けさせることが、今後ますます求められる。

- また、専修学校は、従来より、実践的な職業教育・専門技術教育を行う教育課程全体の中で、職業における倫理や仕事への姿勢等についての指導も行い、これにより、勤労観・職業観の形成・確立の面でも成果を上げてきたが、今後のキャリア教育においては、自らの生涯にわたる職業生活を主体的に設計できる能力をいかに育てていくかが、より重要となると考えられる。
- 専修学校高等課程の教育については、これらの視点を踏まえ、知識・技能の高度化等に対応するよう、教育の質の向上に向けた組織体制の整備等自主的な取組に対する支援を行うとともに、教育活動の評価の仕組みの整備等を進めていくことが必要である。また、例えば、教員研修において、カウンセリングに関する知識・技能等、生徒の生涯にわたるキャリア形成の支援に必要な知識・技能を育成する取組に対し、必要な支援を行うことが求められる。

(2) 自立に困難を抱える生徒への対応

- 実学を重視する専修学校高等課程は、高等学校等の教育になじまない生徒にも、もう一つの教育の選択肢を与えており、従来より、不登校や中途退学を経験している生徒等の受入れに積極的に対応してきた^{*1}。
- 専修学校高等課程は、職業に関する明確な目標の下に、実践的な教育の提供と同時に生活指導等を行うことにより、学習習慣や基本的生活習慣が身に付いていなかった生徒にも勉強することを教え、規則正しい生活を送らせるなどの指導で評価されており、このような教育が、不登校・中途退学経験者の学校への適応を促すことにもなっている。
- 子ども・若者の自立を支援していく上で、専修学校高等課程の教育が果たしてきたこのような役割についても、より重視していくことが必要であり、不登校経験者等が自分のペースで学ぶことができる弾力的な教育課程の提供を促進するよう、「単位制学科」の制度化等を進めるなど、自立に困難を抱える生徒への対応を充実していくことが望まれる。
- 専修学校高等課程は、職業に直結した教育を行い、就職にも強みをもつ学校であることはもちろん、実学を求める生徒にとって、より意欲を持って学べる場ともなり得るものである。中学校の進路指導、中学校卒業後の進路の決定に際し、生徒の志望・適性に合わせることも踏まえて、適切な指導・選択が行われるよう、中学校の教員や保護者等の専修学校高等課程に対する理解を促進していくことも必要である。

(3) 個人の多様なライフスタイルに応じた学習機会の充実

- 医療・衛生分野の専修学校高等課程は、現在、そのほとんどが国家資格の指定養成施設となっており、中学校卒業後の進路というよりは、既に就業している者や高等学校を卒業している者等が資格の取得や上位の資格の取得のために就学するという側面が強くなっている。

*1 実践例については、p. 240 参照。

- このような実態を踏まえつつ、専修学校高等課程においても、働きながら学ぶことなど、社会人等の多様なライフスタイルに合った学習機会を提供していくことが重要であり、例えば「通信制学科」についても、このような観点から制度化を図ることは意義が大きいものと考えられる。

第4章

高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

第4章においては、高等教育におけるキャリア教育・職業教育について、全体的な課題や基本的な考え方、先進的な取組を示しつつ、キャリア教育と職業教育各々について、各教育機関ごとの課題と具体的な充実方策をまとめている。さらに、高等教育における職業教育を充実する観点から、新たな検討課題を2点掲げている。

- キャリア教育について、高等教育機関ごとの推進のポイントは次のとおりである。
 - ◇ 大学・短期大学：教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制の整備が制度に位置付けられたことを踏まえ、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等、多様な取組を推進していくことが期待される。
 - ◇ 高等専門学校：地域や産業界と連携しつつ、学生の発達段階に応じたきめ細かいキャリア教育を段階的かつ継続的に実施するとともに、幅広い職業意識の形成に着目した授業科目や、様々な専門分野の教育を充実することが重要である。
 - ◇ 専門学校：入学後の早い段階から、各職業の業務の実態や必要な能力を十分理解させ、明確な目的意識を持たせた上で一人一人のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、キャリアプランニング能力や課題対応能力等をすべての生徒に身に付けさせることが重要である。
- 職業教育について、高等教育機関ごとの推進のポイントは次のとおりである。
 - ◇ 大学・短期大学：重点を置く機能や養成する人材像・能力を明確化し、職業教育の充実を図ることが重要である。また、職業意識・能力の形成を目的としたインターンシップや課題対応型学習等、実践的な教育の更なる展開が期待される。さらに、生涯学習ニーズにこたえていくことも重要な役割である。
 - ◇ 高等専門学校：地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進や、新分野への展開等のための教育組織の充実、専攻科の整備・充実による教育の一層の高度化の推進が期待される。また、専攻科については、その位置付けの明確化や大学院との接続の円滑化についての検討、大学評価・学位授与機構による円滑な学位審査・授与に向けた運用の改善が望まれる。
 - ◇ 専門学校：多様な職業教育への期待に一層こたえていくため、「単位制学科」や「通信制学科」の制度化を図ること、数校連携によるファカルティ・ディベロップメントや企業等との連携による教員の資質向上等の取組を行う組織体制の整備推進、教育活動の評価を行う仕組みの整備等が期待される。
- ①卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技能を教授する職業実践的な教育に特化した枠組みを制度化することや、②職業に必要な能力とその能力を修得するために必要な学習内容を明確化し、該当教育プログラムを評価して学習成果の質の担保を図るシステムを構築することを検討する必要がある。

1. 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題

- 現在、高等教育機関に進学する者が8割に達しようとしており、高等教育が我が国の多くの若者にとって社会に出る直前の教育段階となっている^{*1}。このことを踏まえ、高等教育において、学校から社会・職業への移行を見据えたキャリア教育・職業教育の改善・充実が課題となっている。
- また、序章で述べたように、世界を視野にキャリア形成の在り方を考える必要性の高まりや、知識・技能、人材需要の高度化、職業の多様化、企業の人材育成に対する考え方の変化等を背景として、高等教育における実践的な職業教育の充実とともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成が課題となっている。
- 特に大学・短期大学については、後述するように大学設置基準等の改正により、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制の整備が位置付けられ、平成23年4月から施行されることとなっている。このようなことを踏まえ、各大学・短期大学においては、教育全体の見直しとともに、育成を図る能力を明確化し、適切な体制の整備を進めていくことが必要となっている。

2. 高等教育におけるキャリア教育の充実

(1) 高等教育におけるキャリア教育の基本的な考え方

- 高等教育は、第2章で述べたように、自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を専門分野の学修を通じて伸長・深化させていく段階である。
- 高等教育においては、後期中等教育修了までにおけるキャリア教育の目標である生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自らの形成・確立を基礎として、高等教育が我が国の多くの若者にとって社会に出る直前の教育段階であることを踏まえ、学校から社会・職業への移行を見据えたキャリア教育の充実を目指すことが必要である。

(2) 高等教育におけるキャリア教育の取組

- 高等教育においては、各機関の教育機能や各学校の教育方針を踏まえ、学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら、キャリア教育に取り組むことが期待される。既に

^{*1} 各高等教育機関の学校数及び学生数・生徒数の変遷、学科別学生・生徒割合、進路別卒業生割合（学科別）、産業別・職業別就職者割合（学科別）等については、p. 181～p. 189参照。

意欲的に取り組んでいる高等教育機関もあり、そのような取組の視点を分類すると、次のようなものが見られる^{*1}。

(ア) 入学前段階や入学初年次における、後期中等教育からの円滑な接続や学びへの意欲を向上するための教育上の配慮

○ 高等教育がユニバーサル段階に達し、学生・生徒の多様化が進みつつある中、学生・生徒が卒業後のキャリア形成を意識しながら自ら学んでいくよう、入学前段階や入学初年次から段階的にキャリア教育を実施している。

○ 例えば、入学初年次において学生生活と卒業後の自分を考えさせ、高等教育機関で学ぶ目的意識を持たせることなどを通じて、キャリア形成を行う基盤を培う取組を実施している^{*2}。

その際、入学者の学習意欲の醸成や学習習慣の確立のため、高等学校の教員と問題意識を共有し、解決策の検討を行い、高等教育の学習にスムーズに移行できるよう入学前教育を実施している場合もある^{*3}。

○ 学生・生徒の中には、学業不振や学習意欲の減退等の理由により中途退学する者も存在するが、これらの中には中途退学後の明確な目的を持たない者がいると考えられる^{*4}。キャリア教育の取組を通じて、学生・生徒に学ぶ目的意識を持たせ、学習意欲の向上につなげていくことは、このような中途退学の予防の観点からも重要である。

(イ) 教育課程の中に位置付けられたキャリア教育

○ 大学・短期大学においては、例えば、生涯を見通した各自のキャリアプランニングや、その中での高等教育における学習の位置付け、卒業までの具体的な目標設定について考えさせる授業等、幅広い職業意識の形成に着目した授業を、基礎教育や共通教育の科目として開設している例がある^{*5}。

専門学校においては、その教育課程の全体を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を図っているが、その一環として、キャリアプランニングのための能力や、コミュニケーション能力等の育成、職業人意識を養うことなどを目的とした科目を設けている学校もある^{*6}。

○ また、専門分野における教育課程にキャリア教育の視点を位置付け、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成している例がある。社会・職業生活においては、専門的な学習を通じて培われる知識・技能とともに、問題解決力等の汎用的な力の発揮が求められており、この観点からも、専門分野における教育課程の中でのキャリア教育の展開は特に重要である。

*1 高等教育におけるキャリア教育の取組については、p. 241 参照。

*2 入学初年次におけるキャリア教育の取組については、p. 242 参照。

*3 入学前段階におけるキャリア教育の取組については、p. 243 参照。

*4 高等教育段階の中途退学者の現状については、p. 190 参照。

*5 大学において教育課程の中に位置付けられたキャリア教育の取組については、p. 244 参照。

*6 専門学校において教育課程の中に位置付けられたキャリア教育の取組については、p. 250 参照。

中には、専門分野の教育の一環として、キャリア教育の科目を開設し、実施している場合もある。

- さらに、キャリア教育の視点を取り入れ、キャリア教育の科目を含め、教育課程全体に有機的に位置付けて、総合的に実施している例がある^{*1}。

(ウ) 入学から卒業までを見通したキャリア教育

- 学生・生徒が卒業後の進路を具体的に決定する段階になって初めて、社会に出るために必要な能力を理解しても、その後の教育や課外活動を通じて十分にその能力を身に付けることは困難である。
- このため、入学から卒業までを見通して、自らの社会人・職業人としての将来像を描かせ、その実現に必要な学習や活動が行える環境を整えとともに、在学期間中、正課内外における教育活動やその達成度を記録し、自己点検評価を行って、目標への接近度や達成度を確認しながら次の行動設計に反映させる、キャリアデザインの自己管理等を行う取組を実施している例がある^{*2}。

(イ) 身に付けるべき能力の明確化と到達度の評価

- 各高等教育機関においては、教育課程を編成するに当たり、カリキュラムポリシーに基づいて各授業科目及び教育課程全体を通じて、学生・生徒にどのような能力をどの程度身に付けさせるかを明確にすることが重要である。
- このため、キャリア教育の視点から、身に付けるべき能力を明確化し、その到達度を評価する取組を実施している例がある^{*3}。

(オ) 一人一人のキャリア形成を促進させる支援

- キャリア教育を推進するに当たっては、正課内の教育に加え、学生支援等正課外の活動を通じて、一人一人のキャリア形成を促進させる支援を行っていくことが重要である。
- このため、入学段階から学生・生徒一人一人のキャリア形成を支援するために、教員等がキャリアカウンセリングを行う取組や、留学生に対する就職支援を行う取組等を実施している例がある^{*4}。

(カ) 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育

- 少子・高齢社会を迎えた我が国において、経済・社会の活力を維持・向上して

*1 教育課程全体に有機的に位置付けられたキャリア教育の取組については、p. 244 参照。

*2 入学から卒業までを見通したキャリア教育の取組については、p. 245・246 参照。

*3 キャリア教育の観点から身に付けるべき知識や能力を明確化した取組については、p. 247・248 参照。

*4 学生一人一人のキャリア形成を促進させる支援の取組については、p. 249～251 参照。

いくためには、女性の活躍が一層重要である。いわゆる男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ワーク・ライフ・バランスに関する憲章・行動指針等も整備され、男女共同参画社会の実現に向け、学生・生徒を取り巻く経済・社会の環境は変化している。このような変化に対応できるよう、意識改革も含めたキャリア教育が重要である。

- 特に、妊娠・出産等のライフイベントの影響を受けやすい女性について、社会において女性が置かれている状況や多様なライフスタイルの選択を可能とする支援策等を理解させるなど、女性のライフイベントを意識したキャリア教育の取組も展開されている^{*1}。

(4) 後期中等教育と高等教育の連携

- 後期中等教育におけるキャリア教育の充実を促すため、キャリア教育の観点から、後期中等教育と高等教育が連携する取組は、進路決定を行う生徒の助けとなるとともに、高等教育機関にとっては、高等教育に進学を希望する者の学びの目的や意欲、将来の社会・職業生活への意識が高まることが期待されることから、双方にメリットがある。

- 現在、高校生が大学レベルの教育研究に触れることができる公開講座や科目等履修、出前授業等の取組、地域での学校間の円滑な接続を図るための協議会の設置等の取組が行われている。

このような取組のほか、例えば、専門学校において高校生向けに職業技術体験の機会を提供するなど、高等教育機関がその有する教育資源を活用して、後期中等教育におけるキャリア教育の充実に貢献する取組も展開されている^{*2}。

(3) 高等教育におけるキャリア教育の推進方策

- キャリア教育の充実方策として、第2章において8つの項目を掲げている。高等教育におけるキャリア教育の推進においてもこれらの方策は共通するものであるが、特に留意する必要がある点としては、次のとおりである。

(ア) キャリア教育の方針の明確化と、教育課程の内外を通じた体系的・総合的なキャリア教育の推進

- 高等教育におけるキャリア教育は、各高等教育機関の個性・特色や学問分野、各機関で自主的に定める教育課程の編成方針等、それぞれの状況に応じて、多様な教育内容・教育方法により取り組まれている。
- 他方、一部の高等教育機関においては、例えば、キャリア教育は担当の教職員のみが行う取組であると認識されているなど、全学的なキャリア教育の位置付けや、教育プログラムの整備、運営組織・体制の整備、教職員への意識啓発等につ

*1 女性の多様なキャリアを意識した取組については、p. 252・253参照。

*2 後期中等教育と高等教育の連携によるキャリア教育の取組については、p. 254参照。

いて課題が見られるとの指摘がある。

- 各高等教育機関においては、各機関の教育機能及び教育方針を踏まえ、キャリア教育の方針を明確にし、教職員の理解の共有を図った上で、学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら、教育課程の内外を通じて全学で体系的・総合的にキャリア教育を展開することが必要である。
 なお、各高等教育機関に期待される教育機能や学生・生徒の実態は多様であり、すべての高等教育機関に画一的な取組を求めるものではないことに留意することが必要である。
- また、教育方法として、授業科目の内容の実社会における適用や、受動的な講義主体の学習ではなく、例えばグループワーク・ゼミ形式の授業、調査・実習・発表重視の授業、課題対応型学習、インターンシップ等を活用するとともに、教育課程の内外の活動を効果的に組み合わせて実施することが重要である。

(イ) 体験的な学習活動の効果的な活用

- 高等教育におけるインターンシップや課題対応型学習等の体験的な学習活動は、学生・生徒の状況に応じ、知識・技能を身に付けさせるとともに学生・生徒の能動的な学習を促進し、学校から社会・職業への移行を見据えて、社会的・職業的自立の意識を確立させることが中心的な課題となる。
- また、キャリア教育の視点だけでなく、具体的な職業・業種を意識した専門教育の中で、職業へ円滑に移行するための専門的な知識・技能の育成が求められる。このような職業教育の観点からの体験的な学習活動は、専門職業人養成のために不可欠な実習や教職課程における教育実習、職業実践的な実地体験を主眼とする長期のインターンシップ等、教育側と雇用側の連携による人材育成の観点からの取組が進められている。
- 学生・生徒が卒業後に社会人・職業人として自立することが求められていることを踏まえ、キャリア教育を推進する取組の一つとしての体験的な学習活動と、職業教育の観点からの職業実践的な学習活動が、教育機関だけでなく、地域や産業界の各種団体をはじめとする社会と連携・協力した人材育成という観点から推進されることが重要である。

(4) 各高等教育機関における推進のポイント

① 大学・短期大学

- 大学、短期大学においては、社会的・職業的自立に関する指導について教育課程を通じて、それぞれの個性・特色や学問分野に応じた取組を行うほか、厚生補導を通じて、学生に対する各種の職業意識の形成や就職支援を行っている。これは単に卒業時点の就職を目指すものではなく、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、豊かな人間形成と人生設計に資することを目的として行われるものである。そうした中で、職業の種類や企業等の業種・規模・業務内容等の多様化を踏まえ、社

会人・職業人としての基礎能力を持ち、産業構造等の変化に対応できる柔軟な専門性と創造性の高い人材を育成することが強く要請されている。また、現在の厳しい雇用情勢や、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、学生等が、それぞれの専門分野の知識・技能とともに、職業を通じて社会とどのようにかかわっていくのか、明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身に付けられるようにすることが課題となっている。これらのことを踏まえ、平成22年に大学設置基準及び短期大学設置基準が改正され、すべての大学・短期大学において、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制を整えることとしている。

この規定の制度化は、大学・短期大学の取組を画一的なものとしせず、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学・短期大学の多様な取組を推進する観点から踏まえたものであり、今後、効果的な取組が実施され、好事例に関する情報の共有が図られることが期待される。

(特に短期大学について)

- 短期大学におけるキャリア教育では、地域の実情に即した特色あるテーマを用いた課題対応型学習が実施されている例が多く、また、職業一般に必要な実務能力の育成等の取組が積極的に行われている。
- また、短期大学は、大学と比べて特定の職業に関する教育や資格取得を主眼とする学科等が多いが、このような学科等においては、当該資格に関する知識・技能の育成のみに偏ることなく、当該分野における学問の社会的意義の理解や課題対応型学習等を通じて、専門分野の教育を通じた社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を図ることが重要である。

② 高等専門学校

- 高等専門学校の入学者は、技術やものづくりへの関心が高く、比較的目的意識が明確であるが、そのような中でも入学者の意識は多様化してきており、15歳からの5年一貫教育の中で勉学に対する動機付けを維持・向上させていくことには困難が伴う。また、高等専門学校の卒業生は、企業からその専門的知識やコンピュータ活用能力、誠実さなどが評価されている一方で、コミュニケーション能力については期待に比べて評価が低いことなどが指摘されている^{*1}。
- このため、各高等専門学校では、地域や産業界と連携しつつ、学生の発達の段階に応じたきめ細かいキャリア教育を段階的かつ継続的に実施していくとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせる視点から、幅広い職業意識の形成に着目した授業科目や、その他の様々な専門分野の教育を充実することが重要である。

③ 専門学校

- 専門学校の入学者は、基本的には、当該職業分野に対し一定程度の興味・関心を

*1 高等専門学校卒業生の資質・能力に対する評価については、p. 190参照。

持って入学していると考えられるが、これらの入学者についても、必ずしもすべての者が高等学校在学中から自分の「将来やりたいこと」「学びたい分野」について明確な展望を持っていたわけではないことなどを示す調査結果もある^{*1}。このような中、専門学校に入学して間もない生徒の職業への理解は十分深化されておらず、ともすれば、理想化されたイメージやあこがれのみが先行して、就職の厳しさや実際の仕事の困難さなどを十分理解できていないケースも少なくないとの指摘もある。

このため、専門学校においては、入学後の早い段階から、各職業の業務の実態や必要な能力について十分理解させ、学習に対する明確な目的意識を持たせることが重要である。その上で、卒業までを見通しつつ、個々の生徒が、当該分野における様々な職業の中から、自己の適性により合った職業を選択し、就職できるようにすることが必要であり、例えば、就職適性検査や個別面談等の取組を通じ、一人一人に応じたキャリア形成支援を進めていくことが期待される。

また、職業の多様化や雇用の流動化が進むなど、変化の激しい時代にあっては、専門学校においても、個々の学生の適性に応じた指導と同時に、キャリアプランニング能力や課題対応能力等を、すべての生徒に身に付けさせることがますます重要になる。

このような観点から、例えば、課題対応型学習等を通じ、様々な変化に適切に対応できる幅広い能力を育成するような取組を充実させることも必要である^{*2}。

- 特定の分野における職業への就業を目標とする専門学校におけるキャリア教育については、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を全般的に育成することとともに、各職業・業種で特に顕著に求められる能力をより重点的に伸ばすことも求められており、各専門学校が、各職業・業種で求められる能力^{*3}について十分把握した上で、自校におけるキャリア教育の目標を明確にし、改善・充実に向けた取組を進めていくことが重要である^{*4}。

*1 広島大学高等教育研究開発センター・高等教育研究叢書「専門学校教育と卒業生のキャリア」（平成21年3月）によると、専門学校卒業者の高等学校在学時における将来展望について、「自分が将来やりたいことがみつかったか」「卒業後に勉強してみたい分野がみつかったか」の2つの観点から5段階評価で尋ねた質問に対して、双方とも「当てはまる」側（5段階評価のうち4または5）と回答した者の割合は、高校1年当時、3年当時のいずれも約40%にとどまっている。一方、双方とも「当てはまらない」側（5段階評価のうち1から3）と回答した者の割合は、高校1年当時、3年当時のいずれも約38%となっている。

*2 産業界が専門学校卒業生に身に付けてほしい能力等としては、熱意・意欲や協調性、仕事に対する誠実さ・堅実さ・責任感、チームで働く力など、業種・職種を超えて共通に求められる能力とともに、当該職業の専門的な知識・技能もあわせて期待される傾向が見られる。専門学校卒業生に対する評価については、p. 191参照。

*3 看護師・ホテル業に関する到達度評価については、p. 255・256参照。

*4 専門学校における到達度評価の例については、p. 258参照。

3. 高等教育における職業教育の充実

(1) 高等教育における職業教育の課題と充実に向けた視点

- 我が国の人材育成における高等教育機関と産業界との関係を見ると、従来では、実践的な人材育成は主に就職後の企業内教育・訓練等の役割とされ、高等教育機関は入り口段階における選抜機能を背景に、就職後に育成される能力の基盤となる素質を持った学生・生徒を企業等に送り出す役割を果たしてきた。しかし、近年、高等教育が量的に拡大し、経済・社会の情勢や人材育成の在り方等も変化する中で、次のような課題が生じている。
 - 社会への入り口段階で求められる職業に必要な能力が高度化・複雑化するとともに、非正規雇用の増加等に伴い企業内教育・訓練を前提とした従来の人材育成の在り方に変化が見られる中で、若年無業者や早期離職者等、社会・職業へ円滑に移行できない学生・生徒が多く存在することが問題となっており、高等教育機関が社会・職業との関連を重視した、実践的な職業教育の充実を図ることが課題となっている。
 - 高等教育の量的拡大に伴い、多様な学生・生徒が有する多様な職業教育ニーズや、起業等も含め、様々な職業・業種のニーズにこたえることが求められる中で、高等教育機関が全体として、このような多様なニーズに応じた職業教育の充実をどのように図っていくのかが課題となっている。
 - 我が国の国際競争力の向上のためには、社会や企業が職業教育に求めるものを高等教育機関が受け止め、より職業との関連を重視した教育を通じて、求められる人材育成を図っていくことが課題となっている。また、個人が生涯にわたり、職業人として充実したキャリアを築いていくため、職業に必要な能力の修得という要請に、幅広くこたえる教育を充実させることが課題となっている。
- このような諸課題を踏まえると、次のような視点で職業教育の充実を図っていくことが必要である。

(ア) 人材育成・キャリア形成に関する高等教育機関の役割の見直しと、自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開

- 高等教育機関が、「実践的な人材育成は企業の役割」といった考え方から脱却し、高等教育における職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させることがより重要になっている。このため、職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開が必要である。

(イ) 職業教育の観点から各高等教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性をいかした職業教育の充実

- 各高等教育機関が、職業教育の観点から果たす役割・機能と養成する人材像・能力を明確にした上で、各機関の特性をいかした職業教育を充実することにより、高等教育機関が全体として、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや、様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが重要である。

(ウ) 教育界と産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力の共有と、職業に必要な能力を育成する教育の充実

- 教育界と産業界とが、国・地方公共団体・各機関等様々な段階における連携・対話を促進することにより、産業や雇用の将来像や求められる人材像・能力を共有するとともに、人材育成のための協力体制を構築し、このような体制の下、職業に必要な能力を育成する教育を充実させていくことが重要である。

(2) 各高等教育機関における推進のポイント

① 大学・短期大学

- 大学・短期大学は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」（教育基本法第7条第1項）ことを基本的な役割としている。教養教育と専門教育とがあいまって全人格的な発展の基礎を築くことを目的としており、高度専門職業人養成や幅広い職業人養成等に重要な役割を担っている。
- 大学・短期大学への進学率が55%を超え、学生が多様化し、職業人養成の観点から大学・短期大学に求められる機能も多様化している現状がある。学生の出口管理が厳しく求められる中、各大学・短期大学の機能別分化と養成する人材像の明確化とともに、専門分野と職業とのかかわりを踏まえた職業教育の質の確保が課題である。

(大学・短期大学の機能別分化と養成する人材像・能力の明確化)

- 人材養成の観点からの大学の機能は、大学院においては、①研究者養成、②高度専門職業人養成に整理される。学士課程においては、①企業等で幅広く活躍する職業人の養成、②科学的・専門的知識を有する技術者の養成、③業務独占資格等を有する専門職の養成^{*1}、④芸術・体育等特定分野の専門家の養成、⑤特定の職業を念頭に置かない社会・職業への移行準備教育等に分けられ、短期大学においては、このうち①③⑤に重点が置かれている。
- 各大学・短期大学においては、大学や学部・学科等ごとに重点を置く機能を明確化し、職業教育の充実を図ることが重要である。ただし、このような機能は固定的なものではなく、大学や学部・学科等ごとに重点の置き方は異なり、また、社会や

^{*1} 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例については、p. 191～194、主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等については、p. 194～197 参照。

地域のニーズにこたえながら変化するものであることに留意が必要である。

また、このような役割を担う大学・短期大学は、国際的卓越性を念頭に置いて教育を展開するものや、国内的なニーズにこたえるもの、あるいは地域的なニーズにこたえるものなどに分けられることに留意が必要である。

- このような機能別分化の下、各大学・短期大学は、大学や学部・学科等が養成する人材像・能力を明確化し^{*1}、職業教育の質の更なる向上を図ることが重要である。

(専門分野と職業とのかかわり)

- 専門分野と職業とのかかわりを見ると、工学、保健、家政、芸術等の分野では教育内容と職業との結び付きが比較的強く、特に業務独占資格等の育成を行う課程においては指定規則等により教育内容が規定されている。専門的知識・技能の高度化等に伴う専門教育の早期化傾向が見られる分野もあり^{*2}、専門性に偏らないバランスのとれた職業に必要な能力の育成が求められる。

- 一方、人文科学や社会科学等の分野では、専門分野と職業との結び付きは必ずしも強くないのが現状である。このような分野では、学生の勤労観・職業観や、職業に必要な能力を獲得する意識の形成・確立を目的とした教育を意識的に行うことが必要である。

(企業等と連携した実践的な教育の展開)

- 職業意識・能力の形成を目的とした教育（インターンシップの実施、勤労観・職業観の形成・確立のための授業科目の設置、企業関係者、OB・OG等による講演の実施等）は、大学・短期大学の約9割が実施している^{*3}。一方、授業科目として位置付けられているインターンシップの体験者の割合は1割以下である^{*4}。また、大学の教育課程において実験・実習や演習といった授業形態により行われる科目は、単位数にして2割以下である^{*5}。

- 今後は、教育課程において職業に必要な能力を実践的に身に付ける機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待される^{*6}。具体的には、企業等と連携した長期インターンシップの実施や課題対応型学習等の演習型授業の充実、「産学人材育成パートナーシップ^{*7}」のように、企業

*1 大学における到達度評価の例については、p. 257参照。

*2 専門職業との結び付きの強い学部（例：医療、家政、芸術系）では専門教育の早期化や高度化が見られ、人文系、社会系などでは専門教育の学際化が進んでいる。（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月））

*3 大学（学部）・短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況については、p. 198参照。
なお、大学（学部）の約88%、短期大学の約94%が実施。具体的な取組内容としては、企業関係者やOB・OG等の講演等の実施、勤労観・職業観の育成等を目的とした授業科目の開設、インターンシップを取り入れた授業科目の開設、資格取得等を目的とした対策講座の開設など。

*4 職場体験・インターンシップの実施状況については、p. 199参照。なお、体験者数で見たインターンシップ実施率は、大学：約8%、短期大学：約6%。

*5 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合については、p. 199・200、大学生が受けた授業の形態別割合（4年以上）については、p. 201参照。

*6 大学・短期大学における職業実践的な教育の事例については、p. 259～261参照。

*7 産学人材育成パートナーシップについては、p. 201参照。

等との対話により、養成する人材像・能力を明確化し、産学双方の課題・役割分担の明確化とその共有を図った上で、教育内容や人材交流の在り方等を検討することなどが考えられる。

(生涯学習ニーズ等への対応)

- 我が国では、高等教育修了後の継続的な教育訓練の需要は高いものの、その機会が限られているとの分析もある^{*1}。職業上求められる専門的知識・技能が多様化する中、職業に必要な能力の継続的な修得という生涯学習ニーズにこたえることは、大学・短期大学の重要な役割の一つである。このため、履修証明制度による教育プログラムの提供^{*2}や、社会人の学習ニーズに応じた大学院の設置などが考えられる。

(特に短期大学について)

- 短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」(学校教育法第108条)を主な目的としている。実学が重視され、実際の職業や実際の課題と深くつながった教育が展開されており、幼稚園教諭・保育士等の養成に当たる教育分野、栄養士等の養成に当たる家政分野、看護師等の養成に当たる保健分野、介護福祉士等の養成に当たる社会分野で学生数全体の約71%を占めている^{*3}。
- 短期大学における教育は、資格等取得に必要となる知識・技能の修得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能の修得を目指すことが求められる。このため、上記をはじめとする各分野における職業に必要な能力の育成のほか、職業横断的な実務能力の育成の役割が期待されており、これらを踏まえて職業教育を充実していく必要がある。
- 具体的には、専門的な職業に必要な能力の育成と教養教育の調和のとれた職業教育の展開や、短期大学卒業者に求められる人物像を踏まえた職業に必要な能力の育成、高等教育のファーストステージとしての役割、現代的ニーズにこたえる短期大学独自の職業教育の提供、地域・社会の人材需要に対応した職業教育の展開等、大学とは異なる視点で充実策を検討していくことが必要である。

② 高等専門学校

- 高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」(学校教育法第115条)を目的としている。中学校卒業段階という早期からの5年一貫の体験重視型の専門教育を特色とし、応用力に富んだ実践的・創造的技術者の育成を行っている^{*4}と評価されている。

*1 日本労働研究機構・大卒者の職業への移行国際比較調査研究会「日欧の大学と職業—高等教育と職業に関する12か国比較調査結果—(平成13年3月)」によれば、日本における継続教育訓練へのニーズは12か国中2番目と高いものの、実際の経験率は他国と比べて低い(長期の教育訓練の経験率は12か国中7番目、短期の教育訓練については最下位)。

*2 履修証明制度の概要については、p. 202参照。

*3 短期大学の学科別学生割合については、p. 182参照。

*4 平成21年3月に取りまとめられたOECD高等教育政策レビューにおいても、「高等専門学校は質の高い職業教育を提供しており、高く評価すべき」と分析している。

- また、技術の進歩を背景に、より高度の教育の継続を求める学生の増加に対応するため、現在、56の高等専門学校に、卒業後更に2年間の教育を行う専攻科が設置されている。このように本科と併せて計7年間の専門教育を受けることができる専攻科には、本科の卒業生の約18%が進学している。
- 本審議会では、平成20年12月に「高等専門学校教育の充実について―ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して―」を答申した。その中で、高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まりなど、経済・社会の環境の変化に対応した教育の展開の必要性等について提言している^{*1}。
- これを踏まえ、5年一貫の本科を基本としつつ、地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進等、教育内容・教育方法の充実や、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等が求められる。
- また、高等専門学校に期待されている人材養成機能に即した専攻科の整備・充実を進め、地域や産業のニーズを踏まえ、その教育の一層の高度化を推進していくことが望まれる。
- 併せて、近年、技術の進歩を背景に、本科から専攻科への進学や大学への編入学、専攻科修了者の大学院への進学が増加している。このような、高等専門学校における職業教育の高度化に対する様々なニーズに対応するため、専攻科の位置付けの明確化を図るとともに、大学院との接続の円滑化について、課題の整理と具体的な方策を検討することが必要である。
- さらに、現在、本科卒業後、大学評価・学位授与機構が認定した専攻科において所定の単位を修得した者で、大学評価・学位授与機構の審査を経て合格と判定された者に学士の学位が授与されているが、学生の能力をよりの確に把握するとともに、専攻科における学生の主体的な学習活動を一層充実させる観点から、当該専攻科における学修の成果に基づいて円滑な学位の審査と授与が行われるよう、運用の改善を図ることが望まれる。

③ 専門学校

- 専門学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」（学校教育法第124条）を目的としており、柔軟な制度的特性をいかしつつ、社会的要請に弾力的にこたえて多様な職業教育を展開し、実際的な知識や技能を育成している。
- 専門学校には、現在、高等学校卒業生の約2割が進学しており、企業等と密に連携した教育課程の編成や、企業等における実習等を重視した教育内容等、職業と関連した実践的な知識・技能の修得を重視した教育を行っている。また、教員も、約

*1 中央教育審議会「高等専門学校教育の充実について（答申）」の概要については、p. 202参照。

半数が10年以上の実務経験を有するなど、実務知識・経験を重視している^{*1}。

- 専門学校の卒業生は、専門の職業教育を受けていることや必要な資格を持っていることなど、その専門性が採用時に評価されている^{*2}。今後は「より実践的な専門性を修得してきてほしい」といった期待や、問題解決力、応用力等を求める企業等の声にどのようにこたえるかが課題である^{*3}。
- また、その柔軟な制度的特性をいかし、集中的に専門性の修得に特化した教育を受けたいという要請から、幅広い職業教育を身に付けたいという要請まで、様々なニーズを受け止め、多様な職業教育が展開されることが期待される。特に、企業内教育・訓練の変化や、職業人に求められる知識・技能の高度化、産業構造の変化等の中で職業・業種の変更を迫られるケースの増加等に伴い、専門学校においても、就業者の職業能力の向上や離職者の学び直しなど、社会人の学習ニーズに対する積極的な対応が一層求められている。
- これらを踏まえ、社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備を図る観点から、例えば、社会人等向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進や、これらの教育プログラムの積み上げにより正規課程の修了につなげることでできる「単位制学科」の制度化等を進めること、ITによる教育・学習環境の整備とともに、自由な時間に自由な場所で学べる「通信制学科」の制度化を図ることなどが期待される。
- また、経済・社会の変化を受けた新たな人材需要等にも柔軟に対応していくよう、例えば、成長分野等で求められる人材の養成を積極的に進める観点から、業界団体との連携による教育プログラムの開発等における先導的な取組を支援・推進していくことなどが重要である。
- さらに、専門学校教育への信頼を高めていく上で、その質の改善・充実を図ることは特に重要であり、質の向上に向けた専門学校自身による自主的な取組を支援し、促進していくことが必要である。このため、複数校の連携によるファカルティ・ディベロップメントや企業等との連携による教員の資質向上等の取組を行う組織体制の整備を推進することが求められる。また、教育活動の評価への取組を促進するよう、法令により義務づけられた自己評価等への対応については、取組の目安となるガイドラインを示すなど、評価の仕組み^{*4}の整備等を進めることなどが求められる。
- このほか、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等について他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。専門学校において職業教育を行うための教育条件等の一層の向上を図るためにも、このような取扱いに関し、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要性について検討することが必要である。

*1 専門学校の専門分野別教員（本務及び兼務）実務経験年数割合については、p. 203参照。

*2 専門学校卒業生の採用理由と育成方針については、p. 203参照。

*3 専門学校教育に対する期待については、p. 203参照。

*4 専修学校の第三者評価の例については、p. 204参照。

4. 職業実践的な教育に特化した枠組みについて

(1) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

- これまで述べたとおり、雇用・労働を巡る環境の変化、知識・技能や人材需要の高度化、職業の多様化等が進む中、高等教育機関においては、職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要となっている。
- また、若者や就業者等、職業に必要な能力の獲得・向上を目指す人々の中には、生涯の中において、実務経験を主な基盤とした実践的な知識・技術・技芸の教授を中心とする職業教育を受けることにより、様々な可能性をより一層切り開いていくことができる者が少なからず存在すると考えられる。特に、後期中等教育の段階で専門高校等における職業実践的な教育を選択した者にとっては、その先に続く高等教育の段階に職業実践的な学びの場があることは、キャリア形成の上で重要な意味を持つ。このため、下記に述べるような新たな枠組みを整備することにより、人々が自らの能力、志向、適性にふさわしい学習の場を選択して学び、職業に必要な能力を修得できる環境を、高等教育において充実していくことが必要と考えられる。
- 高等教育における職業教育の環境を充実することは、職業教育に対する国民の意識や社会の評価を変える契機になるとともに、中等教育から高等教育までにわたる職業や就業に重点を置いた修学の道筋として、「職業教育体系」を鮮明にすることとなる。ひいては、人々にとって、学びと自らの将来とを強固につなぎ、自分の力を最大限にいかして人生を切り開いていく、新たな夢や希望をもたらすものとなることが期待される。

① 現在の高等教育における職業教育の位置付け

- 高等教育における職業教育は、学術研究の成果を主な基盤として教養に裏打ちされた専門的な教育を行うことが求められる場合や、卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技術等を教授することが求められる場合等がある。
- 大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を目的とし、また、短期大学は大学の目的に代えて「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することができる」こととしており、大学・短期大学で行われる教育活動は、学術研究の成果を基盤とすることが本来の目的とされ、その中において職業教育が行われている。

戦後の我が国における単線的な学校体系においては、幅広い職業教育を含む多様

な機能を大学制度に期待したが、ともすれば専門の学芸の教授研究に関心が集中する中で、結果として、職業教育の意義や位置付けが不明確になり、職業実践的な教育が十分に展開されてこなかったとの指摘がある。

こうした中で、若者の過半数が進学する大学・短期大学においては、これまでの取組や、前述のように、人材育成に対する社会的要請、現在の厳しい雇用情勢、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、平成23年度から、すべての大学・短期大学において社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制を整えることとしている。

- 高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とし、中学校卒業者を対象として、一般教育と専門教育が効果的に組み合わせられた、5年一貫の職業教育を行う機関であり、高い就職率や求人倍率等、優れた実績を上げ産業界から高く評価されている。

現状では、全国的に配置され、高等教育機関として大きな役割があるが（工学系新規学卒技術者の約12%を高等専門学校卒業者が占める）、高等教育段階にあたる4年生の在学者は、18歳人口のうち約1%であり、また、制度上は分野の限定がないものの、ほとんどの学科が工業系という実情にある。

このような中、前述のように、今後、新分野への展開が期待されており、各高等専門学校においても学科再編等が行われている。

- 専門学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的としており、18歳人口の約20%が進学している。専門学校においては、実務経験を主な基盤とした職業教育が盛んに行われており、実務家教員を配した教員組織による実践的な知識・技能の育成、その成果としての職業資格の取得、学んだ分野に関連する分野への高い就職率等、職業に直結する教育機関としての成果を上げている。

しかし、専門学校は、設置主体の限定がなく、設置運営等に関する法令の定めがゆるやかであるなどの制度的特性を有しており、これをいかして産業界等のニーズに即応した柔軟な職業教育を展開できるという強みを有している反面、全体的な質の担保の面で課題があり、その教育の質について各学校ごとの差異が大きいという指摘がある。

② 人材育成ニーズと高等教育機関が行う職業教育への期待の高まり

- 我が国では、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に掲げられているとおり、産業構造の変化に対応し、成長分野^{*1}をはじめとして実践的な能力を有する人材の育成が急務とされており、また、将来にわたって付加価値を創出し、持続可能な成長を担っていく人材の育成が強く期待されている。さらに、質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、我が国の経済発展や国際競争力、あるいは地域の産業振興を決定する重要な要因となっている。

- このような中、特に、経済・社会環境の変化や技術の進展、生活様式の変化に伴

^{*1} 「新成長戦略」では、「グリーン・イノベーション」「ライフ・イノベーション」「アジア経済」「観光・地域」を成長分野として掲げている。

い、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが求められており、経済・社会活動の基幹をなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人、あるいは卓越した知識・技能を有するいわば匠の人材を、高等教育機関が育成していく必要がある^{*1}。

- また、新規学卒就職者の離職率の高さや、若年無業者・フリーターの数がなかなか減少しないこと、正規労働者に比較して職場において職業能力開発の機会を得にくいことが指摘されている非正規労働者の増加、企業の人材育成投資の低下、さらには学習活動と職業生活の積み重ねにより経済成長を牽引する力を有する人材を育成していく重要性が指摘される中、高等教育機関が職業教育の場として、積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

③ 職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

- 上述のような、現在の高等教育における職業教育の位置付けや課題、また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを踏まえると、高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが考えられる。具体的には、卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技術等を教授するための教員資格、教員組織、教育内容、教育方法等や、その質を担保する仕組みを具備した、新たな枠組みを制度化し、その振興を図ることである。
- このような職業実践的な教育に特化した枠組み（以下「新たな枠組み」という。）が適切に整備されていくことは、各高等教育機関の特性に応じた職業教育の充実を促し、これまで発展してきた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の教育とあいまって、高等教育機関全体として、職業教育システムを構築・充実していくための契機となることが期待される。

（２）職業実践的な教育に特化した枠組みに関して考慮すべき４つの観点

- 我が国の現状においては、企業内教育や既存の高等教育機関の職業教育の充実に向けた努力に期待するのみでは、必ずしも十分な対応がとれないと考えられる課題がある。具体的には、これまで述べてきた点も含み、下記に述べる４つが考えられ、新たな枠組みの制度的な整備に当たっては、これらの課題に十分に対応できるような方策を考慮する必要がある。
- 新たな枠組みは、職業に関する教育や生涯学習環境を充実するのみならず、これを通じて、雇用・生活の安定や円滑な労働移動・経済の活性化に寄与するものとするのが非常に重要である。
企業は教育の成果に期待を寄せているが、高等教育機関において、就業に必要な知

^{*1} （株）三菱総合研究所「我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究」（平成２２年２月）の概要については、p. 204参照。

識・技能を必ずしも十分に育成できていないと言われる、教育と雇用・労働、経済を巡る国家的損失ともいえる状況を打破し、社会全体の在り方を好転させるきっかけの一つとして、新たな枠組みが役割を果たし、効果を発揮していくことが期待される。

また、企業等においても、人々が、新たな枠組みなどを活用して修得した能力を発揮していく上で不可欠ともいえる、学修成果の適切な評価や、学習活動と職業生活の両立並びにライフステージに応じた様々な働き方が可能な就業・労働環境の充実が期待される。このような各界の取組を通じて、我が国全体が、学びと就業の連関により人々がその能力を最大限発揮できる、活力と成長力に満ちた社会となっていくことが望まれる。

① 経済成長を支える「人づくり」への対応

- 我が国においては、新たな経済成長を支える「人づくり」を推進することが急務であり、社会全体で実践的な職業能力の育成に取り組むことが必要である。具体的に育成を目指す人材像としては、新たな成長分野をはじめとする各種分野において、例えば、次の2つが考えられる。

◆地域経済・産業振興に向けて

地域の強みをいかした産業・事業の創出・発展に関して、海外市場も対象に活躍し、地域の発展に貢献できる人材。

◆先進・創出を目指して

国際的にも高く評価されるような高度な専門的知識・技能を有する人材。

- ・優れた感性、斬新なアイデア、洗練・熟達した技能で、産業や企業の事業部門の主力を担いリードしていく人材
- ・異なる分野の知識・技術等を統合させて、新たな事業手法やシステム等を考案・導入し、ものづくりや商品・サービス等を創出する人材^{*1}

- このような人材の育成を行うに当たっては、特に、経済・産業界の動向・人材需要を鋭敏に把握し、可能な限りこれに即応した教育を行うことを重視すべきである。新たな枠組みについては、このような観点から、企業や経済団体・職能団体等と密接に連携して、最新の実務の知識・経験に基づく実践的な知識・技術等を教授していくことに重点を置く必要がある。

② 生涯にわたる学習活動と職業生活の両立

- 昨今の雇用慣行や労働情勢の変化をかんがみるに、人々が、学歴や新規学卒時の就職状況にかかわらず、生涯にわたり、継続して学習活動と職業生活を交互に又は同時に営みながら、職業に必要な能力を修得・更新・向上し、その成果が適正に評価され、就業や業種転換、キャリアアップを図ることができる環境を充実すること

^{*1} 本審議会の議論では、「ハードウェア・ソフトウェアの設計・開発」「デジタルコンテンツの開発」「電子制御・ハイブリッドエンジン等の技術進歩に対応した自動車整備分野」「バイオテクノロジー分野におけるソフトウェアを用いた生命情報の処理」「観光ビジネス、環境マネジメントなど、時代の変化に対応したビジネス実務分野」「知識・技能の高度化・専門分化への対応が必要とされ、既に職業に就いている者に対して更なる教育プログラムの提供が求められる分野」が例示として挙げられた。

が必要である。この観点から、教育機関が教育プログラムを開発・提供するに当たっては、次の2つの視点を念頭に置くことが重要である。

◆職業への円滑な移行

若者の職業への円滑な移行

(転職者等が対象となることも考えられる。)

- ・専門分野の基本的知識・技能の修得・更新
- ・労働者の権利・義務・責任の学び

◆職業能力や起業力の向上

就業者や起業を目指す者の新たな知識・技能の獲得・向上

- ・専門分野の高度な知識・技能の修得・更新、周辺分野・関連分野の知識・技能の修得
- ・管理職や経営者等の態度・思考・行動・責任の学び
- ・経営、起業等に関する知識・方法の修得

- このような教育プログラムの提供に当たっては、人々が希望やライフステージに応じて学びやすい仕組みを備えることが重要である。また、修得した職業実践力等学修の成果が、学習者や企業等の外部者にも具体的にわかりやすい形で示されるなど、評価されやすい工夫も必要である。

なお、分野によっては、学修の成果が国家資格等の取得に結び付くことが重要であり、このことに留意が必要である。

併せて、国が、イギリスやヨーロッパの職業資格制度を参考にしつつ検討を進めているキャリア段位制度（日本版NVQ）^{*1}との連携を積極的に図っていくなど、職業に必要な能力とその修得のための教育プログラムとの対応関係を明確化することも考慮すべきである。

③ 教育の質の保証

- 中等教育後の高等教育段階に着目すると、実務経験に基づく職業実践的な教育を提供する教育機関として、これまで、専門学校が大きな役割を果たしてきているが、その制度的特性から教育の質の面で各学校ごとに相違が大きく、教育の成果に対する評価が高等学校関係者等の間で安定していないとの指摘や、専門学校が行う教育に対して社会からの理解が必ずしも十分に得られていないとの指摘がある。

- これらのことを踏まえ、新たな枠組みを整備するに当たっては、その質を客観的に保証する仕組みを備えることが重要である。その際、先に述べたとおり、新たな枠組みは、経済・産業界の動向・人材需要に即応し、最新の実務の知識・経験に基づく実践的な知識・技術等を教授していく機動性が求められ、そうした要請に照らして、適切に教育の質を確保することができる仕組みとすることが必要である。

*1 第5章4. 参照。

④ 進路選択の拡大と職業実践的な教育の適切な評価

- 現在、我が国では、普通教育志向の進学者が拡大しており^{*1}、この中には必ずしも明確な進路意識・目的意識を持たないまま進学している者がいるとの指摘がなされている。
- 新たな枠組みを具体化していくことは、子どもや若者が自らの将来を考えていく上で、また、保護者や教員等が、進路選択について助言を行っていく上でも、大きな変化を与えるものになると考えられる。具体的には、新たな枠組みは、高等学校等卒業後の進路として、また、生涯にわたる学習の場として、新たな道を開くことから、子どもたちが早い段階から、自らの志向や希望を十分に考慮して様々な進路を考え選択し、その後も人生の時々で、学習目的に合う教育機関を選択・活用していく意識・行動を高めるものになると期待される。
- また、高等教育における職業教育は、学術研究の成果を主な基盤とする場合や、職業実践的な知識・技術等を主な基盤とする場合等があるが、新たな枠組みの具体化を通じて、これらが同等に評価される社会の形成・発展にもつながると考えられる。
- このような進路選択の拡大や職業実践的な教育の適切な評価は、人々が希望やライフステージに応じて、様々な学習の場を活用しながら、職業生活や人生を重ねていくことができる、生涯学習社会の確立・発展においても大きな意義を有するものである。ひいては、多様な能力を有する人々が協働し活躍する、創造力と実践力の高い社会の実現へとつながっていくことが期待される。

(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

- 新たな枠組みの具体化を進めるに当たっては、前記(2)の観点に基づき、今後さらに、早急かつ詳細な検討が行われることが望まれる。現段階までに検討してきた構想の概略は以下のとおりである^{*2}。
- なお、今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。また、その際、ものづくり分野における中核的人材、中小企業や地域における人材の育成を担っている職業能力開発大学校等の公共職業能力開発施設^{*3}や、各省の設置法等に基づき設置されている各省大学校等、各種の職業教育・訓練機関と相互に、各々の利用者から求められている役割を尊重・発揮して、我が国の人材育成や人々の生涯にわたる学習ニーズに、連携・協力しこたえていくものとなるようにすることが必要である。

*1 高等学校については、生徒の約72%が普通科、約23%が専門学科、約5%が総合学科に在籍し、また、高等教育段階については、約57%が大学・短期大学、約1%が高等専門学校、約22%が専門学校に在籍している状況にある。

*2 職業実践的な教育に特化した枠組みと他の教育・職業訓練機関との特徴比較のイメージについては、p. 108参照。

*3 職業能力開発施設については、p. 205・206参照。

1. 目的と特徴

卓越した又は熟達した実務の知識・経験に基づく高度の専門的かつ実地的な知識・技術等を教授し、職業に必要な実践的な能力を育成することを目的とする。

また、企業や経済団体・職能団体等と密接な連携を図り、個人が生涯にわたり継続して学業生活及び職業生活を交互に又は同時に営むことを支援する学習環境を整備することや、最新の実務の知識・経験を教育内容・教育方法に反映した教育の実施を担保することが望まれる。

2. 入学資格・修業年限

入学資格は、高等学校等の後期中等教育修了者とする。

修業年限は、分野の特性や対象者等に応じ、2～4年の範囲内で柔軟に設定することが考えられる。

また、生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、基本課程（仮称）2年と上級課程（仮称）1～2年とする方法や、修業年限の弾力化、長期にわたる教育課程の履修を認めることなども考えられる。

3. 教育課程・授業方法

教育課程は、企業や地域・全国を単位とする経済団体・職能団体等との連携により、教育課程を編成・改善する組織体制を確保することが重要である。また、教育課程の編成に当たっては、例えば、国際社会から見た日本の姿や、国内地域の産業・資源等の特色・強みを学ぶ科目が含まれるなど、斬新で独創性に富むものとしていくことが期待される。

授業方法は、職業実践的な演習型授業（実験・実習・実技等）を一定程度（例えば、おおむね4～5割程度）行うことが想定される^{*1}。

特に、産業界や職業人が求める知識・技能や最新の実務を的確に反映した教育を行うため、企業等が学習活動にかかわり、学習者と企業等が、相互理解を深められる学習機会（企業内実習、企業参加の学内実習活動等）を設定することが重要である。

4. 修了認定方法・卒業要件

修了認定方法は、生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、学年制ではなく、単位制やモジュール制^{*2}を基本とすることが妥当と考えられる。併せて、セメスター制^{*3}の積極的な活用も考えられる。

また、単位認定に当たっては、例えば、就業時に取得した各種資格に関する学修を評価し、授業科目の履修とみなして、単位を付与することも考えられる。

なお、成績評価の表示方法は、学生が修得した技能が具体的にわかる方法を採用入れることが望まれる。

*1 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校・職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校・気象大学校・旧制実業専門学校のカリキュラム例については、p. 206～211参照。

*2 一授業科目の履修毎に単位を付与し、一定の学修のまとまり（数ヶ月相当の学修）毎に修了認定する仕組み。（修業年限以上在学し、）全まとまりを修了すると卒業となる。

*3 1学年複数学期制の授業形態。通年制（ひとつの授業を1年間を通して実施）における前期・後期の区分とは異なり、ひとつの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度。

5. 称号等、他の高等教育機関等との接続

修了した者の能力を対外的に徴表するものとして、何らかの称号等を称することができることとする必要がある。その際、我が国の高等教育制度の発達の経緯や現在の枠組みに留意するとともに、諸外国の実情も参考にしながら、職業教育の学修の成果を徴表するものとして何が適切であるのか、検討が進められることが望まれる。

また、学習者が、その希望やライフステージに応じて様々な進路を選択できるよう、他の高等教育機関や中等教育機関の専攻科との接続（編入学、進学）が適切に確保されるよう、検討することが必要である。

6. 教員資格、教員組織等

教員資格は、実務卓越性を重視し、併せて、指導力を求める。教育経験等のない者は、採用後一定期間の研修^{*1}や指導力認定資格の取得^{*2}を必要とするなどの措置を講じることが必要である。教員の採用に当たっては、公募制や任期制を活用しながら、最新かつ先進的な知識・技能を有する人材を、海外も視野に入れ確保することも考えられる。

教職員の組織体制については、分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置き、教育上適当な教員組織等を備えることや、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるようにすることが求められる^{*3}。

また、就職・進路指導、学生支援のための組織体制や必要な事務組織を確保することが必要である。なお、事務職員については、企業の人事担当者であった者等職務経験に長けた者を、公募により積極的に採用するなど、職員の質の確保に努めることが期待される。

7. 自己点検・評価、第三者評価

教育の質を担保するためにも、教育等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められる。

また、第三者評価については、産業界等の関与を十分に確保しつつ、新たな枠組みに適した基準・方法等を構築することが望まれる^{*4}。評価の観点とは、例えば、教育活動を行う上での組織運営のシステム・体制の妥当性や、目的に応じた教育の成果（就業状況等）等、職業実践的な教育に適したものとする。

8. 名称、設置者

職業実践的な教育に特化した高等教育段階の枠組みとして、ふさわしい名称を検討することが必要である。

設置者は、国、地方公共団体及び学校法人とすることが適当である。

*1 例えば、専修学校においては、関係団体が新任教員の研修に係る基準を策定し、全国的に当該基準に準拠した新任教員研修を実施している。詳細については、p. 211 参照。

*2 例えば、イギリスにおいては、大学教員の教員能力証明を取得するための課程が整備されている。詳細については、p. 212 参照。

*3 大学（学部）・専門学校の組織・運営体制の例については、p. 212・213 参照。

*4 大学等の認証評価については、p. 158、専修学校の第三者評価の例については、p. 204 参照。

- 上記のほか、具体的な制度の設計に当たっては、現行の学校教育制度の枠組みや高等教育についての考え方を踏まえながら、全国的なレベルでの教育の水準の維持・向上を図るとともに、継続的・安定的に教育を実施するために必要な仕組みを整えることが不可欠である。これを踏まえ、所轄庁による設置認可や審査の体制・手続き、改善の勧告から廃止命令までを含む法令遵守の担保等の監督、教職員の資格要件や人員規模、必要な施設・設備、校地面積の水準等を含む設置基準の在り方、教育機関の社会的責務としての情報公開の在り方、上述の第三者評価の確実な実施、新たな枠組みを整備・普及するための方策の在り方、新たな枠組みの活用に対するニーズ等、多様な事項やこれにかかわる課題を検証する必要があると考えられる。
- 今後、高等教育関係者や学習対象者、産業界、公共職業能力開発施設関係者を含む各界の意向等を踏まえて、新たな枠組み全般の具体化について、詳細な検討が進められることが適当である。

5. 各高等教育機関を通じた職業教育の充実のための方策・質保証の在り方

- 経済・社会情勢がめまぐるしく変化する中で、高等教育機関には、我が国の産業や社会をしっかりと支えていく人材を育成することがこれまで以上に期待される。このような要請にこたえるため、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育に関する優れた取組等を支援する仕組みなどを検討することが必要である。
- また、高等教育における職業教育の質の保証・向上を図るため、既存の各種評価システムとの関係を考慮しつつ、第5章で述べるような、職業に必要な能力とその能力を修得するために必要な学習内容を明確化し、該当教育プログラムを評価して学習成果の質の担保を図るシステムを構築することが重要である。

第5章

生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実方策

第5章においては、学校から社会・職業へ移行した後の学習者や、中途退学者・無業者などのキャリア形成支援の観点から、学習機会を充実していく必要性和その方策について述べている。

- 現在、職業に必要な知識・技能が高度化している。このような中、既に職業に就いている者が職業上求められる専門性を身に付け向上させることや、異なるキャリア選択のため新しい専門性を身に付けること、一定期間就業を中断した後に職業復帰することなどを目的とした、様々な学習ニーズが存在すると考えられる。
- 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも学ぶことができ、必要な知識・技能を身に付けることにより、職業生活の維持・向上や新たな就業が可能となることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、高等教育機関等多様な場や機会を通じて、多様な教育プログラムが提供されることが期待される。特に我が国では、大学入学者のうち25歳以上の者が2%にとどまっており、高等教育機関において、社会人受入促進の要請にこたえる取組が広く行われることが期待される。
- 中途退学等により学校教育を離れてしまった者は、未就業状態の長期化や非正規雇用の職に就いている者が多いとの指摘がある。このため、各高等学校や中学校、教育委員会が、卒業後進学も就職もしていない者等に対して進路等の相談に応じることや、就職に必要な知識・技能を修得する機会を提供すること、また、専修学校が、公共職業訓練とも連携し、若年無業者等向けに基礎的な技能を身に付けさせる講座を開設すること、高等教育機関が定職・学籍を持たない若年者層を対象に教育プログラムを提供すること等が行われており、このような取組の充実が期待される。学校や教育委員会等の教育関係機関が、労働関係部局や公共職業安定所(ハローワーク)、地域若者サポートステーション等と連携を図り、若者の社会的・職業的自立への総合的な支援を推進すること、社会教育施設等における相談や情報提供など情報入手の機会が提供されることも必要である。
- 職業に関する学習が生涯にわたり行われるようになるためには、その基盤として、様々な職業に必要な能力と、その能力の修得に必要な学習内容とが体系化・明確化され、学習者に対してわかりやすく示されるとともに、学修の成果が就業や社会参画の場面において適切に評価される枠組みの構築が必要である。現在、国においては、成長分野における新しい職業能力評価・育成プログラムである実践キャリア・アップ制度の構築が進められており、今後の推進が期待される。

1. 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の必要性

- 第1章のキャリア教育・職業教育の基本的方向性で示したように、学びたい者が、いつでも、職業に必要な知識・技術等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に必要な能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の観点に立ち、キャリア形成支援の充実を図ることが必要である。
- キャリア形成の支援を必要とする者としては、学校から社会・職業へ移行した後、更に必要な知識・技能を身に付けることを希望する者等が考えられる。
- また、中途退学者や無業者等、学校から社会・職業への移行が円滑に行われなかった者や、その後、早期離職等により職業生活からいったん離れてしまった者が考えられる。このような者は、平成19年度から平成22年度の各種調査から推計すると、その後進学や就職をする者も含め、前期中等教育段階から約2万人、後期中等教育段階から約24万人、高等教育段階から約41万人存在するとみられる^{*1}。
- このような状況を踏まえ、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の在り方について、学校から社会・職業へ移行した後の学習者に対する支援、中途退学者や無業者等のキャリア形成のための支援の観点からの検討が必要であり、このようなニーズにこたえるために学習機会を充実させていくことが必要である。

2. 学校から社会・職業へ移行した後の学習者に対する支援方策

- 科学技術の進展や急速な技術革新、経済・社会の急激な変化と多様化・複雑化・高度化、グローバル化等を受け、職業に必要な知識・技能が高度化しており、これに対応するための学習ニーズが高まっている。このような学習ニーズとしては、既に職業に就いている者が職業上求められる専門性を身に付け向上させるための学習が考えられる。
このほか、社会・職業へ移行した後の学習としては、これまでと異なるキャリアを選択するために新しい専門性を身に付けるための学習や、出産・子育てなどにより一定期間就業を中断した後に、職業に復帰するために必要な学習等、様々な学習ニーズが考えられる。
- また、流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも学ぶことができ、必要な知識・技能を身に付けることにより、職業生活の維持・向上や新たな就業が可能となることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等、多様な場や機会を通じて、多様な教育プログラムが提供されることが期待される。

^{*1} 各学校段階における卒業者・中途退学者の状況については、p. 147参照。

特に、大学については、依然として18歳ごろから20歳代前半の若者が主たる対象であるが、現在及び今後の労働環境や社会状況の変化を見据えれば、年齢を問わず、社会人等の多様なニーズを持つ者を対象とする教育機関として、生涯学習社会の推進に大きな役割を果たしていくことが強く求められる。

- これまでにおいては、各高等教育機関を中心に、リカレント教育や生涯学習の機会の提供を目的として、保有する教育資源を活用し、社会人の再教育や、再就職等のための学習に資するような、職業に必要な能力の向上等を図るための教育の取組が進められてきている^{*1}。

- 高等教育機関における社会人の学習形態としては、正規の課程に入学し行う学習や、科目等履修生^{*2}としての学習、短期の教育プログラムへの参加による学習、公開講座への参加による学習等がある。

大学・大学院等における社会人の入学者数や、科目等履修生制度の利用者数はほぼ横ばいであり^{*3}、その背景には、職業生活と学習の両立のための費用・学習時間の確保や、提供されている教育プログラムの内容、企業等の理解等の課題があると考えられる^{*4}。

特に、大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、OECD平均では約21%であるのに対し、我が国では約2%にとどまっている。今後、高等教育機関は、社会の成長や経済の活性化を支える知的資本として、成人層の能力を向上するための学習機会を提供するという社会人の受入れ促進の要請にこたえる取組が広く行われることが期待される。

- このような点を踏まえ、高等教育機関においては、
 - ・ 社会人の多様な学習動機にこたえる魅力ある教育プログラムの提供
 - ・ 社会人が学びやすい学習環境の整備
 - －夜間・休日における授業の開講や、集中講義形式の授業の提供
 - －情報通信技術等を活用した柔軟な学習形態の提供
 - －専門学校における「単位制学科」、「通信制学科」の制度化
 - －標準修業年限の弾力化
 - ・ 社会人の学習に係る経済的負担の軽減
 等の取組を進めることが期待される。

- なお、学校から社会・職業へ移行した後の学習に際しては、働きながら学べる環境作りが必要である。このため、学校側の取組の充実だけではなく、企業等の理解・協力が必要であることはいうまでもなく、学習がより円滑に進むような企業等の取組も期待される。

*1 各高等教育機関における実践例については、p. 262～268参照。

*2 科目等履修制度の概要については、p. 214参照。

*3 大学・大学院等における社会人入学者数等の推移については、p. 132・133参照。

*4 職業能力開発総合大学校能力開発センター調査報告書 No. 128（平成17年3月）

3. 中途退学者や無業者等のキャリア形成のための支援方策

- 中途退学等により学校教育を離れてしまった者は、その理由や原因は様々であるが、未就業の状態が長期化する者や非正規雇用の職に就いている者が多いとの指摘がある^{*1}。このような者は、社会的・職業的自立に困難を抱えている状況にあると考えられる。
- また、社会・職業へ円滑に移行できない者は、時期による増減はあっても、個人の能力にかかわらず、経済・社会の様々な状況によってある程度の人数は存在するものとして考えることが必要である。
- これらを踏まえ、人生の中でいつでも仕事に就くことに挑戦できるような社会的な仕組みが必要と考えられる。その中で、仕事に就くために必要な教育プログラムを提供するなど、学校に期待される役割は極めて大きいと考えられる。
- 高等学校においては、中途退学者のその後の実態の把握に努めることが必要である。中途退学者の中には、復学や他の高等学校等への再入学を希望したり、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指したりする者も多い^{*2}。このような者のキャリア形成に関して、学校は進路等の適切なカウンセリング等の追指導を通して、できる限りの支援を行っていくことが必要である。その際、地域の他の高等学校や専修学校高等課程等の情報を十分収集することが望ましい。
- また、中学校や高等学校と教育委員会においては、卒業後、進学も就職もしていない無業者に対して、進路等の相談に応じること^{*3}や、就職に必要な知識・技能を修得する機会を提供すること^{*4}などの支援を行っている事例がみられ、このような卒業後に支援が必要な者に対する取組の充実が期待される。
- 専修学校においては、公共職業訓練とも連携し、若年無業者等向けに職業的自立のための基礎的な技能を身に付けさせる講座等を開設している。また、特に高等課程においては、不登校や中途退学を経験している生徒等の受入れに対応している。子どもや若者の自立を支援していく上で専修学校が果たしてきたこのような役割についても、より重視していくことが必要である。
- 高等教育機関においては、その保有する教育資源を活用し、対人関係に課題を抱えるなど様々な理由により定職・学籍を持っていない若年者層を対象とした教育プログラムの提供や就職支援の取組が実施されており^{*5}、このような取組の充実が期待され

*1 中途退学後の就業状態の類型については、p. 215 参照。

*2 平成22年度の高等学校卒業程度認定試験合格者のうち、最終学歴が高等学校中退である者は、全体の約66%を占めている。

*3 例えば、茨城県教育委員会では、設置する各高等学校のホームページ上において、進路相談窓口を開設している。

*4 進路が決まっていない新規高等学校卒業者に対し、教育機関を活用して職業教育の場を提供している事例については、p. 269 参照。

*5 各高等教育機関における実践例については、p. 270・271 参照。

る。

- 子ども・若者育成支援推進法の成立等、社会全体で若者の自立を支援していこうとする動きも踏まえつつ、学校や教育委員会等の教育関係機関は、労働関係部局や公共職業安定所（ハローワーク）、地域若者サポートステーション等の若者の社会的・職業的自立を支援する機関等との連携を図り^{*1}、社会的・職業的自立への総合的な支援を推進することが必要である。

また、社会教育施設等において、相談や情報提供を行うなど^{*2}、キャリア形成の支援を必要とする者に対して、情報入手の機会が提供されるようにしていくことも必要である。

- なお、学校を卒業後、無業者となるおそれのある者に対しては、学校卒業以前の指導から卒業後にかけての継続した支援が必要であるとともに、卒業後に支援を行うことのできる機関と適切に協力していく取組が期待される。

4. 職業に関する生涯にわたる学習を支える基盤の形成

- 職業に関する学習が生涯にわたり行われるようになるためには、その基盤として、様々な職業に必要な能力と、その能力を修得するために必要な学習内容が明確化される必要がある。

また、労働市場が流動化する社会においては、人々がキャリア形成を図る上での指針・評価指標として、それぞれの職業に必要な能力と、これを修得するための教育プログラムの質が保証・明確化され、相互の関係が体系化・明確化されていることが重要である。これに関連するものとして、職業資格の国際化等の動きにも目を向けておく必要がある。

- 諸外国においては、例えば、イングランドの「全国資格枠組み（National Qualifications Framework（NQF）」のように、様々な分野の職業に必要な能力を段階的に可視化し、各段階に応じて必要な教育プログラムの内容等を明らかにした枠組みを構築している国等もある^{*3}。

- また、ヨーロッパでは、「欧州資格枠組み（European Qualifications Framework（EQF）」という、職業に関する資格取得に必要とされる学習成果を知識、技能、能力の3つに類別し、それぞれを達成の難易度に応じて8段階に分けて明らかにするとともに、それぞれの段階と学位等の高等教育に関する資格の対応関係を含めた統合的な枠組みが構築されつつあり、現在、各国の学位・資格制度を体系化する動きが高まっている。

*1 学校・教育委員会と地域若者サポートステーションが連携している事例については、p. 272 参照。

*2 図書館において職業に関する情報を提供している事例については、p. 273 参照。

*3 諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向については、p. 215～217、イギリス（イングランド）における職業資格と学位等の資格枠組みについては、p. 217・218 参照。

- 我が国においても、上記のような取組を参考に、諸外国と我が国の状況の違いを考慮しつつ、職業に必要な能力とその能力を修得するために必要な学習内容の明確化、該当教育プログラムの評価による学習成果の質の担保、職業に必要な能力に着目した雇用、といった要素が一体的に機能するような、枠組みの構築に向けた取組を進めることが必要である。
- 現在、国の取組として、成長分野における新しい職業能力評価・育成プログラムである実践キャリア・アップ制度^{*1}の構築が進められている。具体的には、職業に必要な能力を客観的に評価する「キャリア段位」制度（日本版NVQ）を導入し、大学・専門学校等の教育システムと結び付けることを目指すものであり、当初の取組として、介護人材、省エネ・温室効果ガス削減等人材、6次産業化人材を対象に制度を導入すべく、目下、検討が進められている。
- 今後、様々な職業分野・業種でこのような取組が推進され、職業に必要な能力と、その修得に必要な学習内容が、学習者に対してわかりやすく示されるとともに、学習成果が就業や社会参画の場面において適切に評価され、社会指標となるような枠組みの構築につながっていくことが強く期待される。

^{*1} 実践キャリア・アップ制度の推進は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等の各関係府省が連携して取り組むこととされている。「新成長戦略」における記述については、p. 219参照。

第6章

キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方

第6章においては、キャリア教育・職業教育の推進に当たって必要不可欠な、地域・社会、産業界等、学校種間・異校種間、家庭・保護者、関係行政機関との連携の在り方について述べている。

- 子どもに仕事や職業を認識させるためには、社会や仕事・職業について実感を持って理解させる必要があるが、教員が多くの仕事について実感を持って指導することは困難な場合が多い。このため、地域・社会に数多く存在する社会人・職業人としての知識・経験が豊富な者の学校の教育活動への参画を得ることが不可欠である。各学校は、地域・社会に対して、各活動の目的や期待する効果等をあらかじめ明確にし説明するとともに、学校教育への様々な支援方法があることを提示しつつ協力を仰いでいくことが望まれる。また、学校支援地域本部や放課後子ども教室、若者に関する支援等実績のあるNPO等との連携も考えられる。
- 産業界等との連携については、職場体験活動や就業体験活動に関し、学校は「受け入れ先の確保が困難」、企業は「学校側から支援要望がない」と多く回答した調査があるなど、その調整に課題が見受けられる。このため、PTA、校長会、自治会、経済団体・職能団体、労働組合、NPO等の協力を得て協議会を設置することや、都道府県の中学校・高等学校の校長会における進路指導・キャリア教育を担当する委員会・部会等が中心となり、各学校と地域・社会や産業界との連携を調整すること、学校と企業等との調整を図る人材を、各学校や教育センター、教育事務所等に配置することなどが考えられる。また、職業教育については、地方産業教育審議会等の機関を活用して、各学校が地域の人材需要を把握し、企業等の協力を得て在学時から生徒・学生の力を高めていくことや、インターンシップについて、企業等での活動を数ヶ月組み込んだ教育プログラムを開発し、専門技能の向上や課題対応能力の育成等、より実践的・具体的な活動へ発展することが望まれる。地域の産業界等と複数の大学等の連携による教育プログラム開発等を行う体制の強化等も重要である。
- 異校種間の連携については、異なる学校種の活動を理解し指導計画を作成するとともに、児童生徒のキャリア発達に関する情報を次の学校段階に引き継いでいくことが重要である。また、学校間で、各学科の教育力をいかした協力や、先進的な取組の共有等が必要である。
- 家庭は、子どもの成長・発達を支え、自立を促す重要な場であり、保護者から子どもへの働きかけは極めて重要である。また、保護者と学校が一体となって子どもの成長・発達を支えるため、学校から保護者への積極的な働きかけと、保護者が社会人・職業人としての経験等をいかして学校の活動に協力することが期待される。
- 関係行政機関は、産業界との対話や省庁間の連携・協力を図ることが必要である。

1. 連携の基本的な考え方

- 教育基本法第13条においては、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と定めるとともに、教育振興基本計画においては、基本的考え方の一つとして、「横」の連携、すなわち、教育に対する社会全体の連携の強化を挙げている^{*1}。
- キャリア教育は、一人一人の生き方にかかわり、自己と働くこととの関係付けや価値付けを支援する教育であり、キャリア形成には、一人一人の成長・発達の過程における様々な経験や人との触れ合いなどが総合的にかかわってくる。
- 教育基本法や教育振興基本計画の考え方の下、キャリア教育を十分に展開するためには、学校が家庭や地域・社会、企業、経済団体・職能団体や労働組合等の関係機関、NPO等と連携することが不可欠である。このように、学校と様々な者がパートナーシップを発揮して、互いにそれぞれの役割を認識し、一体となった取組を進めることがますます重要となっている。
- 職業教育は、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てるという性質や、地域によって産業や雇用の状況、人材需要等が大きく異なることなどから、「地域の人材は地域で養成する」という観点に立ち、地域の企業や関係機関等との密接な連携の下に行われることが不可欠である。また、地域の企業等と連携した職業教育の充実は、近年大きな課題となっている地域の自立や活性化の観点からも大きな意義を有するものであり、地方公共団体等の積極的な対応が求められる。

2. 地域・社会との連携

- 子どもに仕事や職業を認識させるためには、社会や仕事・職業について実感を持って理解させることが必要である。
- しかし、教員が社会に存在する多くの仕事について実感を持って指導することは困難な場合がある。また、社会が多様化・複雑化する中で子ども・若者の自立を支援していくためには、雇用や福祉等についての一定の知識や経験を持っている者と協同してかかわることが望ましい場合もある。地域・社会の様々な立場の人々の中には、社会人・職業人としての知識や経験の豊富な者が数多くおり、学校の様々な教育活動に参画を得ることが不可欠である。

^{*1} 教育振興基本計画では、「地域住民や企業等も受け身的な立場にとどまることなく、社会の一員として教育に責任を共有するとの認識の下、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画することなどが期待される」としつつ、「社会の多様な主体が多様な形態で教育にかかわることは、働くこと、社会とつながり、社会に参画することの意義について身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げることにもなる。」としている。

- このような活動は、現在でも多様な形で行われている。その方法は大きく分けて2つあり、卒業生や社会人の講話、グループに分かれての話し合い、知識や技能をいかした授業等、学校内で行われる教育活動に地域・社会の人々が参加する方法と、インタビューや対話、ジョブシャドウ、職場見学、職場体験活動・就業体験活動等、子ども・若者が企業や地域・社会に出向いて実際に働く人々や仕事に触れる方法がある。
- 各学校は、その目的や期待する効果等をあらかじめ明確にし、それを地域・社会に対して説明するとともに、外部に任せきりにすることにならないよう、各学校の教職員が主体的にかかわることが必要である。その際、地域・社会に対しては、学校教育への様々な支援方法があることを提示しつつ、協力を仰いでいくことなどが望まれる。また、学校における活動への地域・社会の協力を促すための拠点整備等、施設面での対応も重要である。
- この協力の方法の一つとして、地域・社会の人々のボランティアが考えられるが、このような地域・社会の人々の「志」をいかしていくためには、例えば、小・中学校における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の学校・家庭・地域の連携・協力の下に行われる教育活動の中でも取り組まれることが望まれる。
- 特に、若者に関する支援等については、様々な専門的知識や経験に基づく知識、地域や状況等に応じた多様な手法、個々の状況に応じたきめ細かな対応等、NPO等の団体等多様な主体による支援等が期待され、また展開されている。キャリア教育や職業教育についても、このような実績のあるNPO等の団体との連携も考えられ、また期待される。

3. 産業界等との連携

- キャリア教育・職業教育を進める上では、地域・社会と並んで、経済団体等の産業界等、学校、行政のそれぞれの役割を踏まえた連携・協力も極めて重要である。
- 産業界等との連携については、例えば、職場体験活動や就業体験活動に見られるように、学校からは「受入先の確保が困難」という課題が多く挙げられる一方、企業からは教育支援活動を行わない理由として「学校側から企業への支援要望がない」ということが最も多く挙げられている調査があるなど^{*1}、その調整に課題がある場合が多く見られる。
- 現状では、連携を図る上で学校ごとに調整するケースが多いと思われるが、このような課題に対処する方法として、PTA、校長会、自治会、経済団体・職能団体や労働組合等の関係機関、NPO等の協力を得て協議会を設置するなど、地域・社会で取り組んで円滑に進めている事例がある^{*2}。学校種を越えて地域の学校と地域・社会や産

*1 企業が教育支援活動を行わない理由については、p. 219参照。

*2 協議会等の設置により、キャリア教育・職業教育を円滑に進めている事例については、p. 274・275参照。

業界との効果的な連携の促進が期待される場所であり、少なくともこのような取組を各地域・社会で構築していくことが必要である。また、都道府県レベルの中学校・高等学校の校長会における進路指導・キャリア教育を担当する委員会・部会等が中心となって、各学校と地域・社会や産業界等との連携を調整することも効果的と考えられ、このような取組も期待される。

- さらに、学校と企業等との調整（コーディネート）を図る人材として、例えば、中学校や高等学校に担当する教職員を配置することや、教育センターや教育事務所等に専任の職員を配置すること、上記に示した協議会に担当の職員を配置することなどにより、学校外の教育資源との連携・協力に対する助言や、具体的な調整を図ることができると考えられる。実際に、教育委員会が企業関係者等に委嘱して学校に派遣したり、あるいは、キャリア教育に関する支援員として学校に配置したりして、これらの人材が就業体験活動の受入先の調整等を行うといった事例が見られており、このような取組が一層推進されることが望まれる。なお、その際には、へき地等の地域の事情等にも配慮することが望まれる。
 - 職業教育については、設置者や各学校が、地域・社会や産業でどのような知識や技能、能力や態度を持った人材が必要とされているのかを把握し、在学時から地域の企業等が協力して生徒・学生の力を高めていくことが、学校から社会・職業への円滑な移行の点からも効果的であると考えられる。将来の地域の産業・社会を担い発展させることができる人材を育成するため、地方産業教育審議会等の機関を活用・活性化し、地域の人材需要と各学校の教育との関連を図ることが期待される。
 - また、現在、多くの大学等においては、企業等と連携し、学生・生徒が実際に職場に赴き就業体験活動を行うインターンシップが行われている^{*1}。これらは、主として就職体験や職業意識の形成を目的に行われており、学生・生徒が、自らの専攻や将来希望する職業に関連した職場で業務を体験することを通じて、労働への意欲・態度を高めるとともに、必要とされる専門的知識・技能や職場に関する理解を深めて、自己の適性や志向に照らし具体的に進路を考える機会として、大きな役割を果たしている。
 - 一方、これらのインターンシップは、実施期間が3週間未満のものが約9割を占めており、キャリア教育としての意義は大きいものの、職業教育としては必ずしも十分とはいえない状況にある。今後は、既に一部の大学や高等専門学校で実施されているように、大学等と企業・学会等が協同して、企業等での活動を数か月程度組み込んだ教育プログラムを開発し、専門技能の向上や現実問題に対応する課題対応能力の育成、企業活動全体の中で自らの専門の位置付けを理解することなど、より実践的・具体的な教育目的を有した活動へと発展していくことが期待される。
- また、産業構造・就業構造や人材需要は、地域によって大きく異なることから、地域の産業界、自治体、NPO等と複数の大学等が連携して、地域の人材育成のニーズに対応した教育プログラムの開発等を行う体制を強化するなど、職業教育における産業界等との一層の連携・協力が望まれる。

^{*1} インターンシップを取り入れた授業科目を開設している大学（学部）・短期大学（平成20年度）については、p. 198参照。実施率や体験者数の割合の推移、他の学校種の実施状況については、p. 199参照。

- さらに、キャリア教育・職業教育の振興に協力する企業等については、顕彰等により学校に協力しやすい環境づくりを進めていくことも必要である。
- 昨今、新規大学卒業生を中心とした就職採用活動の早期化・長期化は、学生・生徒が学校教育を十分に受ける機会を妨げているといった問題点が指摘されている。学校において、仕事や職業に必要な力や自らのキャリアを形成していく力をしっかりと身に付けることは、企業及び学生・生徒の双方にとって当然に望まれることであるから、企業及び学生・生徒の双方にとってよりよい就職採用活動の実現に向けて、多くの企業が、適正な採用活動に関する規範を自ら宣明し、遵守することを期待したい。

4. 学校間・異校種間の連携

- 一人の人間の成長を考えた場合、小学校から中学校、中学校から高等学校等の学校間の移行には連続性があり、このような発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図るためには、学校種間の円滑な連携・接続を図ることが重要である。
- 各学校は、異なる学校種の活動についての理解を深め、その理解を前提とした体系的のある指導計画を作成することが必要である。また、子ども・若者一人一人の発達の状況を的確に把握し、それに対するきめ細かな支援を行うためには、児童生徒のキャリア発達に関する情報を次の学校段階に引き継いでいくことが必要である。
- 学校間の連携については、例えば、高等学校において、生徒の興味・関心、進路希望等に適切に対応するためには、各学科の教育力をいかした協力や先進的な取組の共有等が必要であり、学校間連携の充実や教育委員会による取組の検討が必要である。

5. 家庭・保護者との連携

- 家庭は、子どもの成長・発達を支え、自立を促す重要な場であり、働くことに対する保護者の考え方は、子どものキャリア発達に大きな影響を与える。保護者が、子どもに働く姿を見せたり、子どもと働くことの大切さについて話し合ったりすることを通じて、子どもは多くのことを学ぶことができることから、家庭における働きかけは極めて重要である。
- また、各学校は、キャリア教育を進めるに当たり、このような家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が子どもの進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に応じた情報を提供して、子どもに働きかけることなどについても、共通理解を図

ることが必要である。

- 保護者が学校の取組を理解し、学校と一体となって子どもの成長・発達を支えていくことはますます重要になっている。キャリア教育に関する学校の活動に対する保護者の協力としては、例えば、職場体験講座等においてPTAの会員（保護者）が子どもたちに講話を行う実践等が行われており、大きな教育効果をもたらしている場合も多い。学校から保護者に積極的に働きかけるとともに、保護者が自らの社会人・職業人としての経験等をいかして学校の活動に協力することが期待される。
- 家庭においても、例えば、家事の分担をさせたり、成長に応じて、ボランティア活動や公民館の活動、地域行事等へ参加させたり、様々な職業生活の実際や、仕事には苦労もあるがやりがいや達成感もあることを感じ取らせたりすることなど、子どもの自立を促すために家庭でできることの実践を勧めたい。
また、保護者の働く姿だけでなく、ボランティア活動や地域行事等に参加することなど社会へ参加する姿が、子どもに対して将来の生き方を考える上での有益な影響を与えることにつながるとも考えられ、こうした保護者自身の活動も望まれる。

6. 関係行政機関との連携

- 国においては、「産学人材育成パートナーシップ^{*1}」のように、産業界との対話により大学と産業界が協働して解決すべき課題等を検討していくことも必要であり、例えば、職業能力の開発・向上の促進等を担う厚生労働省や、企業やNPO等の民間主体の組織・人材の育成等を担う経済産業省等の関係府省間での連携・協力を図ることが必要である。

*1 産学人材育成パートナーシップについては、p. 201参照。